

502

207



始



9.9.4

502-207



生江孝之講

兒童社會

兒童保護研究會



目次

第一編 總論……………一

第一章 兒童保護の根本觀念……………一

第二章 兒童保護事業沿革大要……………二

第一節 兒童保護に關する最近の思潮……………一九

第二節 兒童保護法……………二三

第三節 事業の統一聯絡機關……………二六

第四節 國際少年保護局の設立……………三一

第五節 兒童保護事業の對象……………三四

目次

第二編 各論

目次

二

第一章 普通兒童保護事業

第一節 胎兒保護事業……………三七

第二節 巡回産婆……………四九

第三節 乳兒健康視察員……………五二

第四節 我邦の巡回産婆……………五四

第五節 妊産婦相談所……………五七

第六節 妊産婦通信保護……………六一

第七節 産院……………六二

第八節 出産前後の保護……………六六

第九節 家政補助……………七三

第二章 乳幼児保護施設

一〇八

第十節 國家の態度……………七六

第十一節 兒童保護最低標準……………八〇

附 受胎制限の是非……………八七

第一節 乳兒保護事業の必要……………一〇八

第二節 牛乳供給……………一一九

第三節 授乳獎勵……………一二三

第四節 兒童保健相談所……………一二四

第五節 我邦の相談所……………一二三

第六節 小さき母の會……………一三八

第七節 乳兒週間運動……………一四〇

目次

三

第八節 兒童保護年……………一四〇

第九節 晝間幼兒保育事業……………一四九

第三章 學童保護……………一六六

第一節 國民教育普及の問題……………一六六

第二節 學校衛生……………一七一

第三節 劣等兒の保護……………一八八

第四章 勞働兒童の保護……………一九四

第五章 小公園と兒童遊戯場……………二〇三

第一節 米國に於ける兒童遊戯場……………二〇四

第二節 英國に於ける兒童遊戯場……………二〇三

第三節 獨逸に於ける兒童遊戯場……………二〇四

第四節 日本に於ける兒童遊戯場……………二〇五

第五節 希望數則……………二〇八

第六章 特殊兒童保護施設……………二四二

第一節 育兒事業……………二四三

第二節 家庭養育……………二五〇

第三節 家庭依託……………二五三

第四節 家庭制度……………二五八

第七章 母子扶助法……………二六二

第八章 兒童虐待防止策……………二七二

目次

六

第一節 兒童虐待防止事業の現状……………二七二

第二節 兒童虐待防止事業に關する根本問題……………二九三

第三節 防止會に對する注意……………二九五

第九章 大戰と私生兒問題……………二九九

第一節 問題解決の機運……………二九九

第二節 大戰私生兒を生む……………三〇三

第三節 乳兒と死亡率……………三〇八

第四節 保護の方法……………三二三

目次終

兒童と社會



第一編

總論

第一章

兒童保護の根本觀念

内務省社會局囑託
日本女子大學校教授

生江孝之

現代には、幾多の緊要なる大問題がある。而も兒童保護の如きは、最も切實に要求せらるゝところのものであると思ふ。

先づ兒童保護の徹底を期せんと欲せば、其の現情を探らんよりは、先づ保護の根本觀念に溯つ

第一編 總論 第一章 兒童保護の根本觀念

て、之を究むるの要あるは云ふまでもない。惟ふに、宗教、哲學、科學の上より、將た民情、政治の如き實際問題より、その因つて生ずる所以を究めなければならぬ。何が故に、兒童を保護せざるべからざるか。以下之に就て略述しよう。

一 本能性の欲求

凡そ生物に於て、最も強烈なる欲求は、自己保存及び種族保存の二である。之ありて、努力あり、精進あるのである。乃ち前者の爲めには、飲食慾、後者の爲めには生殖慾が伴うて、之を充し、之を完ふせんとするのが生物學的に觀たる人生である。而してこの二大欲望は何れも大切なものであるが、若しその一を選ぶとせば、生物學上よりは、種族保存を先とするの事實を往々に見るのである、即ち生物の實際に就て觀察するに、生殖作用を完うし、種族保存の目的を選ばれば、其の個體の自然に死滅するものが少なくない。かの蜉蝣の如き、成蟲となつて生殖作用完了すれば直ちに死亡する。數年間の自己保存は、たゞ一朝の種族保存の準備の爲めにあるかの觀

をなすのである。又、斯る極端なるものを除くも、凡そ生物の壽命は大抵後繼者を完全に造り得る歳月に依りて定まるものである。されば蟲類の如く多數の産卵を爲して、其の目的を容易に達し得るものは壽命が短かく、鳥類の如く産卵の比較的少ないものは壽命が長いのである。

さて人類に就ては、どうであるか。吾人に果して一の定命があるか否かは、専門家の研究に委することとして、之を婦人に就て見るに、婦人は受胎能力が四十五歳内外で終るとすれば、それよりその兒童教養のために、なほ少なくとも十五年乃至二十四五年を要する次第である。故に種族保存の原理より見て、母としての壽命即ち自己保存は、少なくとも、六十乃至七十五歳までを必要とする。要するに生物は有意識的にせよ、或は無意識的にせよ、必ずその種族保存のために、最も強烈なる活動をなすつゝあるのである。故に單にその本能的欲望よりするも、生物は其の子女を保護すべき自然の配劑を受けて居るのである。特に體細胞は死滅するも、生殖細胞は永續するといふ生物學的事實に徴しても、その種族即ちその後繼者の保存に、最も重大なる意義を有することは明かである。

一人類の理想より生物は進化の理法に従つて發達する。この進化の理法には、果して理想を有するか否かは、今尙ほ依然として未決の大問題と云ひ得る。然しこれを哲學的に思索するも、將た宗教的、倫理的に考察するも、また特に常識的に判斷するも、宇宙は單に盲目的運動の結果、偶然に現在の最高動物なる人類を生み出したもので、人類生活には何等到達すべき理想がないのであると信ずることは出来ぬ。尤も哲學的には種々の議論が幾千歳に亘つて試みられつゝあるが、少なくとも常識的、倫理的には、人種には遂に到達すべき理想社會が存在するものであると信ぜられて居る。即ち人類は理想を有する動物で、人類普遍の理想とは、人類の到達し得べき最高文化の完成である。人類社會はこの理想に到達すべく最善の努力をなし、又爲さねばならぬのである。而して其の最高文化の完成のためには、云ふまでもなく、現在人の最善の努力とその後繼者の繼承的奮闘とを必要條件とするは言ふまでもない。然らば人類はその理想に到達すべきものといふ見地よりするも、將にその後繼者たる子女の健全なる發達を期待せねばならぬ。その期待を事實とせんがためには、先づこれが徹底的養護を緊要とする。もしさうでないとなれば、假令自己一代

の努力が如何なる功績偉勳をその時代に奏し得たとしてもそののみでは、到底理想境に到達することは出来ぬ。

二 國家社會の基礎を鞏固にするがため

人類の集團が遂に社會を造り、社會は又更に其の中に國家を組織する。國家組織の要素は土地と人民と主權者である。而して人民の強弱がその國家の消長隆頽に最も密接の關係を有するは多言を要しない。人民の強弱とは歸する處、その兒童の健全に正比例をなすものである。例へば埃及、印度、希臘及び羅馬などが、一時歴史的に最高文明を形成し、各人最も華かな文化生活を營み得たるに、後年皆遂に衰頽滅亡の同一運命に弄ばるゝに至つたのは之れ果して如何なる原因に依るものであらうか、これは單に經濟的政治的方面よりのみでは到底満足の解釋は與へられない。今、これを生物學的に見るも亦大なる意義がある。即ち希臘、羅馬に於ても、その隆昌の際には、優良な素質を有する兒童の生育が旺盛にして、不良の分子は自ら少なかつたのであるが、それが

「優良なる素質を有するものゝ生産が少なくて、不良なる素質を有する者の生産が多くなつた」
 Rome declined and fell, when her human harvest become bad. その時代に於て、これ等の雄大なる國
 家も遂にその滅亡の悲運より免るゝ事が出来なくなつたのである。よし之が主因でなくとも其の
 重要なる一原因であつたことが明かである。

古代の歴史的思索は別とするも、現代に於ては健全なる児童は健全なる國家の基礎なりとの觀
 念が、最も鞏固になりつゝあるを疑ふ餘地はない。歐米に於ける児童保護の輓近特に其の隆起を
 見たのは、確かにかゝる觀念が主因をなして居るのである。されば米國政府が一九一八年に「児童
 保護年運動」を起して全國一切に児童保護の大運動に着手するや、其の標語として、「健全なる兒
 童は偉大なる國家の礎なり」と高唱してゐる。近くは我邦に於て、児童保護宣傳に着手するや「家
 の寶は子供である、國の寶は民である、民強ければ國興り、民弱ければ國衰ふ」の標語を高く掲
 げて、大宣傳を試みたる如き、何れも其の證左である。要するに之を事實に徴するも、將た理論
 に糺すも、國家の隆頽はその児童の健否に重大な關係を有するは、最早改めて論究するの必要を

認めぬのである。

三 家庭の至寶として

児童は家庭の至寶である。家に巨萬の財寶を積むも、子女なきの家庭は家庭として眞平の幸福
 を享有し得たものとは云ひ得ない。特に我邦の如き家族制度の下に於ては、その後繼者たる子女
 を有せざる場合、その「家」の絶滅となり、従つてその祖先の祭祀さへも絶つこととなるのである。
 この意義より云ふも子女は寔に家庭の至寶である。古歌にも「白金も黄金も玉も何せんにまされ
 る寶子にしかめやも」とあるが、この歌が今尚ほ依然として能く人口に膾炙する所以は、主とし
 て咏歌それ自身が能く我民族性に適合したためである。人間は二つの方法に依て、自己の永久性
 を社會に残し得る、一は事業で、他はその子孫である。永久的の大事業を天下後世に残すことは
 萬人の均しく爲し得ることではないが、家庭に子女を設け、その家庭を通して自己を永遠に生か
 すことは、普遍的に何人にも爲し得らるゝところのものである。故に子女は家庭の至寶である。

この意味に於てもその子女を養護することは、人生に於ける重大任務である。

四 兩親の尊き義務として

高等動物は其の程度の進むに従つて、養護の期間が長くなるのである。魚類などは其の産卵の場合本能的に其の適應の場所を選定するも、孵化後に於ては、別に養護の必要はない、進んで鳥類に至り、更に哺乳動物に至れば、其の養護には相當の期間を有するが、尙ほ最高動物たる人類に至つては、文化程度に於て、其の差異こそあれ、歸する所十二三年乃至二十四五年間は、之を養護せねばならぬ。若しこの期間之が適當の養護を缺ぐに於ては、その兒童は大抵社會的落伍者となり、或は浮浪者、犯罪者等反社會的の人間となるか、その然らざるものは不熟練労働者となるのである。それで其の父母たるものは、文化の進むにつれて、それ丈け長くその子女教養の義務を負はねばならぬ。

尙ほ之を生物學上に於ける約説の原理に照すも明かである。即ち生物には個體發生と系統發

生との二種あるが、系統發生とは、幾十萬年を要して徐々と發達するもので、アミーバより哺乳動物に至るまでに幾十萬の長き歳月を要したことの如きそれである。又個體發生とは、十數年間に繰返して、一個完成したる個體となるものを云ふので、アミーバの如き單細胞虫なる精虫と精卵との結合が遂に十數年を経て完全なる人間を構成すると云ふのである。この約説は形體的にも、精神的にも、實現せらるゝ譯であるが、その中、生理的、形體的には、遺傳的の傾向が主となりて、その環境の如何に拘らず身體發育上極端なる支障を受けない限り、歳月の嵩むに従つて身體の發育を相當になし得るが、精神的知識的には、社會的環境が多大の影響をなすものである。假令文明人の子女でも、之を野蠻人の間に生育せしめた場合には、精神的發達は殆ど見ることが出来ないで、その野蠻人と同一程度の状態にとどまつてしまう。故に、形體は自然の儘に置いて、約説の原理の實現には支障はないが、精神若くは知能は自然の儘では、其の發達は全く杜絶閉鎖さるゝ傾を有つて居る。故に兒童に對しては、素より形體的に發育すべき義務を負ふて居ると同時に精神的に教育すべき重大なる義務を有する。而してこれ等の義務は時代の進歩と共に、益々

確實となり必要となるのである。

單に義務の觀念より許りでなく、親の慈愛は自己を犠牲にしても、その子女の養育に最大の努力を惜まぬに至るものである。世に「親心」と云ふ言葉があるが、この情操は普通の愛情や同情など、自らその選を異にする點があつて、心理學上獨立のカルキラムに入るべきものであると、現代の學者は言ふて居る。古歌にも紀貫之が「世の中に思ひあれども、子をこふる思ひにまさるおもひあるかな」と咏じ、又藤原兼輔が「人の親の心はやみにあらねども、子を思ふ道にまよひぬる哉」と歌ひ、又更に親心の尊さを忍びて吉田松陰の辭世の歌に「親を思ふ心にまさる親心けふのおとづれ何ときくらん」とあるが如き、何れも皆親心の尊さと其情操の極めて高きものであるのを證してあまりある。それで一方義務の念よりするも、又更に一方親心てふ尊き情操より考ふるも、その子女を養育するは父母の本分であると云はねばならない。

第二章 兒童保護事業沿革大要

兒童保護事業の濫觴は今之を審かにするを得ないが、希臘時代に於ては現今の所謂兒童保護事業の如き、未だその萌芽を見ぬやうである。希臘時代に於ける兒童の取扱は一面甚だ幼稚であり、且極めて残忍であつた。アリストートルの如きは、豫定以外に人口の増殖せる場合、嬰兒を壓殺若くは墮胎するは、人口調節上已むを得ざるの政策なりとなして、之が實行を認容したのである。然しプラトンは國家又は後見人が孤兒に對する義務に就て、「孤兒は凡べて公の後見人の手に托すべきものである。孤兒に對しては實に其の子を養育するが如き精神を以て、之を鞠育し、又其の財産に對しては、自己の財産若しくはそれ以上の注意を以て、之を保管せねばならぬ」と云ふて居る。之に依れば、孤兒に對するの保護を充分ならしめざるべからずとの精神が其の間に躍如たるを認め得るのである。然し當時は未だ所謂兒童保護事業と稱し得べきものの存在を見得ない。

史に表れたのでは、紀元後百十年頃羅馬のトラジャン帝の時代に設立せられたる救兒院が此種事業の嚆矢とある。帝は貧兒保護のために低利資金を貸付し、其の金額八萬圓に達せりと稱せらる。この資金を以て二ヶ所の救兒院を設置し、其の中の一ヶ所に三百人を收容した。而して其の總數實に五千内外の多きに達したとのことである。其の後ターリアンやオーガスチンやコンスタンチン帝王の時代に於ける兒童保護の施設を外にして、なほ幾多の事業を見るに至つたが、近代に於ては英國エドワード六世時代の一五五二年に、國王ブライドウヰルの宮殿を育兒事業に下賜し給ふたことである。當時はヘンリー八世の後を受けて、英國に於ては、宗教上、經濟上、殆ど空前の改革を齎らした時代である。かゝる時代に於て、慈善事業として、育兒事業の設立を見るに至るは、蓋し時代の要求之を然らしめたのであらうが、國王がその宮殿を下賜し給ふて、育兒事業の用途に充てしめ給ふが如きは、其の仁慈の精神の程をも偲ばれて、如何にも其の尊さを感じざるを得ないのである。其の後、更に社會上幾多複雑なる變遷を経て、一六〇一年エリザベス女王時代に、遂に救貧法の制定を見、其の中に徒弟保護に關する條文を設くるに至つた。元來救貧法は

極めて消極的、事後的のもので、何等積極的、事前的の性質を帯びてないが、獨り其の間に於て徒弟保護に關しては、全然積極的防止的の性質を有するのである。即ち左の如き方針に依て保護を實施したのである。

「救貧法は徒弟制度の下に於て、少年に對し職業的教育を授け、自助的精神を與へ、道德的訓練を施し、心身の清潔を保持し、これに依て、彼等を向上せしめ、以て窮民の生活状態を改善進歩せしめんとするに在り」と。

其の外、佛獨米等相續いで斯業の設置を見たが、獨國に於ては、十七世紀の晩年オーグスト・ヘルマン・フランクに依て、ハーレ市に設置せられたるを、獨逸に於ける最初のものと思はる。フランクは一六六三年に生れ、長じてライプチヒ大學に學び、一六九一年學業卒へて、ハーレー市に移り、爾來三十六年間、神學語學の教鞭を執るの傍ら、教會の牧師となり、其の間一般市民に接近し、貧孤兒にして、薄幸の境遇に苦悶し居るもの少なからざるを認め、遂に僅かに七圓の資金を以て、大膽にも襁褓學校なるものを設置し、一百の收容兒と五百の通學兒を有するに至つた。

其の後事業は大いに發展し、現に同地に於ける育兒事業の白眉と稱せらるゝ程である。

更に我邦に於ても、児童保護事業は比較的古い歴史を有して居る。今より千五百年の昔雄略天皇は常に殖産工業を奨勵し給ふの故を以て、一日其の下臣螺贏に命じて、蠶を聚めよと命じ給ひしに螺贏は之を兒と思ひ、直ちに人を遣し、諸所より赤兒を數多集め來らしめ、之を獻けしに帝は毫も之を咎め給はず「朕が汝に命じたるは兒にはあらず蠶なるぞや、さるにても、斯く無告の兒等を連れ來れるこそいみじけれ」とて、其の兒童を悉く螺贏に預け給ひ、且つ彼が姓を小子部と賜ふた。之が我邦育兒事業の濫觴であつて、其の後和氣法均尼が當時爭亂の後、近畿諸國穀登らず、病疫尋で流行し、庶民疲弊の極、往々其の兒等を棄つるものあつたが、法均之を歎き乃ち人を遣はして、之を拾ひ來らしめ、悉く養子となして鞠育すること、實に八十三兒に及んだ。天皇深く之を嘉し給ふて、葛木ノ首の姓を賜ふたのである。又更に嵯峨天皇の第二皇女なる淳和皇后が京都の窮民が兒を擧ぐるも、これを育つる能はぬため、路に棄つるものある毎に、有司に仰せて之を拾はしめ、又無告の孤兒をも救ひて養育せしめ給ひしこと數知れずとあるが如き、何れも育兒

事業が古代に於て、早くより既に存在せしを窺ふことが出来るのである。

古代に於ける斯業は、主として環境的異常性を有する孤兒貧兒等を、事後の事業として救助するに留まり、其の他に及ばざるの状態であつたが、近代に至つては、幾分其の歩武を轉じて聾啞兒、低能兒、不良兒等をも保護教養するに至つたのである。即ち聾啞兒に對しては、十六世紀の後半西班牙ヘドロ・ホンス・デー・レオンによつて、保護教育の途を設たるを嚆矢となし、更に盲教に對しては、十八世紀の晩年なる一七八四年佛人ワレラーテン・ヒーリングによつて開始せられたるは低能兒教育は十九世紀の中葉一八四九年に佛人ドクトル・イタードに依て、呱呱の聲を擧げたるが如き、其の外感化教育に於ては、低能兒教育よりは、稍々早く設立せられ、盲教育の創設と略々其の時を同じうして居る。即ち倫敦慈善協會なるもの一七八六年に設立せられたが、其の目的とする處は不良少年の感化であつて、現在倫敦郊外に在る世界有数のレッドヒル感化院は實に同協會の設立に係るものである。

斯の如くに十六世紀の末葉より十九世紀の中葉に懸けて、身體的若くは精神的に異常性を有す

るものを保護するの氣分成熟し、一たびこれ等の施設を一地方に見るや、各國相競ふて之が設置を試むるに至り、現今に於ては、何れの國に於ても、これ等の施設を見ざるはなく、例へば米國に於ては、州立聾啞學校の數五十七、生徒一萬内外、盲學校は州立五十にして、生徒數五千を有し、更に感化事業に至つては、百十五の公私感化院を有して、收容兒童五萬人以上に達するが如き即ちそれであつて、兎に角、此の種兒童の保護も亦次第に徹底し來るの事實を認むるのである。なほ其の處遇方法に就て見るに、最初は純然たる雜居制度にして、時には大人と兒童とを區別するなく、苟くも救護を要するものは、同一施設内に半ば監禁的意義の下に收容し居つたが、其の後男女、老弱其の他病者健康者等、凡て其の性情に應じて分離すべきの必要を認め、先づこれ等を分離するに至つた。之は其の處遇上、確かに一進歩であつたが、而も其の分離したる者をば、依然雜居制度の下にこれを救護するの舊套は能く脱するを得なかつた。然るに幾多の經驗は雜居制度が兒童教養上甚だ不良なるを發見し、これを家族制度に變更し、成るだけ其の生活狀態をして家庭のそれと相親近せしめんとするに至つた。これ實に兒童保護に對する一大進展と云ふべきであ

る。然し家族制度も亦一の進歩したる院制度に過ぎないが、如何に其の内容、實質が完備しても、院制度には必ずそれに隨伴する病弊を免れない。それで精神異常者、強度の不良少年等の如く必然的に一定の場所に收容するを必要となすものゝ外は、院制度内に收容保護するを出來得るだけ避けんとするの議論が多數の専門家に依て提唱せられ、遂に己むを得ざるものゝ外は、院内保護を避けて、他の家庭に依託するの方針を採用するに至つた。之を家庭依託制度と稱する。この制度は孤兒、貧兒、棄兒、遺兒、被虐待兒等の如き、單に環境的結果に基いて、保護を要すべき種類の兒童に應用せられ、現在に於ては佛、米、獨、英等廣く實施せられて居る。而してこの制度は、之を家族制度に比すれば極めて良好の成績を收め得るのである。我邦に於ても、亦次第に家庭依託制度を實行せんとする傾向を生ずるに至つたのは、確かに斯業の一進歩と云はねばならぬ。然らば斯く雜居制度より家庭依託制度まで變遷し來り、次第に顯著なる成績を齎らすを以て最早革新の餘地なきかと云ふに、最近の思潮は更に一步を進めて、兒童は成るだけ之を自己の家庭に於て養護保育せよ、兒童教養の最良場所は自己の家庭で所謂「母在す處、茲に眞正のホーム

生ず」である。この意味よりして自宅教養制度の發生を見るに至つた。故に救護を要すべき兒童にして、其の家庭を有する場合、先づ其の家庭が兒童教養に適するや否やを調査し、若し幸に適當なるを認めたる場合、其の家庭内に其の儘保護するのである。この制度は私設事業中にも、時に之のあるを見るが、公設の場合に於て更に多く之を見る。特に米國に於ては、子女を有する寡婦が生活の脅威のために其の兒童の救護を必要とする場合、一九一一年以後米國の殆ど各州に於て、母子扶助法を制定して、母子共に其の家庭に於て必要なる保護を與ふることにして居る。之に依て實際上多くの母子が家庭分散の慘劇より免かれ、一家和平團樂の裡に適應の保護を受けつゝ發達するのである。斯くの如くに、何等かの異常性を有するものは、家族制度、家庭依託制度若くは更に自宅保護制度の何れかの下に、其の個性と環境とに應じて、適應の保護を受くるやうに成りたるは、斯業の大變革にして、これ等の方法によるの外、亦他に處遇方法を見出し得ざるかの状態にまで發達したのである。然し叙上に於ける兒童の種類は記既の如くに、皆何れかの缺陷と異常とを有するが爲めに、其の事業は自然事後的、消極的將た治療的たるの範圍を脱し能はざるの

である。然らば斯業の範圍は單に之のみに限定せられて、又他に擴張の餘地を有せざるものなるべきか。若し餘地なしとせば、兒童保護事業も他の幾多の事業と同様幾百年の久しきに渉るも、遂に能く此種兒童の存在なからしむるの根本に觸るゝを得ないのである。こゝに於て最近の思潮を見るに至つたのである。

第一節 兒童保護に關する最近の思潮

斯業に關する最近の思潮とは何かといふに、先づ豫防は治療に勝るとの觀念を第一に數へ得ると思ふ。事後即ち事の發生後に於て治療に従事し、其の治療の方法如何に巧妙を極むるとも、之に依て事の發生を防止するの力はない。事の根本に觸れよ。事物を徹底的に解決せよとは、近代の叫びである。故に斯業に對しても、未だ何等の異常性を有せざる兒童を、將來缺陷を享有することなしに、健全なる發育を遂けしめよとの叫びが、俄然として湧き出づるに至つたのである。更に他の思潮の一は、社會連帶責任の觀念より出づるの思潮である。社會は有機體である。有

機體は連帶、共同責任の上に於て其の健全なる發達を遂ぐべきである。若し社會の一員にして、既に或る缺陷を有せんか、社會は之に對し、慈悲救助の觀念ではなしに、連帶責任の觀念を以て義務として、之を擁護すべきである。又單に缺陷を有するもののみならず、未だ其の不幸の境遇に陥らざるものに對しても、成るだけ其の健全なる状態を其の儘持續し若くはより良き發達を遂げしむるがために、相互協力し、自他責任を自覺して、相共に保護援助すべきである。而して兒童を對象とする場合に、相互の協力、自他の責任を兒童に要求し能はざるも、保護の任にある社會は彼等を擁護するを以て、社會全體の責任と考ふべきであつて、從來の如くに、篤志家の篤志行爲に委して敢て顧みざるが如きは、社會共存の意義に反すとの觀念を喚び起すに至つたのである。既に斯る觀念を是認する以上は、社會自身が自己の責任を以て、消極と積極と、治療と豫防とを問はず、之を徹底的に保護すべき義務を有するのである。

斯く豫防施設に重きを置き、兒童保護の方面に對しても、連帶責任を以て、之を徹底的に保護せんとするに至りたる理由は、保護を特に必要とするの新事實、即ち幼者の健康保護を特に必要とするの新事實が發生したのである。然らば其の意如何と云ふに、一は生産兒の増減と、乳兒死亡率の高低が國民健康の強弱と、正比例をなすとの事實を發見したためである。試みに轉近生産兒の減少は、如何なる程度に在るかと云ふに、左掲は即ちそれである。

人口千に對する生産兒數

國名	年次	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915
英國		27.3	27.2	26.5	26.7	25.8	25.1	24.3	23.9	24.1	23.8	22.0
上部奧國		30.3	30.3	29.2	29.8	29.5	28.3	27.6	28.2	26.9	27.9	21.0
白佛國		26.1	25.7	25.3	24.8	23.6	23.7	22.9	22.6	21.6		16.1
佛國		20.6	20.5	19.7	20.2	15.5	19.6	18.7	19.0	18.8	18.0	11.3
獨逸								28.6	28.3	27.5	26.8	20.4
伊國		32.6	32.1	31.7	33.6	32.7	33.2	31.5	32.3	31.6	31.0	30.5

叙上の如く生産兒は大體上、年々減少して居る。若し斯る状態が今後永續するに於ては、人口

増加の割合年々減少して、國力次第に衰頹に赴むべしとの憂慮よりして、各國が何れも、一方多産奨勵をなすと共に、他方生産兒の健康保護に、最善の力を致すに至つた主なる理由である。然るに多産奨勵は現今の状態に於ては、未だ其の目的を選するの曙光だに見出し能はざるを以て、益々生産兒の擁護に全力を傾注するに至つたのである。尙ほ他の重要な一事は、乳兒死亡率の多少が、國民の強弱と正比例をなすの事實が獨英兩國の調査研究の結果に依て、専門家の確認する處となりたるがため、成るだけ乳兒死亡率を減少して、國民の健康を増進せんと努力するに至つたのである。斯る意味合よりして、最近新設されたる兒童保護の事業は、多くは皆何れも豫防的、事前的、積極的のものであると云ひ得るのである。例せば天然榮養に代へて、人工榮養を與ふるを必要とする母親に對し、純良なる牛乳を適當に調理して、其の精分を母乳に近きものとなし、之を一般の母親に供給せんがために、一八八九年ハンプブルグ市に於て、新設せられたる牛乳調理所の如き、又健康乳兒の健康を維持若くは増進せんがために、一八九〇年佛國ナシー市に設置せられたる兒童健康相談所の如き、又學生榮養状態の不良を救護するの目的を以て、一八八二年

佛國に於て學童給食制度を開始せるが如き、更に乳幼兒保護を一般的に普及せしむるの目的を以て、一九一四年乳兒週問を、米國市俄古市に創設せるが如き、又子女を有する寡婦が生活困難に陥りたるの故を以て、其の家庭を分散して、兒童を特殊施設の下に保護するは、兒童保護の根本精神に背くとの故を以て、一九一一年市俄古市に於て、母子扶助法を制定して、一家和平と團樂の下に、其の兒童をその儘家庭に於て養育せしむるが如き、皆何れも最近思潮の豫防的、根本的事前的觀念より出でたものと思考せざるを得ないのである。

第二節 兒童保護法

兒童保護の立場よりして、法律の制定を見るに至つたのは、必ずしも近代とは限らないが、然しそれは何れも一般救済に關する法律の一部か若くは單行法のみであつて、之に關する統一的法律に至つては、全く近來の産物である。例へば一六〇一年に制定したる英國救貧法の一部に孤貧兒救助に關する規定を見るが如き、又一八五四年に英國最初の感化法の制定せられたるが如き、

更に佛國に於ては、棄兒の養育及び其の教育法に關する法令が、共和曆第五年に發布せられ、救濟子女に對する事務取扱法は一九〇四年に規定せられ、其の他米獨等に於ても、何れも英、佛二國と同様の状態に至り、尙ほ更に我邦に於ては、棄兒養育米給與方が明治四年太政官達を以て公布せられ、又幼弱救助に關する事項が、明治七年に發布せられた恤救規則の一部に記述せられた事の如き、即ちこれである。

統一法 然るに時代の進歩は、特に兒童保護の觀念が、急激に發揚したるの現時に於て、單に單行法又は一般救濟法規の一部に挿入されたのみにては、満足が出来ぬやうになり、遂に統一法規の出現となつたのである。而して之が先驅をなしたのは英國である。英國は一九〇八年に兒童保護に關する幾多の單行法を統一し、整理し、改竄し、増補して、遂に「兒童法」を制定し、之に依て、消極、積極の二方面、事前事後の兩立場より、各種の兒童を徹底的に保護せんと企てたのである。吾人は英國の先見と慧眼とに對して、推服の情禁じ得ないのである。特に十八九世紀に於て多數の貧兒孤兒を工場内にて、極端に苦役し、虐待せしめて、敢て介意せざりし英國が

今や天下に率先して、兒童を徹底的に保護せんとて、統一的法律を制定せるに至つては、兩者を比較して直に隔世の思に堪えざらしむるのである。尙ほ米國に於ても、十數年以前より、統一法制定の必要を痛感し、今や、四十八州中の二十四五州は、既に特別委員を選定して「兒童法」の作成中で、オハヨー州の如きは、既に統一兒童法の實施を見るに至つたのである。更に獨逸の如きは、一九二一年最新の思潮に基き、兒童保護法案を議會に提出して居る。恐らくは同案が議會の協賛を経て、既に法律となつたのであらうと思はる。今其の總則第一條を掲げて、同法が如何に時代思想に充ちて居るかを紹介する。

第一條 獨逸人タル兒童ハ身體上精神上及ビ道德上ノ養育ヲ受クルノ權利ヲ有ス
養育ニ關スル父母ノ權利及ビ義務ハ本法ニ依テ妨ゲラル、コトナシ養育權利者ノ意志ヲ侵害スルコトヲ得ルハ法律ノ規定アル場合ニ限ル
公ノ兒童保護ハ兒童ガ家庭ヨリ養育ヲ受クルコト能ハザル場合ニ限り之ヲ開始ス

第二條 公ノ兒童保護ノ機關ハ兒童保護官廳（兒童局）邦兒童局（國兒童局）トス但シ法律上

他ノ公共團體若クハ公ノ施設殊ニ學校ノ權限ニ屬スル事項ニ對テハ此限りニ在ラス
公ノ兒童保護ト稱スルハ兒童ノ幸福増進ニ關スル一切ノ事項ヲ謂ヒ現行法ニ別段ノ規定スルモノ
ヲ除クノ外下記ノ條項ニ依テ之ヲ定ム

之に依て看れば、獨逸の兒童は、身體上、精神上、將た道德上、權利として、其の養育を受くる
ることが出来る、先づ根本觀念を規定し、更に公の保護と稱するのは、兒童の福祉増進に關する
一切の事項を稱するものなりと規定して、舊法に示されたる舊思想の如くに、極端なる消極主
義の救助本位とは全然其の選を異にして居る。この外我邦に於ても近く兒童保護法案を議會に提
出せんとて、目下銳意其の編成中である。亦以て其の傾向の赴むく所を洞察することが出来る。

第三節 事業の統一聯絡機關

兒童保護に關し、既に法律上の統一を見、若くは近く見んとするの氣分が横溢しつゝあるを是
認し得ると共に、事業に對する指導監督上の統一をなして、斯業の健全なる發達を見んとするの

傾向、亦輒近頗る顯著なるを認むるに至つた。即ち米國に於ては、一九一二年以降、米國労働省
内に兒童局を設置して、兒童保護に關する一切の指導、宣傳をなして、各州自發的に統一機關を
設けしめんと企圖し、且つ實行しつゝあるが如き、又米國四十八州中其の大半は既に兒童局を設
けて、指導、宣傳及び監督事務に全力を盡して居る。紐育市の如きは、一九〇八年に兒童保健課
を、市衛生部内に新設し、其の後數年を経たる一九一三年に兒童保健局を設けて其の事業の範圍
を廣め、内容の充實を企圖しつゝあり。尙ほ白國は一九一九年に獨逸は一九二一年に何れも兒童
保護課を設くるに至り、最後に我邦に於ては、大阪市を除くの外未だ獨立の兒童課を設けざるも
社會局課の内に、兒童保護係を設くるもの頗る多きを算するに至つた。我邦に於ても、現時の
状態に照して、統一的に、斯業を指導し、後援し、保護することの特に必要なるを痛感するので
ある。

聯絡機關 多數の事業が、雜然として、到る處に設置せられ、各自其の思ふが儘に、經營畫策
して、何等他と聯絡を採らざるに於ては、單にその事業の發達を期待し能はざるのみならず、事

業の重複を招來し、救助の濫給となり、社會の缺陷を補ひ若くは社會の缺陷を絶滅せしめんとする社會事業は、之れあるが爲めに却て世間に害毒を流布し、被保護者に災害を與ふることなきを保し難いのである。これ等の目的を以て、生れたる最初の事業は英國倫敦に於ける社會事業協會で、其の設立は一八六四年である。之れ素より兒童保護のみに限定せられざるは、明かなるも、相互聯絡を現在社會事業に緊切なりとして、設置したるの根本思想に至つては素より同一である。最も適切なる事例は、一九一二年に設けられたる紐育兒童福祉協會である。同會は二才以下の兒童を保護する七百十三の團體の聯合より成り、相互聯絡を圖りて兒童保護に遺漏なきを期しつゝある。尤もこれ等の團體が凡て兒童保護専門のものではなく、其の施設内に兒童部を有するもの例へば普通病院の一部に病兒をも取扱ふと云ふが如きも含まれては居るが、兎に角、斯る大規模の聯絡機關は、他に多く其の例を見ざる程であるが、要するに必要はこの大機關を生んだのである。其外、内外共に、斯る聯絡機關が幾多もあつて、それで事業の重複を避け濫救を防ぎ、相互聯絡を保つて、健全なる發達を遂げつゝあるのである。

聯絡の地理的範圍は、最初は主としてその一地方に限られたものであつたが、それが擴張して、一國となり、更に擴大して國際のものとなつたのである。兒童保護に關することもそれと同様であつて、一地方より一國となり、遂に世界的聯合となつたのである。

其中國際的のものを舉ぐれば、第一回國際兒童保護會議は一九一三年白國ブラツセル市に開設せられ、主として兒童衛生に關する幾多の事項を議決したのである。而して第二回は世界大戰勃發の故を以て、其の間開催し能はざりしが、大戰終熄後の一九二一年、第二回國際少年保護會議の名稱の下に、前回同様白國ブラツセル市に開催したが、我邦よりも湯澤内務書記官之に出席した。而して第二回會議に於ける討議議題は大略左の通りである。

第一、不良少年と其審判所

第二、異常少年

第三、小兒の社會衛生

第四、戦亂に基因せる孤兒

等にして、主として特殊兒童に關するものを題目としたが、之は大戦の結果、斯る少年少女の多く輩出し若くは續出の虞あるがため、豫じめ斯る限られたる範圍の題目に就て、論議せることとなしたるも、亦其一原因であらうと思はる。

同會は一九二二年七月十八日より二十一日の四日間開催し、其の議題に應じて第一部より第四部までの部門を設け、各部其の問題に對して、一々審議を遂げ、意見の交換をなしたのである。而して今試みに其の中より第三部小兒衛生、保健に關する議題を左に掲ぐる。

第一問 嬰兒の保護を確保し、小兒衛生の概念を宣傳し、母乳哺育を奨励すべき最も有効なる方法如何

第二問 小兒の結核豫防上最も有効なる方法如何

第三問 殊に父母以外の者に、委託せる場合に於ける嬰兒の居室視察方法如何

第四問 各國に於て、實行せる積極的及び消極的人種改良の經驗如何、此經驗に基き民族衰亡に關する教訓如何

これ等に關する協議の結果、未だ之を審かになすを得ざるも、同會出席者は多くは、斯業の監督官聽官吏からずば斯業の専門家なれば、其の論議及び其の議決は斯業の權威となり、從つて斯業の世界的協同的發表に資する處極めて多く、之に依て同盟諸國は斯業開發の新方面を開拓するに至るべきは明かである。

第四節 國際少年保護局の設立

國際少年保護局建設に關しては、曩に一九一三年の第一回國際會議開催の際既に其の大綱を決定したるを以て、疾に其の設立を見るべきに、戦亂のため、中絶の已むなきに至つた。依つて一九二二年の第二回國際會議の際、漸く之が建設の運びを見た。同會は本部を白國ブラッセル市に置いて居る。之は他國に設置するよりも、最も公平にして便宜なりと信すべき理由がある。同會の目的は左の通りである。

一、各國の童童保護に熱心せる者の間に連絡機關たること

二、兒童保護問題の研究を助け、且つ兒童保護に關する立法を奨勵し、及び國際間の合意を尊重すること

等であるが、我政府に於ても、之に加入の由なれば、我邦に於ても、今後國際的に兒童保護の研究、宣傳の必要あるべしと思惟せらるゝがため、本局に於て採るべき兒童保護の方法を掲載するは、必ずしも無益の業ではないであらう。

一、兒童の物質的及精神的保護特に嬰兒の保護

一、兒童の社會的衛生に關する研究

一、家庭及環境の改善

一、家庭的境遇に於ける兒童の精神的監督

一、親權及保護權の形成及制限

一、私生兒の保護、乞兒防遏

一、浮浪兒及犯罪兒の防遏

一、少年裁判の組織及少年放還後の保護

一、委託兒の保護

一、兒童に對する犯罪の抑壓

一、異常兒の鑑別及教育

一、貧兒扶助問題の研究及遺棄兒又は被虐待兒に對する保護及育兒院の設置

一、兒童を肉體的若くは精神的に傷ふべき總ての事情の矯正

一、殖民地に於ける兒童保護

一、「ワルサユ」條約の第一部及第十三條の權利の保留に關する諸問題

等即ち之である。これ等は殆ど兒童問題のすべてを網羅し、必ずしも時代的色彩を認めないやうでもあるが、然し其の中に就て、嬰兒の保護、私生兒保護、異常兒の鑑別及教育、親權の制限、貧兒扶助問題、殖民地の兒童保護等の諸問題の如きは、戦後特に重要視せられたる問題であると云ひ得るので、時代的色彩を有すと云ふことが出来る。而して國際間の仲介連絡及び提携を必要とするため、國額委員を設くこととなし、少なくとも年一回例回を開催して、各種必要の事項を

協議し、保護方法等の進歩を圖るに力むるのである。兎に角、國際的に各國相協力して兒童保護に當らんとするに至つたのは、斯業の一大進歩と謂はざるを得ない。之れ多少の煩瑣を顧みず、其の目的及び保護方法の内容を記述したる所以である。

第五節 兒童保護事業の對象

兒童保護事業の對象は、之を普通兒童及び特殊兒童の二種とする。普通兒童とは正常兒と稱するものとは、其の種類を異にする。一般に正常兒と稱するものは、心身共に異狀のなきものを云ふのであつて、環境に異常を有するものは、矢張りその中に含まるゝのである。然るに茲に普通兒と云ふのは、凡ての異常性を有するものを排除したるもので、所謂普通一般の兒童の稱である。この種の兒童をより良く心身共に健全に發達せしめようとするのが、即ち普通兒保護の事業である。即ち胎兒、乳兒、幼兒、學童、職業兒童等の保護である。これ等を保護事業の對象となすに至つたのは、比較的轉近のことで、漸く三四十年を出でぬ。然し一たび積極的豫防的のこ

の種事業が創立さるゝや、舉世翕然として之に倣ひ、三十年後の今日に於ては、兒童保護事業の對象は、主としてこの種兒童にあるかを思はしむる程で、其の一端は兒童保護の最近思潮に記述したる通りである。

更に特殊兒童と稱するは異常兒と呼ぶものよりは、其の範圍が廣く苟くも何等かの異狀を有するものをも凡て包有するのである。即ち環境異常も矢張り特殊兒童の中に包有するのである。普通兒と對照して其の他のものは、凡て特殊兒童である。數十年前までの斯業の範圍は、凡て特殊兒童に限られたと云ふても大過はない。然るに普通兒の保護が旺盛になつたために、以前は保護の全對象物であつた兒童が特殊兒童の名の下に、保護を受けるやうになつたのである。即ち環境異常としては、孤兒、棄兒、遺兒、窮兒、私生兒、被虐待兒等の如き、身體異狀としては、聾啞兒其の他の不具兒及び病兒等の如き、又精神異常としては、低能兒、白痴兒、精神病兒及び或る意味に於ける不良兒等の如きである。

これ等の兒童を其の狀態に應じて、徹底的に保護教養する事業を兒童保護事業と云ふのである。

第二編 各論

第一章 普通兒童護事業

第一節 胎兒保護事業

胎兒保護事業の必要 凡そ事物は、其の萌芽の際に於て、これを保護するを捷徑となす。健全なる人類を造り、善良なる社會を組織せんと欲せば、先づ胎兒保護より開始するを適當と認む。胎兒の保護其の宜しきを得ざるに於ては、單り死産、幼生兒、其他乳幼兒の死亡を多からしむるのみならず、將來に於ける心身の發達にも、其の障害を與ふること尋常ならざるものがある。故に支那には古くより胎教なるものがあつて、其の教育を胎兒より始めんとして居るのである。

る。恐らく妊婦の日常の居動が其の胎兒に甚大の影響を及ぼすの故を以て濫觴となすと信ぜらる。其の所謂胎教なるものゝ一端を小學纂註内篇に依て窺ふに、古者婦人妊子、寢不則、坐不邊、立不蹕、不食邪味、割不正不食、席不正不坐、目不視邪色、耳不聽淫聲、夜則令誦詩、道正事、如此則生子形容端正方過人矣とあり、以て如何に胎兒の保護に周到の注意を拂ふたかを窺ふことが出来る。又假名列女傳の一段に「君子のいひけらく、太任胎教をよくし給へり、いにしへは云云、かるがゆるに子をはらめる時はかならず感ずることをつゝしめり」云云とあり。故に我邦に於ても、支那に倣ふて胎教の普及に力められたるを窺ふに足るのである。而して支那の胎兒保護は其の精神保護に重きを置けるもので、現代式の如くに健康を主たるものと云ふを得ない。然し健康保護が決して兒童保護の最終目的ではない。最終完備の目的は心身共に健全なる發育を遂げしむるにある。然し支那の胎教は科學的に如何なる價值を有するかは疑問なるも、兎に角、胎教的の精神を以て、胎兒保護に盡すべきは、最も緊切の事である。東洋に於ては胎兒を主として精神的教育對象物として、又泰西に於ては、主として生理的保護の對象物として之に當らんとし

てゐる傾がある。兩者何れも必要であるは言を俟たぬ。されど東洋的の胎教は今や全く其の翼を收めて居るので、現状説明の資料もなく、泰西の生理的保護は輒近特に非常なる發達を遂げつつあるので、比較的資料豊富である。故に泰西に於ては、主として如何なる點より胎兒の保護を必要とし、且つ之に對し如何なる社會事業が存するかを記述せんとする。

胎兒保護は即ち妊産婦保護であるが、妊婦保護の適否は先づ死産の多寡に於て之を見る。若し其の保護宜しきを得ざれば、死産は必らず増加する。英佛獨日の死産、人口千に付、如何なる状態であるかと云ふに、

年	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916
英	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	—	—
佛	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.4	0.4
獨	1.0	1.0	—	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6
H	3.3	3.1	2.0	2.8	2.8	2.7	2.6	2.5

此の表に依れば、死産率は年々幾分の減少を呈するも、之を我邦と他とを比較せば、英は最も少なくして、人口千に對し〇、一人死産の割合なるに、我邦に於ては、三、三人即ち三十倍以上の死産を見るのである。獨逸は三國中最大比例を有するも、我邦はそれよりなほ三倍以上である。而して其の理由は多々あるべきも、其の主因は母體の虛弱なること、妊娠中の保護不完全なること、而して之に對する社會的施設を缺乏し居ること等に歸するもの多かるべく、而して我國死産の實數は十四萬九千餘人にて、之を生産率に比例せば生産百に對し七、五を示し、其の最高率を呈せる明治三十三年には、實に生産中九、七の驚くべき高率を示して居る。即ち生産の約一割は死産である。かくの如きは文明國中他に其の比を見ざるは前記統計に依ても既に明かである。これ實に憂慮すべき現象である。依て先づ其の主因を究め、之に適應なる諸種の施設方法を講ずることが緊要事である。泰西友邦が輓近頻りに其の方面にも、最善の努力を盡し、其の減少に腐心し、これが適應の施設をなしつゝあるは、以て範とすべきである。

妊産婦死亡率 婦人の死亡率は國に依り、且つ其の年齢に依て、必ずしも、一樣ではない

が、普遍的狀態より云はゞ、十五歳より四十五歳までに於ける婦人の死亡は妊娠及分娩に基因するものが多いのである。例せば米國の如きは、同年齡の範圍に於ては、結核死亡以外には分娩に基因するもの最高率を示すのである。一家の主婦、家庭の母に中年にして死亡せらるゝは、如何に其の家庭の慘事なるか、特に其の子女の教養上、不幸なるかは、敢て論述するまでもない。それで斯る原因に依る死亡數の減少に力むべきは、單に其の婦人のためのみでなく、實に其の家庭全體のため、特に其の子女のためである。而して其の死因は何れの國に於ても、産熱に因るもの最も多く、産熱は消毒の不完全等、不潔の狀態に因するものが主であるとの事である。試みに各國に於ける妊産婦の死亡率と其の死因とを列記せば、左の通りである。

國名	人口千に對する 妊産婦死亡率	産熱 死亡率	其他の 死亡率
瑞典	六・〇	二・四	三・五
諾威	八・一	四・一	三・九
伊太利	八・九	三・三	五・七
佛蘭西	一〇・三	四・八	五・五

プロシヤ	一〇・四	四・七	五・八
英吉利	一一・一	四・七	六・五
ニゼラント	一二・四	三・一	六・三
愛蘭士	一二・九	四・五	九・三
ハンガリー	一三・三	三・六	八・四
日本	一三・三	四・五	九・四
埃太利	一四・一	四・七	八・八
白耳義	一四・八	五・八	九・四
蘇蘭士	一四・八	五・五	九・〇
亞米利加	一四・九	六・五	八・四
瑞西	一五・二	六・四	八・八
スベイン	一九・六	一二・三	七・三

我邦に於ける婦人死亡率の高きは、世界殆ど無比にて、一ヶ年約六十万人の多きに達する次第なれば、如何にして、この死亡率を減少すべきかは、社會的家庭的に考察しての大問題である。然し婦人一般の死亡率減少に關する所説は、今暫らく茲に之を避け、單に妊産婦死亡に就て

考ふるも、我邦は既記十六ヶ國中の第十位に位する。専門家の説によれば、産褥熱の微菌は極めて頑強で容易に死亡せざるものとのことである。故に外國に於ても、重なる傳染病は次第に減少するも、産婦死亡率は減少しないのである。特に我邦に於ては、逐年増加の傾向を示して居る。これ其の一は直接婦人保護の上より、一は乳幼児保護の立場より、これが減殺撲滅に一段の力を盡すを必要とする。

初生児の死亡率 乳兒死亡率が他の年齢階級のそれに比して、極めて高度を示すのは、各國共通普通の事實であるが、其の乳兒死亡中に於て、更に最も高率を示すは、生後一ヶ月の間である。二三の事例を左に掲ぐる。

米國に於ける一九一〇年度の乳兒死亡率を月割に示すものを見るに、	二三・五
一週間以内の死亡	一四・一
一週間乃至一ヶ月の死亡	一八・三
一ヶ月乃至三ヶ月の死亡	一九・三
三ヶ月乃至六ヶ月の死亡	

六ヶ月乃至九ヶ月の死亡 一四・一
 九ヶ月乃至十二ヶ月の死亡 一〇・七
 尙ほ米國に於ける人口十萬に對する乳兒死亡率を見るに、

年次	死亡年齢	一ヶ月以下	一ヶ月より三ヶ月間	三ヶ月より六ヶ月間	六ヶ月より一ケ年
一九一〇—一一	一ヶ月以下	一〇七・〇	四八・一	四九・六	二六八・四
一九一一—一二	一ヶ月以下	一〇七・五	四二・八	四二・九	二四八・〇

更に米國最近に於ける調査の結果によれば、

年次	死亡年齢	一ヶ月以内	二ヶ月より十二月まで	一ケ年
一九一一	一ヶ月以内	三九・二四	七二	一一一
一九一三	一ヶ月以内	三七・六七	六三	一〇〇
一九一六	一ヶ月以内	三七・二二	五六	九三

英國に於ける調査を見るに、一ヶ月以内の死亡数は一ケ年のそれに比して、一九一〇年に於ては三三%、一週間以内は二〇%を示したのを見たが、一九一四年より一九一六年に於ける最近の

調査は、一ヶ月以内の死亡率は一ケ年のそれに比して、實に四〇%の多きに達するを示して居る。更に之を我邦の事實に見るに、我邦に於ては、内務省衛生局が明治三十三年より大正二年に至る十五ヶ年間の乳兒死亡率を調査したが、其中一ヶ月以内の死亡率は四八、八%の驚ろくべき高率を示すを發見したのである。

叙上の如く、死産、妊産婦死亡及び私生兒死亡のかくの如くに高率を示し、若くは少なくとも依然として、減少を見ざるの状態に在るは、如何なる原因に依るであらうか。又如何にして、之を防止し若くは減少し得るであらうか。之れ兒童保護の立脚地よりして、先づ第一に攻究し實施せねばならぬ問題である。

先づ其の原因に就て二三を列記せしめよ。
 先づ妊産婦死亡の多き理由に就て、之を究むるに、第一は妊婦中及び特に分娩中には、種々危険が心身共に加はるの故を以て、之に對し特に周到なる注意と擁護とを要すべきに、其の危険に對する知識の缺乏は其の期間何等の保護を加ふることなしに、無難作に經過するがためなること、

第二は分娩の際消毒の不充分なることや、特に米國等に於ては、出産の恐怖と抵抗性の缺乏とのために、或る特殊の取扱をなすの必要などあると、又地方に於ては適當な醫師や産婆を有せざるがためなりとは、専門家の主張する要點なりと認めらる。要するに無智と生活の脅威と又之に對する社會的保護施設の完備せざるに歸するもの多きを占むと思惟せらる。

又更に死産及び初生兒死亡率の高度を示すの原因に就ては、種々論議すべき點あるも、然かも其の歸する處は遺傳的、後天的、社會的、個人的の兩方面中其の何れが重きをなすかに在るのである。米國に於て一九一六年初生兒死亡率を其の原因に就き、生産届をなせる地方に就て、特調せるものを見るに、生後一ケ年間の死亡數十六萬四千餘人なるに、生後一ケ月間の死亡者は七萬五千人にして、之を二ケ月後の死亡に比すれば五倍、十二ケ月目のそれに比すれば十四倍の多きに達するのであるが、其の主因は收入不足、兩親の花柳病、妊娠中の健康不良、分娩の際の障礙産褥中の不注意に在りと断定し、尙ほ乳兒一ケ年間の死亡に就ては、其の死因を調査せしに、直接母體に關するもの六萬八千、胃腸病四萬、呼吸器二萬三千、流行病一萬三千其他二萬とあるを以

ても、母體に基因するもの全死亡乳兒の三分の一強を占むるを見るのである。之れは主として米國の例であるが、我邦に於ても、之と同様若くは更に之れ以上に先天的原因に依るもの多きを示すのである。

明三十二年より大正二年に至る十五ケ年間の乳兒一ケ月以内の死亡原因の主なるもの

(内務省保健調査會)

病名	十五年間總數	大正二年
呼吸器疾患	七四〇、九一六	五八、三〇八
消化器疾患	五〇七、六七三	四九、二二六
徴毒	七七、七二六	六、二〇九
先天的弱質及畸形	七〇五、九六〇	五四、二二六

又大原社會問題研究所にて、暉峻義氏等が主任となりて大正八年に東京府下八王子市に乳兒死亡の社會的原因を調査せしに、一ケ月未滿總死亡數七六にして其の主なる原因は左掲の通りである。

先天的弱質及先天的疾患	二八	胃腸病	三
-------------	----	-----	---

これ等の調査の結果に依ると、一ヶ月未満の死亡原因は出産前の母の生活状態健康状態に重大の関係ありと認むべきもの可なり多きを占めて居るのである。前記大正二年に於ける死亡率を見るに、乳兒死亡總數は二六七、二八〇であるが、其中一ヶ月未満死亡者一七五、五九九（四八%）で、更に小分せば五四、一二六は先天的弱質及び畸形で、六、二〇七は遺傳微毒である。而して其の殘餘は種々の疾患によつて死亡して居る。この二原因は直接間接に出産前の母の生活及び健康状態に多大の關係を有するのは、他の統計の結果と略同様である。

これ等内外の事實に徴して、母體保護の極めて緊切なるの一事は、愈々以て見逃すことは出来ぬのである。然らばこれ等に對する社會的保護とは、如何なるものを稱するものなるか、進んで之が攻究を重ねることゝしよう。

第二節 巡回産婆

産科學は古來より研究せられ、従つて産科醫は専門醫師として、早くより存在して居つたが、産婆を公然と社會的に認むるに至つたのは、比較的晩近のことに屬する。英國に於て産婆に關する法律を制定せるは一九〇二年であつたが、それ以前は誰でも隨意に助産をなすを得た。従つて何等の特殊の知識もなく、單に多少の經驗を有するものゝ、任意的仕事に過ぎなかつた。云はゞ取上婆と稱すべき性質のものであつた。一九〇二年に之に關する法律の制定を見るや、初めて産婆たらんとする者は三ヶ月間の見習を受け、且つ二十回の出産を取扱ふべきを規定した。之と共に各地に産婆委員を選定して之を取締ることゝした。一九〇五年の法律に依て免許を受けたものの外は産婆と稱するを得ざることゝなつた。其の後産婆は乳兒死亡、死産の證明書を作製し、又分娩に關し、異常の状態、又は疾病を取扱ふを得ざるを規定した。斯る結果中央産婆監督局を新設して、全般に監督を公正になすことゝした。而して監督員は四ヶ月に一回巡回監督をなし、監督

員は女醫若くは老熟の産婆をして、之に當らしむるを常とする。一九一六年に英國ブラッドフォード市に於て産婆を採用するに至つた。之が英國に於て産婆を社會的に公用した最初であると思はる。更に一九一八年に産婆法を改訂し、中央産婆監督局の事務を多く地方に依頼することとなり、同時に産婆の活動範圍を廣くするやうになつたのである。一例を云はゞ、産婆が妊産婦に醫師を迎ふるの必要を認めたる場合には、直ちに醫師を招聘することが出来、其際の往診料其の他の規定は以前に於ては産婆も醫師の招聘を遠慮し、醫師も亦時にはその招聘に應ずることを躊躇したる傾向があつたが、この以後に於ては、何等の遠慮躊躇もなくなつたのである。尤も資力あるものは往診料を自辨するも、然らざるもの限りて、公共團體が支辨するのである。最近に於ては、公共團體に於て、到る處産婆を採用して巡回産婆の務めをなさしめ、又一般産婆に對しては不斷の監督を要するがために、地方には産婆監督及び監督補を置いて、始終監督を怠らない。斯て英國に於ける産婆の數は、三萬五千人に達するが、近來産婆を利用するもの次第に多きを加へ、

英國に於ける四分の三の出産は産婆の手を要するに至つた。之が妊産婦及び乳兒の死亡率が年々減少するに至つた主因の一である。

尙ほ特記すべきは英國に於て、一九〇七年に出産登録法を規定したことである。之より先き二十數年前の一八九九年英國サルフォード市に於て、産婆をして厚意的に出産届をなさしむことにした。之が英國に於けるこの種事業の嚆矢であつた。又或地方に於ては、出産登録法が未だ制定せらるゝ以前より衛生委員が出産後六週間に届出でをなすこととした。然るに出産後一週間乃至一ヶ月間に死亡する者三分の一以上に及ぶを以て、六週間以内の届出でにては、餘りに緩慢なりとなし、ハツダーフィールド市に於ては出産後三十六時以内に届出づることとした。これ等の刺激に依て、政府は一九〇七年出産登録法を制定するに至つた。然るに同法は百二十内外の都市に採用せられたが、任意的たるがため、全部でなく出産の約六割五分は登録するの實況を示すに至つた。然しそれにては未だ不徹底を免れざるがため、一九一五年之を強制的となしたのである。爾來凡ての出産は一晝夜半以内に、必ず届出づることとなつた。斯る結果に基き、他に緊切なる二

箇の施設を見るに至つた。一は即ち妊産婦相談所にして、他は即ち乳児健康視察員の設置である。妊産婦相談所に関しては後に之を論ずることとして、先づ視察員のことについて記述する。

第三節 乳児健康視察員

一九〇七年に出生登録法を實施するや、之と同時に重なる市郡に於ては、乳幼児健康視察員を採用するに至つた。而して同視察員は各地其の必要を認められ、一九一四年には英威に六百人、一九一五年には八百十二人、一九一七年には千〇二十四人に達し、平均八百の出産に對し一人の視察員を有するの割合となつた。之は五百人に一人を理想とするものに比すれば、尙ほ視察員の不足を感じる譯であるが、越て一九一八年には三千三十八名の多數に上るに至つた。視察員は生後より五才迄を視察することとなりしを以て、一人の擔當を四百人となすに至つたが、現在では其の理想的割合を維持するに至つたと信ぜらる。然らば視察員は如何なる資格のものより採用せられ、又主として如何なる任務をなすものなるかと云ふに、其の資格の重なるものは(1)女醫、

(2)中央産婆監督局より免狀を得たる産婆、(3)看護婦としての教育を受けたる者、(4)地方政務院の認めたる官署の證明書又は免許狀を所持する者等を候補者として、これ等の中より採用するのである。而して其の任務は出産後三十六時間以内に、出産届の提出された後二三日間に、必ず其の家庭を訪問して、産婦に對して適當の助言を與へ、一ケ年に少なくとも八回同一家庭を訪問し、満五歳に達するまで、之を繼續するのである。尙ほ死産、五歳以下の乳幼児の死亡の場合には、必ず其の家庭を視察し、更に産婦が人工榮養をなすの已むなきに至つた場合、産婆若しくは其の他より通知を受ければ、視察員は必ず訪問して、その理由を糺し、適應の方法を教ゆるのである。此の外妊婦の訪問、更に児童健康相談所の視察を其の任務となす。而して政府はこの事業に對して、半額を補助するを常とする。斯くの如く巡回産婆と乳幼児健康視察員と相俟つて、乳児死亡特に初生児死亡の減少に全力を傾注するを窺ふことが出来る。

以上は單に英國の狀態のみを記述したので、英國以外獨、佛、米より特に瑞典等に於て、巡回産婆の事業が大分發達して、其の成績の見るべきものがあるが、餘りにこの方面にのみ重きを置く

は爾餘の事項との均衡を失するの故を以て、我邦の施設に就て略述するの外は之を抄略する。

第四節 我邦の巡回産婆

産婆取扱に關する我邦の規定は、これを外國のそれに比すれば、相當進歩して居る。産婆規則は明治三十三年に規定せられ、其の資格は小學校高等科卒業若しくは高等女學校二年修業者が二ケ年間産婆學を修業したる後、免許狀を下附さるゝことになつて居る。更に大正四年に至つて、看護婦學校と産婆學校とは同等の資格を有ち、入學も修業期間も同一であるが、これ等は他に比して、餘程進歩したる状態と云はねばならぬ。然し之を實際に就て驗すれば、我邦の産婆数は約三萬五千人で、其の中一萬七八千人即ち半數は從來の産婆若しくは限地開業のものであり、新式の知識所有者ではない。又内務大臣指定の學校を卒業したる者は三萬五千人中僅かに四百五十人を出でない。その他多く試験及第者である。それで産婆規則は比較的整頓するも、正式に産婆學校で終業したものゝ今尙ほ極めて僅少なるを遺憾とする。

産婆の知識程度や其の技術の巧拙は、別として我邦で、は分娩は産婆の手を煩はすのを常とする。尤も郡部に於ては、産婆の配給も不充分であり、又細民地區等に於ては産婆料金の關係などよりして、産婆を要せずに分娩する者もあるが、大體は産婆の手を煩はすのである。然し我邦では、産婆は純然たる營利業者であつて、社會的、公益的に活動するものが極めて少なく、従つて社會施設として見るべきものが殆どないのである。多産多死の我邦に於て、而して出産の大部分が一醫師や看護婦の手を経ずに、産婆を煩はす我邦に於て、社會的施設の殆ど絶無にして、産婆料金などの比較的高價なるは、母體や胎兒保護の上から遺憾な事である。試みに東京府下北豊島郡産婆會の料金に關する規定を示せば左の通りである。

産 婦 初 診	二圓以上	再 診	一圓以上
平 産 取 扱	十圓以上	異 狀 産 取 扱	十五圓以上
一週後に於ける沐浴	一圓五十錢	出 産 證 明 書	一 圓
死 亡 證 明 書	一 圓		

但し特別の場合は、この限りにあらず

とある。中産以下の人々としては、分娩までには容易ならぬ金額を要する譯である。今後は産婆を社會的に活動せしめ、巡回産婆事業が社會的施設の上に於て相當の地位を占むるに至ることを必要とする。

然らば巡回産婆事業は我邦に於て、絶無かと云ふに必ずしも、さうではない。東京に於ては、日本キリスト教女子青年會附屬事業として、巡回産婆看護婦會を設けて、巡回産婆を實施し、東京愛生看護婦會、京都に於ては、最も早くより巡回産婆を實施せるは京都産婆學校である。同校の前身は明治十八年に米國宣教師ドクトル・ペレー、故新島襄氏等に依て設立された我邦最初の看護婦學校であつたが、二十四年より産婆學校をも兼ね、その當初より巡回産婆を實施したのである。爾來引續き同事業を經營し、最近に於ては、一ヶ年五百乃至九百人を取扱ふとの事である。卒業までには一人の産婆が四十人内外の妊産婦を取扱ふとのことである。之が我邦最初のもので又最大のものと思はれる。

尙ほこの外、京都府廳に於て、大正十年十月より巡回産婆を實施し、二人の囑託産婆をして、

不斷巡回せしめて居る、大正十一年一月の報告を見るに、新九、舊五十、往診八十五とある。未だ徹底的のものとは稱し得ないが官廳に於て、この種事業を試むるに至つたのは、斯業の一大進歩にして、機運が既に其の必要を充さんとするの傾向を示しつゝあると云ふことが出来る。其他恩賜財團濟生會は府縣に於て、之を經營するものあり、更に赤十字社の社會事業の一として、巡回産婆を採用し其の成績の見るべきものもある。斯く次第にこの方面の事業が萌芽を發しつゝあるは、斯業のため慶祝に價するが、然し之を其の必要の程度に比すれば、未だ極めて幼稚の域を脱することが出来ぬ。前途益々充實的の發達進展を希望せざるを得ない。

第五節 妊産婦相談所

巡回産婆に加へて、更に妊産婦相談所の設置が必要である。英國の如きは、一九一八年妊婦及び乳兒保護法の制定せらるゝや、其の必要に應ぜんがため、妊産婦相談所の激増を見るに至つた。佛國の如きは、這次の大激戰中妊産婦保護に甚大の努力を拂つたが、特に巴里に於て、其の然る

を見るのである。巴里に於ては、一九一四年に三萬七千八十五人の産婦があつたが、其の中三萬三千人は妊産婦保護中央部の保護を受け、一九一五年には出産の九割五分が、更に一九一五年にはその九割七分が保護を受けたのである。尤もこの保護の中には産院に入院したのも少なくはないが、何れも先づ同中央部なる相談所に於て診断を受け、然る後に其の必要に応じて適當の保護を受けたのである。兎に角妊産婦の九割七分強が、何等かの保護を公私保護機關の下に保護を受けたとの事實は、假令戦時中臨時の處置とは云へ、其の徹底的なるに敬意を表せざるを得ない。而して斯る施設は今や世界文明國中何れの地方に於ても設置されると云ふも可なりである。今其中より一例として、紐育に於ける斯業の狀態を紹介せんとする。

紐育保健局の設置は一九〇八年であつたが、これと共に同局内に兒童衛生部を新設した。斯る機關の設置は米國に於ては、之を以て嚆矢とするが、その後米國多くの都市が、其の範に倣ふて陸續同一機關を設置するに至つた。同衛生部が其の規模を擴張して衛生課となつたのは一九一三年であるが、其の新設と共に妊産婦保護事業を開始した。當初は單に七八名の看護婦をして

其の任務に當らしめた。米國に於ては看護婦兼産婆は重用さるゝが、單に産婆の資格のみを有するものは、多くは取締を受くべき對象物として考へられて居る。故に公共團體などが、妊産婦保護の任務に當らしむるものを選定する場合、多くは看護婦兼産婆であるが、それを矢張り單に看護婦と稱して居る。紐育は他の都市に比して、比較的産婆を重要視して居る都市ではあるが、産婆を市に採用するが如きは絶無のやうに思はる。而して紐育に於て開始したる妊産婦保護事業は、主として巡回保護であつたが、妊産婦を探知する方法は、看護婦が牛乳供給所なり、兒童健康相談所なり、或は街頭なり、更に戸別訪問なり、又或は社會事業團體其他よりして通知を受けたりなどするのである。之を認めたる場合には、必ず之を記録簿に記入し、時を定めて、其の家庭に訪問し、若くは相談所に於て、相談に應じ、必要の注意を與へ、次いで出産前後に於て、適應の保護を加ふるのである。斯くて一九一六年には三千人の妊産婦を保護し、其の中分娩數千八百四十一人で、八人の看護婦が之に當つたがため、看護婦一人の擔當割は三百七十五人の多きに及んだ。然し其の成績が極めて佳良で、産婦の死亡の如きは單に八名に過ぎなかつた。

然れども紐育の一大都市を以てしては、單にこれ丈の機關にては、到底徹底的に、乳兒を保護することが出来ぬ。それで尙ほこの外にも私立の機關が十ヶ所内外あるが、其の中に就て、其の設立は最近であるが、其の規模大で、其の内容の整齊して居るのは、紐育妊産婦保護協會であると信ずる。同協會は一九一八年の設立で、市内樞要の場所二十五ヶ所に妊産婦相談所を設け、各相談所に一人の看護婦を置き、看護婦は時を定めて、戸別訪問をなし、妊産婦の有無を尋ね、妊娠の場合には其の家庭若くは相談所に於て、適應の保護を加ふるのである。斯くて一九一九年には一萬二千の妊産婦を保護して居る。紐育に於ける出産は一ヶ年約十四萬人であるが、この協會のみにて、全數の八九分を負擔して居る。設立の日尙ほ淺きに拘らず、かくの如きは顯著なる好成绩と云はねばならぬ。同協會以外に尙ほ十内外の大小施設があるから、妊産婦にして、保護を必要とするものは、多くは或は巡回に依て、又或は相談所に於て、適應の保護を受けつゝあると云ひ得るのである。

第六節 妊産婦通信保護

看護婦、産婆及び醫師が種々なる機關を通じて、妊産婦を保護するの設備は具備して居るが、然し米國の如くに、移民の多き國に於て、又都會と農村とは、社會生活に非常な懸隔がある國に於ては、都市に於て徹底し、完備して居る事業も、地方農村に於ては全く其の設備の缺けて居る處もある。依てこれ等の缺陷を補ふの手段として、マサチューセツ州に於ては、全州内に於ける公私社會事業機關と連絡を保ち、又は其の他諸種の方法に基いて、州内の妊婦を知悉し、それに依て必要と認むる家庭に對し、受胎の月數に應じ、其の臨月まで母體の保護療養に關し、簡明に記述したる印刷物を州衛生局より毎月郵送するのである。例へば五ヶ月の妊婦に對しては、その月に於ける養生の方法又は産婆看護婦等の取扱を受くべき必要の理由と事項などを簡述せるものを郵送し、その翌六ヶ月には更にその月に於ける保護の特殊要件を列記せるものを配布すると云ふが如き、即ち之である。其の中には「胎兒を適當に保護して、これに健康の基礎を與ふる

は生涯の何れの時代に於てするよりも、勝れる賢策なり」など云ふ格言などを挿んで居る。斯くて毎月の郵送高は二千通内外で、その割合に僅少なのは、都市には他に完備せる機關があるの、この方法に依る必要がないのと、地方に於ても、中流以上の家庭では、他に方法を講ずるなごに因ることと思はるゝ。兎に角、農村生活を營み、醫師、看護婦若くは産婆等の缺乏を訴ふる場所に對して、は極めて適切なる保護方法の一であると信するのである。

第七節 産院

妊娠中の保護に加へて、更に一層緊切なるは、分娩時に於ける處置である。其の際に於ける處置如何が母體及び其の生兒に及ぼす影響の如何に大なるべきかは、最早言ふを俟たぬ。故に分娩の際特に保護を必要とする産婦に對して、家庭は時に、其の必要を充分ならしむる能はざるがため、家庭以外の平靜にして、且つ臨機の保護を加へ得べき場所を要する。之れ産院の必要なる所以である。

然し其の場合、多額の經費を要するやうでは、中産以下の階級の到底能く負擔に堪ゆる能はざるがため、廣く一般に普及するがためには、社會施設としての産院が必要である。而してこの意義に於ける施設は可なり古くより存在したのであるが、其の中に就て十三世紀頃伊太利に設置されたものが最古のものと信ぜらる。尙ほこれに亞では十八世紀の初頭に佛國及び獨逸に於て、公立産院の設置を見るに至つた。而してこれ等の諸國に於ては、目下多數の産院を設けて、年々十數萬の産婦を入院分娩せしめて居る。更に又英國に於ては、數年前までは社會施設としての産院は極めて僅少で、其の數漸く十三四を數ふるに過ぎなかつたが、最近に於ては政府も社會一般も均しく、これが増設の必要を認め、其の普及を宣傳し、指導したる結果、今や殆ど各地樞要の地には公私産院の設立を見るに至つた。而して政府はこれ等の施設に對し、經費の半額を國庫より補助することを規定して居るから、中産以下の産婦は常に無料で、これを利用し得るのである。尙ほこれに加へて米國の狀態を見るに、米國は各州法律を異にして居るので、必ずしも一樣ではないが、然し最近米國何れの州に於ても、産院設置に關し多大の必要を認めつゝあるは事實

である。例へば紐育市に於ては、公私産院の數現在三十六に達し、寢臺の數千六百七十六を有する。而して其の中有料の分は單に二百三十三に過ぎずして、其の他は全部無料である。それで若しこれ等の無料の寢臺が、一人三週間づゝ、間斷なく使用すとせば、其の數三萬六千餘人となる。十四萬の出産を有する紐育に於て其の四分の一強が無料産院の保護を受くる可能性を有し得るのである。

これ等の設備に依て、産褥熱に因る産婦死亡率や乳兒の死亡率の次第に減少するは、兒童保護の見地よりして、極めて劃切のことであると思ふ。

以上は外國に於ける二三の事例に過ぎないが、我邦に於ても社會施設としての産院が絶無ではない。然しこれを有料の産院若くは多數産婆の私宅に妊婦預所なるものを設けて、茲で分娩せしむる簡易の然も有料のものに比すれば、所謂曉天の星のやうなものである。試みにその施設を掲ぐれば、東京市本所柳島に學生基督教青年會の經營で、木下正中博士の主幹せる賛育院の如き一ヶ年に約百人内外を收容し、又東京府大井村に在る小野寺貞子女史經營の愛生産院の如き、更に

京都に於て佐伯理一郎氏の經營する京都産院の如き一ヶ年の入院婦二百五六十人、又大阪に於ては前山マサ子女史が大正三年より大阪産婦園を設立して寢臺九十内外を有して入院保護をなしつつある。更に大阪の林蝶子女史が市に一萬圓を寄附したるを基礎として、之に市より五萬圓を加へて、大正九年に大阪産院を設立し、外來妊婦の取扱の外、寢臺二十内外を有して入院保護をなし、一ヶ年三百六十名内外を保護し、市民はこれに依て、非常の幸福を受けて居る。この好成績に鑑みて、林女史は更に相當の金額を市に提供して、第二の産院を設置した。其他大學病院、専門醫學校、慈惠病院内に於て多少の産室を有して入院保護を加ふるもの少なくはない。尙ほ最近に於て、赤十字社が大正八年に平時の救護を目的とする赤十字社聯盟成立に依り、尙ほ更に進んで健康の増進、疾病の豫防、及び苦痛の軽減てふ三大事業に協力することになつたため、其の一として、兒童及び妊産婦保護に関する事業を起すに至つた。其の第一着手として、設立費二十五萬圓、經常費六萬圓を以て、赤十字社病院構内に産院を設け、妊産婦三十五名内外を收容し、傍ら産婆養成の事業も最近より實施されることとなつた。

大略、斯かる状態で、着々進歩の跡を見るに至り、内務省社會局、衛生局に於ても、亦之が増設を奨励しつつあるを以て、逐年増加の事實の見るべきを信するも、之が普遍的の設立、徹底的の設備を得るまでには、尙ほ未だ前途遼遠の觀なきを得ざるのである。

更に附記して一言したきは、我邦産院の施設は、古代に於て却つて多きを占めて居つたことである。尤も之はその動機や社會的意義からは、全然相異なるものではあつたが、兎に角、産院設置の事實は古代より存在したものである。而して其の理由は神は血の穢を忌み嫌はるゝと云ふ信仰から出でたものであると思惟せらるゝ。それで月經、分娩等は凡て穢れの状態であると考へ、月經の時には神前に近づく事が出来ず、又火を別にし、居を別にするやうなことや、又分娩の際には産所なるものを設けて、其所で分娩せしむる慣習があつた。その結果各村落特に漁村等に於ては、其村外れに共同の産小屋を設け、其所で出産するの風習が大部廣く行はれて居つた。そして斯かる遺物は今も尙ほ存在して居る。香川縣三豊郡に伊吹島といふ一孤島がある。この島民は凡て漁民である。漁民は元來古習を尙び、縁起を重んずるものであるから、清淨を尊び、不潔を

忌み嫌ふの習慣が依然として現存し、この島の婦人にして妊娠せる者は、分娩の近づくを俟つて、この孤島の一隅に在る産院に赴むのである。尤も現在では妊婦が自宅にて分娩した後、その出生兒を抱て出産當日自ら産院に赴むのである。

數年前香川縣出張の際、親しくこの一島を訪れて産院の實況を視察した。この島は一體に丘陵多く、産院も亦丘上に設置されて居るが、産婦は皆何れも出産當日幾十階の階段を上下して、自ら産院に赴くの一事は驚歎せざるを得ない。而して其の當時五六名の産婦が其の乳兒を擁しつつ此所に休養するを見たるが、其の期間は二週間内外との事である。之は清淨を尙び不淨を忌むの舊慣に依るもので、産婦保護の精神より出でたる社會的施設ではないが、二週間内外の靜養は母子の健康保持の上に甚大の裨益を與ふるので、事實上産婦保護となり、孤兒死亡の減少を來すのである。これ等は多く過去の事蹟にして、今や多く其の習慣を失ふて居るが、この一島嶼の事實の如きは、確かに我邦産院研究の一資料たるを失はぬと信するのである。

第八節 出産前後の保護

妊産婦相談所の普及や産院設置の充實を見るも、妊婦にして生活の脅威を免れんがために分娩の際まで、若くは分娩後、間もなく労働に従事するに於ては、其の結果妊産婦自身の健康に傷害を與へ、率て乳兒死亡率を高からしむるは、事實の能く證明する處である。故に分娩前後に於て、或る期間は生活の保障を得て、安静を保ち、休養を専らにするを緊要事となす。この必要に迫られて獨逸に於ては、一八八三年労働保險法を新制し、其の中に於て妊産婦に對しては、出産前後四週間給與を受くべき保護規定を設けたのである。其の後之を六週間と改正し、更に八週間と改竄し、其の中の六週間は分娩後に於て保護を與ふべきを規定した。妊産婦に對する強制的保護としての産尊金は疾病救済金と同額にして、日給の二分の一乃至四分の三又産婦の同意を得れば、産尊金に代ふるに産院に收容することが出來、尙ほ家政補助婦を派遣して、家政を補助し、又は看護をなす場合には、産尊金の半額を減少するを得と規定して居る。尙ほ強制的規定に依る

保護の外、妊産婦に保護を加ふるを得るが、其の方法は左記の通りである。

- (イ) 妊婦にして、労働不能となりたる場合には、六週間疾病救済金と同額の妊娠金を支給す。
- (ロ) 必要ある場合には、妊産婦に對し無料にて産婆の手當及醫療を加ふ。
- (ハ) 産婦にして、自ら其の乳兒を哺育する者に對しては、分娩後十二週間疾病救済金の半額以下の授乳賞與金を與ふ。

(ニ) 保險に加入せざる者と雖も、其の良人が被保險人たる場合には産尊金を支給す。

(ホ) 被保人の家族に對しては、保險加入者にあらざるも疾病扶助を與ふ。

(ヘ) 被保人の配偶者又は其の子女の死亡したる場合には、埋葬料を支給す。

獨逸に於けるこの保險制度は他の列國に強大なる刺戟を與へて、前後相次いで妊産婦保險法の制定を見るに至つた。即ち英、佛、伊を始め那威、瑞典、丁抹、白耳義、奧太利、ハンガリー、レキセンバルク、セルビア、瑞西、露西亞、和蘭、ルーマニア及び濠洲等之である。

世界大戰の勃發と共に、妊産婦給與金の範圍は何れの國に於ても擴大せられた。獨逸に於ては

被保人の外少なくとも出征軍人の妻に及ぶ事にした。一九一四年勅令に依て、政府の補助額を決定した。

(イ) 出産の際一時金二十五馬克を支給す。

(ロ) 難産の爲め、特に醫師若くは産婆を依頼する場合十克馬を支給す。

(ハ) 出産前後毎日一馬克を八週間支給す。而して其の中六週間は産後となす。

(ニ) 産婦が母乳を與ふる場合には、十二週間を限度として毎日二分の一馬克を支給す。

英國に於ては、妊産婦保険金は一九一一年及び一九一三年の國民保險法に限定されて居つたが、大戦勃發と共に陸海軍人は、何れも保險に加入すべきこととなりたるがため、軍人の妻は凡て支給を受け得ることとなつた。その結果一九一四年に良人が被保人にして、其の妻女の支給を受けたる金額百二十六萬磅以上にて、所得税を支拂ふ資格なき者の妻女が出産したる場合、出産前二週間一週各十志宛、出産後六週間毎週十志宛補助すべしとの事であつたが、政府は未だ實行の運びには至らないが、同ギルトは英國婦人團體中有數のものであれば、之を以て輿論の先

騙者たるの資質充分なるを認めざるを得ない。

又佛蘭西に於ては、一九一三年以降妊産婦補助金支給を規定した。この規定に依り労働婦人は凡て分娩後四週間其の地方の状況に應じて、一日半法乃至一法半の支給を受くるを得。支給金の申請をなせば、市長はその事情を調査して適否を定め、これを縣知事に報告し、知事は之を内務大臣に報告するのである。これが一九一八年にセーヌ縣に於て規定の一部を改正し、産後一法半乃至一法七十五に上つたのである。一九一七年法律を改正して生活不充分的婦人に對しては全部妊産婦補助金を支給する事に可決した。更に法案としては、出産と同時に、其の子女が満十三歳に達するまで、其の生母を補助すべしとの案と、母乳哺育を奨励するの目的を以て、産後一ケ年間一ケ月百法づゝを政府より母親に支給すべしとの法案なるも、國家財政の關係上遺憾ながら、未だ通過の運びに至らない。尙ほ一九一九年に米國華府に開催せられた、第一回國際労働會議に於ける協約案には、妊産婦の保護は其の公生兒たると私生兒たるとに拘はらず、産前産後に各六週間保護すべきことを規定した。若し本協約案を批准することとせば、これに依て保護の

期日は延長せられ、其の支給金は大分嵩まる譯であるが、これが妊娠婦保護上適切なる事として公認せられんとするに至つたのは、母體及び兒童保護に關する一大進歩と謂はねばならぬ。

米國は由來其の種類の如何を問はず、國家や公共團體が保險法其の他之と類似の方法を以て、國民に特別保護を與ふるを是認せざる國民である。然し時代の趨勢は、必ずしも斯る傳統的觀念に捕はるゝを許さない。其の一例として、紐育州に於ては、目下頻りに妊娠婦保險法を制定せんとして、百方腐心努力しつゝあるの跡を認め得るのである。その事項は左記の通りである。

(1) 勞働婦人 勞働婦人は妊娠中内科外科其他安全なる分娩に必要な保護を受く。分娩前二週間、分娩後六週間は、一週八弗を出でざるの範圍に於て、賃銀の三分の二の支給を受く、これに依て、分娩後間もなく、勞働するの弊害を防止すべし。

(2) 被保人たる勞働者の妻は、凡て内科、外科、哺育及び分娩に關する保護を受くるを得。尙ほ分娩の際、特別な物資の支給を受くるを得べし。又母子共に疾病に陥りたる場合一ヶ年二十六週間以内治療を受くるを得。

斯くの如く、何れの國に於ても、勞働妊娠婦保護の徹底するもの多きは、推服する所なるが、我邦に於ては、單に工場法規定の範圍内に在る女子にのみ限り、僅かに妊娠及び其の場合に於て、保護を受け得るも、其の場合が大に極限されて居るため、事實上法律の特別保護を受け得るが如きは、法の運用より論ぜば絶無の状態である。先づ工場法を設定して、他の方法と共に妊娠婦の保護をも充分徹底せしめ得るの日の一日も早からん事を期待して已まぬのである。

第九節 家政補助

分娩の際、産院入院と、家庭に於てとに拘らず、其の主婦に代つて、或る期間其の家政を補助することが必要である。若し斯る際に適當の補助者なきに於ては、産婦者は其の回復を待つ暇もなく、止むなく家事に従事し、従つて必要な安靜を保つを得ない。斯かる結果として、生涯の固疾を來し、精神に異狀を來すものすらある。地方に於ては、親戚故舊も多いので、敢て事更に他人を雇ひ入るゝ必要なきも、都會に於て、又は米國の如き特に移民の多き國柄に於ては、家政

補助の事業は極めて必要と信ずるのである。それで外國に於ても、其の必要を充さんがため、三十四年前より、これが施設を見るに至つた。例へば獨逸のフランクフルト・アン・マイン市の如きは、一八九二年に家政補助協會なるものを設け、其の後一八九七年には、柏林に於て同様の施設を見るに至つた。爾來引續き各地に於て設置さるるに至つた。

最近英國に於ては、特にこの方面に重きを置いて、家政補助の普及を圖りつゝあるが、其の結果協會設立の數亦少なくないのである。而してこの種協會は之と共に家政講習會を開きて、婦人の養成を緊切とするがため、簡易な講習會の開催をなして居る。科目は虚弱者に對する簡易な調理法、食物に對する榮養價、洗濯、被服の修繕、乳兒の取扱、生理學大意等を學ばしめて居る。この講習は三月より一ケ年に渡るのであるが、産婆又は看護婦が助産をなした後、其の家庭に補助者を必要とする場合、直ちに協會と交渉して、それを雇入ることに成つて居る。而して其の家庭に依ては其の婦人に對し、相當給料を支拂ふべきである。資力乏しき中産以下の家庭であれば、低減若くは無料たるを得るのである。政府はこの事業の必要を認め、一九一八年以來年々其の經費の半額を補助して居る。斯かる状態なので、英國に於ては最近斯業の普及、發展を見るに至つたのである。

次に米國は英國の如くに、未だ徹底的ではないが、然し大都市に於ては、其の必要を満たすべく、私設團體に依て、經營されて居る。例へば紐育の巡回看護婦協會の如きは其の事業の一として、これを經營し、無産者階級の家庭に對し多大の利便を與へて居る。

日本に於てはこの種事業は絶無と云つてもよい。特に社會的施設としては、未だ見るべきものはない。然らば其の必要を認めぬかと云ふに、外國と同様其必要は痛切に感ずる。尤も我邦は家族制度なると、今尙ほ隣保相扶の情誼にも敦きがため、或は泰西諸國の如くに同一程度の必要を認めぬかも知れぬが、然し次第に移動的住民が都會に密集するの現時に於ては、矢張り外國と同様の必要を痛感するに至るのである。斯る意味に於て、今後家政補助の事業を設置するは、産院や巡回産婆の施設を營むと同じく緊要事たるのである。東京では四ッ谷に婦人共同會なるものがあつて、二百人内外の派遣婦を有し、臨時雇の必要に應ずる事になつて居る。臨時雇の場

合は種々あるが、其の中の一は出産後の家政補助ともなり得るのである。只遺憾なるは、家政補助として特別の訓練がないので、未だ素より充分其の要求を満すことが出来ぬ點である。尙ほ同會は純然たる營利事業で一日八九十錢乃至一圓二三十錢の給料を要求する。従つて中産以下の家庭に於ては、容易に雇傭し難い憾がある。近時東京に平和婦人、はたらく會なるものが設置されたが、それは社會奉仕的の事業であれば、この事業が擴張せられ、發達するに於ては、幾分其の要求に應じ得ると思はるゝ。兎に角我邦には未だこの施設の存在せざるは恨事である。公私の一考を煩はざるを得ない。

第十節 國家の態度

國家は胎兒及び乳兒保護に關し、如何なる態度を持し、方針を採つて居るかと云ふに、云ふまでもなく、百方之が保護に努力して居るのである。而して保護の方法としては、或は之に關する事業に補助金を下附することや、其の他の利便を與へて居るが、其の重なるものは、法律若くは

之に準ずるの形式を以て、成るだけ普遍的統一的且つ徹底的に、之が保護を完ふせんとする努力である。即ち英國は二十世紀の初頭より一九一八年に至るまでの妊産婦及び乳兒保護法の如き、又獨逸に於ては、一九二一年に獨逸國兒童保護法の通過を見たるが如き、更に米國は一九一八年以降の懸案たる母性保護法が、一九二二年末に於て、上下兩院の協賛を経たるが如き、何れも法律に依て統一的に保護せんとするの傾向を窺ふことが出来る。其の中に就き英獨の保護法に關しては既に多少記述を試みたが、米國は英獨兩國とは法の内容に於て、多少の相違を有し、且つ最も近く法律の實施を見たのであるから、其の内容に就て少しく開陳しよう。

この法案は一九一八年に議會に提出され、母性保護と稱せられて居るが、妊産婦及び乳兒保護法と云ふのが寧ろ妥當である。而して最初は主として米國全土の町村に於ける母性及び乳兒を保護せんとの案であつた。それは普通の考から云はゞ稍々矛盾を感じざるを得ない。何故ならば一般的概念から云はゞ、地方に於ける妊産婦及び乳兒は都會のそれよりも、比較的強壯であるべき筈、従つて死亡率も少なき筈である。然るに最近十數年來米國の都會に於けるこれ等の保護施

設が急激に發展し、充實せるがため、これ等の死亡率も順逆を示して、町村の方が却つて高率を示すやうになつて來た。これは言ふまでもなく、町村の衛生状態が悪化したのではなく、都會のそれが發達したためである。社會的施設が發達すれば、都會密集の地でさへ、死亡率を低下し得る。天然の恩恵が潤澤なるべき町村に於て、死亡率の減殺せざるは、主として社會的施設の缺乏のためである。然るに地域徒らに廣大にして、人口の稀薄なる米國の村落に於て、この種社會的施設を完備せしむることは、地方經濟のみの力では、容易に許すべからざるものがある。依て中央政府はその保護政策の下に、之が發達を期せんとし、法律制定を企劃したのである。之が最初の法案であつたが、其の後其の内容を變更して、都鄙何れを問はず、統一的に同法律の下に、保護することとした。これが議會に提案せらるること、三四回漸く一九二一年末を以て通過した。其の通過に三四年を要したる主因は、戰爭開始前後の數年間は米國議會あつて以來の重要な而も複雑せる議案が、堆積せるの故を以て同議案に對し審議するの暇がなかつたためであるとは、議會幹部の會て告白する處であつた。兎に角、兩院を通過して、同法律の實施を見るに至つたのは、

母子保護に關する一新機軸を劃すべきで、斯業の一大慶事である。然しこの法律は米國全土に對し強制的に施行すべき權力を有たぬ。これは米國憲法が許さないのである。米國は中央集權が極めて微弱で地方分權が頗る強大である。それで中央議會が法律を制定して、これを全土に施行し得べき性質のものは非常に制限された範圍である。それで地方的性質を有するものは、全部各州の議會に於て決定するので、中央政府はこれに干渉することは出來ぬ。この法律の如きも、矢張り地方的性質のもので、全國を統一的に率すべきものではない。故に政府案は強制案ではなしに補助案である。即ち各州が妊産婦及び乳兒保護の目的の下に、兒童保護課若くは局を設置したる場合、その經費の半額を補助せんとするのである。通常之を五十五案と稱して居る。政府はこの法律の結果に依り、最初數百萬圓を支出し、其の後年々二百萬圓を増加し、遂に千二百萬圓までを支出することとなつて居る。尙ほ其の後に於ても、更に増額の必要あらば、之に應じて増額することになつて居る。斯る法律が出來ても、地方州廳に於て兒童保護課を設置しなければ、法律は死文となつて、其の目的を到達し能はぬ次第であるが、事實は矢張り各州に於て、競ふて新

設することになる。最近の調査に依れば、四十八州中三十五州は既に兒童局若くは課の設置を有するので、其の他の十數州も亦近くその新設を見ることになると思はる。それでその性質に於ては、強制力を有たないが、其の實質上からは、統一的法律と殆ど同一の効力を有するのである。これを以て米國政府が如何に妊産婦及び乳兒保護に腐心して努力して居るかを想像することが出来るのである。

第十一節 兒童保護最低標準

米國政府が民間有志と提携して一九一八年に兒童保護年を起し、一ケ年を通じて兒童保護の宣傳を試み、特に五歳以下の乳幼兒保護に關する宣傳及び基礎調査などをなしたが、其の翌一九一九年に政府主催の下に、兒童保護最低標準を定むることとなし、米國有数の兒童保護専門家を華府に招請し、五月五日より四日間に亘つて協議を重ね、其の後同一問題を提げて、米國重なる都市を巡回し、協議と宣傳とに力めたのである。これは云ふまでもなく、米國々内的のもので、國

際的性質を帯びては居らないが、大戦中及び其の以後に於て、各國共に兒童保護問題に多大の努力をなしたるあるの故を以て、各聯合與國より専門家を招請して、其の國々に於ける斯業の實際を聴取せんとするの考へよりして、英、佛、伊、白、セルビア及び日本より一名乃至數名の代表者を招請したのである。招請せられた各國代表者は各自其の國の實狀を其の必要に應じて、華府の本會議や其の他開催地の都會に於て、陳述したのである。而して其の議決したる最低標準は兒童全體に關するが故に、相當廣汎に亘るものであるが、之は法律にあらざるを以て、勿論強要的の權能がないので、要は之を標準にして各州法律を制定せられんことを要望するに過ぎぬ。それでこれが實行を速かならしむるには、この最低標準の決議と共に普遍的徹底的の宣傳が必要である。米國政府は爾來種々なる方法を講じて之が宣傳に力めて居るのはそれがためである。今その中に就き妊産婦及び胎兒保護に關する事項を左に掲げて、我邦斯業發展に關する參考の一助に供せんとする。

母と児童の健康に對する公共的保護の最低標準

(1) 産婦にして、別に個人的に醫師に就て診療を受け居らざるものに對しては、適當なる保護を與ふるものとす。

其の保護の要件は左の諸項を含む。

(イ) 妊娠の初期に於て充分なる診察をなし、心臓、肺臓、腹部の診察、尿水及び血液の検査を行ふこと。七ヶ月以前に内診を行ひ、初期間は四週間に一回、六ヶ月以後には二週間に一回の尿水検査を行ふべし。若し症状徴候を認むる時は、其の検査の度を繁くし、ワツセルマン検査を行ふべし。

(ロ) 産婦衛生を教へ、且つ其の健康状態を監督するため、六ヶ月以内には、月一回其の後は二週間に一回の往診を行ふべし。嬰兒衛生に關する文書を妊婦に與ふべし。

(ハ) 妊娠及び嬰兒衛生に關する訓諭を妊婦に與ふるに適する公認看護婦若干名を任用し、個人訪問をなさしむべし。且つ所生の嬰兒は嬰兒保護機關に報告し、これと相當の連絡を保

たしむべし。

(ニ) 家庭若くは病院にて、静養をなさしめ、醫師若くは相當資格ある附添人を附すること。

(ホ) 静養及び産褥期間に於ては、其家庭なり病院なりに、看護婦を附すること。

(ヘ) 分娩後五日間は毎日、次の週には少くとも二回、中央事務所より、醫師又は看護婦を派遣して、訪問診察せしむること。

(ト) 普通分娩の際には、少くとも静養十日を要し、其の間は産婦をして、全く安靜ならしむるやう家庭内に扶助を與ふること。

(チ) 産婦を解放するに先ち、晚くとも分娩後六週間以内に於て、醫師をして健康診断をなさしむること。

(2) 妊婦にして、齒痛又は花柳病の如き疾患あるものに對しては、特に診察所の設備をなすこと。

(3) 産病院を設くるか、又は普通病院内に産病部を設け、重症者又は希望者の入院用に供す

べし。産婦に對する入院費又は家庭に於ける費用は全部又は一部を補助すべし。
 (4) 凡ての助産婦は、法規の定むる正式の訓練を経たる上免許を受け、且つ相當監督の許に置かるべきものとす。

(5) 家庭内に於ける産婦の附添人は、醫師若くは公認看護婦の指導、監督の許に置き、家庭静養中に遺漏なきを期すべし。

(6) 産婦の衛生問題、嬰兒の死亡率問題及び其の解決に關しては、一般社會の教育普及を期すべし。

尙ほ我内務省に於ても、兒童及び妊産婦保健増進の必要を認め、これを同省主管の下に在る保健衛生調査會に諮問したるに、同會に於ては數次委員會を開催し、審議の結果、左記の答申をなした。内務省はこれを是認して、廣く府縣に通知したが、之に依ても我邦に於て如何に兒童及び妊産婦保護に腐心し居るかを窺ふことが出来る。只遺憾ながら、答申の趣旨が普及徹底せざるため、社會一般が未だ其の必要を認めざるがため、豫期の發達をなさざるも、少なくとも其の趣旨の

存する處は窺ふ事は出来る。

兒童及妊産婦保健増進に關する件

(大正九年九月保健衛生調査會決議)

兒童及妊産婦ノ保健増進ニ關シタル事項ハ速ニ施行スルノ必要アルモノト認ム

一、都市ニ於テハ貧困ナル産婦ヲ收容スル爲産院ヲ設置スルコト

産院ニハ巡回産婆及巡回看護婦ヲ附置シ、收容スルコト能ハザル貧困ナル妊産婦ノ助産及看護ニ従事セシムルコト

産婆補習養成機關ヲ産院ニ設置スルコト

産院ニ妊婦相談所ヲ附置シ、妊婦ノ相談若クハ健康診断ニ應スルコト

一、都市ニハ育兒相談所ヲ設置シ、市民ノ育兒ニ關スル相談又ハ兒童ノ健康診断ニ應ジ、若クハ進ムテ育兒上ノ指導ヲ與フルコト

相談所ニハ巡回員ヲ置き、相談所々屬醫ノ指揮ノ下ニ貧困ナル市民ノ家庭ヲ直接訪問セシメ、

妊産婦及患兒ニ對シ衛生上ノ注意及指導ヲ與ヘシムルコト、

一、産院育兒相談所其ノ他適當ト認ムル場所ニ於テ育兒用牛乳供給所ヲ設置シ、育兒用牛乳ヲ無料又ハ廉價ニテ供給ヲナサシムルコト

一、都市ニハ乳兒保育所ヲ置キ、保育ノ途ナキ乳兒ヲ無料若ハ有料ニテ收容スルコト
保育婦養成機關ヲ乳兒保育所ニ附設スルコト

一、都市ニハ兒童ノ爲メ遊園ヲ特設スルコト

一、産婆ナキ地方ニハ公設産婆ヲ設置スルコト

一、兒童週間ヲ行ヒ、又ハ兒童衛生展覽會ヲ開催スル等、兒童ノ保健衛生思想ノ普及ニ資スルコト

ト

一、兒童ノ保健上參考トナルベキ掛圖ヲ全國各小學校及幼稚園ニ掲ケシムルコト

一、育兒知識ノ普及ヲ計ル爲メ通俗育兒讀本ヲ編纂スルコト

一、以上各項ニ關スル私立ノ施設ニ對シテハ可成國費又ハ公費ヲ以テ助成スルコト

附、受胎制限の是非

産兒制限、妊娠調節、若くは受胎制限なる語は今や我邦に於ても、一種の流行語となつて來た。特に米國に於て、斯界の權威と稱せらるゝマーガレット、サンガー夫人が過般來朝せらるゝや、政府當局はこれを抑壓したが、民間の新人は盛にこれを歓迎したので、受胎制限の是非が一層切實に論議せられ研究せられ、又これに關する幾多の新著が俄然出現するに至つた。今直ちにこれが是非を斷定するは、大分至難ではあるが、歐米の社會學者、及び社會事業家等に於ては、多くは現在の社會組織の下に於て、受胎制限は蓋し已むを得ざることをなして居る。これに對し政府當局と宗教家などが各々其の立場よりして、これに反對して居るてふ状態である。それで議論の如何は姑らく別問題として、實際上今や歐米諸國何れも皆翕然として、これを實行し、特に富豪や知識階級に於て、其の事實が最も顯著であると云ひ得る。斯くては我邦獨り其の範圍より超然たるを得ざるは勿論、其の激浪早く既に其の足下に及ばんとするの狀況であれば、我に於

ても、今やこれが對策を最も眞面目に攻究せねばならぬ秋となつて來たと考へられる。故に今、
 受胎制限の起原、沿革及びこれが是非論の概要を記述し、併せて愚見の一端を披瀝せんとする。
 今より百二十餘年前の一七九八年にトーマス・ロバート・マルサスに依て唱道せられた「人口
 論」に對しては、是非の論大分喧しく一時天下を風靡せんとした勢を示したが、結局失敗に其の終
 焉を告げたのである。其の後新マルサス主義即ち所謂受胎制限論或は産兒制限論が起つた。是は
 「人口論」を通常マルサス主義と稱して居るのに對照したためである。而して新マルサス主義は
 ジョン・スチワルト・ミルの先登ゼームス・ミルに依て主張せられたるを嚆矢とする。ミルは一
 八一八年ブリタニカ百科全書の第五回の改版に受胎制限論を記述して居るが、これが即ち近來の
 元祖である。この後この議論は餘り世間に喧傳されず久しく百科全書の中に埋没されて居り、
 只時には二三の社會改良家若くは醫學者等に依て主張された位に過ぎなかつた。然るにこの主義
 が世上の注意を喚起するに至つたのは、米國のドクトル・ノルトンが一八三六年に「哲學の果實」
 と題する著述を試みて、受胎制限を力説したが、それが十九世紀の後半期になつて、英國に於て

頼りにこれを販賣したので販賣者が官憲の訴ふる處となり、裁判の結果有罪の判決を受けた。こ
 の所刑が痛く世人の反感を招致し、輿論はこれがために沸騰して、官憲の態度に對し猛烈なる反
 對を試みるに至つた。其の結果にや控訴院に於て、前判決を破棄して無罪を宣告した。輿論は之
 に依て沈靜したが、一面受胎制限の主張が事實に法律の制裁を受けぬことになり、この動機に基
 いて、英國に於ては新マルサス主義同盟會なるを設立するに至つた。マルサス主義と新マルサス
 主義との主張の相違は何處にあるかと云ふに、これは最早絮説を要せないことゝ信ずる。一言せ
 ば兩主義の主張は何れも人口調節にあるが、其の方法として、前者は晩婚及び其の他の方法で性
 慾制限を實行せんとし、後者は制慾に依て人口制限を試みんとするは事實不可能で、且つ社會風
 教上、却つて容易ならぬ弊害を醸成するがため、性慾を制限せず、人工的に受胎即ち妊娠を調節
 せんとするの差である。而して現在に於てはマルサス主義既に破れて新マルサス主義獨り世界を
 風靡せんとしつゝあるのである。

公認されたるは和蘭にして、其の他受胎制限に對する國家の態度は多くは、今尙ほ依然として

禁壓主義である。其の間に介して獨り和蘭とニーゼランドのみは公認主義を採つて居る。和蘭が新マルサス主義同盟會を組織したのは一八七九年で四十有餘年前であるが、それより一ヶ年の後一八八一年受胎制限相談所を開始した。これは世界に於けるこの種施設の濫觴である。然るに其の成績佳良の故を以て一八九五年政府は遂に之を公認するに至つた。今や全國五十二三ヶ所に相談所を設置し、これに従事する看護婦はこれに關する特別講習を受けて、其の職務に従事する事になつて居る。同國の法律では男女十六歳に至れば結婚するを得る。結婚すれば、必ず相談所に於て、受胎制限の指教を受け、最初四五年は多くは受胎を制禁する。四五年目に一子を擧げた後更に數年間制限する。斯くして其の家庭に於て各自必要と認めたる程度に制限するのである。若し多數の子女を擧ぐる家庭若くは地方があれば、時に官憲の注意を受くることがある。斯かる方法の實施が宗教的、倫理的、將た社會的立場よりして、幾多の議論の存すべきは勿論であるが、其の議論は後に廻すとして、事實和蘭に於ては、これによつて如何なる結果を生んだと云ふに、其の結果は案外良好である。即ち消極的には乳兒死亡率、私生兒、墮胎及び窮民等減少し、又積極

的には國民の健康は増進し、壯丁の平均身長が伸び、人口も亦歐洲に於ては、獨逸、魯西亞に亞での増加率を示すに至つたのである。故に受胎制限主義を是認し、高唱する論者は、皆何れも和蘭の實例を引證して、受胎制限の實益を力説し、特に兒童保護の眞目的に該當すと力説して居る。

受胎制限亂用の佛國 佛國に於ける受胎制限の實行は、主として普佛戰爭以後と稱せられて居る。當時巨億の償金を獨逸に償還せざるべからざる佛國に於て、人口徒らに増加して産業のこれに伴はざるに於ては、財政上遂に國家破滅の運命に翻弄せらるゝの虞あるがため、時の政府當局は頻りに人口の制限を奨勵し、其の方法までをも、これを教示するに至つた。其の結果其の方法が全國に普及するやうになり、社會事情が全然變化したる五六十年後の今日に於て、尙ほ依然としてこれが實行を見、人口の増加率は極端の減少を呈し、現時はその絶對數の減少すら見るに至つたのである。然して佛國に於ける人口増加率の減退は現在に於ては非常に複雑となり、晩婚墮胎生殖能力の減損等もあるが、其の主なるものは生活難、教育難、健康難に加へて、更に利己

主義、享樂主義、分娩の恐怖、遺産分配上の顧慮等に基き、受胎制限方法を實行するためである。佛國が受胎制限協會を設立したのは一八九六年で、爾來同會は銳意これが宣傳に努力して居る。而して其の宣傳方法は理論及び實際の二方面からである。即ち著書に冊子に雜誌の發行に、又講演、繪畫、唱歌等に依て、盛に宣傳して居る。これ等の結果、各階級を通して産兒の減少を來し、人口の増加を停止するの狀態に至つた。即ち一七三八年の三千四百八十萬人が一九〇七年に三千九百六十萬人に増加したに過ぎぬ。而して四五年毎に其の絶對數が減少するの狀態である。よし減少を見ずとも人口百に對し、一、六一の増加率を通常とする。之を和蘭の一四、〇、獨逸の一五、〇に比すれば、背壤の差と謂はねばならぬ。これは國家の立場としては一大事件である。這次の世界大戰に依て、失はれたる人口を現在の増加率を以て、恢復せんとせば、今後實に六十六年を要すとの事である。國家の立場からは實に寒心に堪えない事である。若しこれを一種の疾病とせば、所謂病既に膏肓に入つて、名醫も最早これを如何ともなす能はざるの狀態と云はざるを得ないのである。

然れども政府當局はこれを自然の儘に放棄し能はずとなし、種々なる方法を劃策して居るが、財政狀態のこれを許さざるためか、種々なる所説が論議せられ、提案せらるゝ儘で、多くは未だ實行せられない。其の中一九一三年以降法律の結果に依て、實施せられてゐる一事は、三兒以上を有する者、父親のみにて二兒以上を有する者、母親のみにて一兒以上を有する者は、一兒毎に一ケ年六十乃至九十法を支給することである。これによつて、少なくとも特殊狀態に在る兒童を保護し、従つて中産以下の細民に對して、幾分其の緩和を見るならんも、享樂主義や遺産分配上の顧慮等より出づる者に對しては、容易に緩和の實を擧げ得ぬであらうと思はるゝ。戦後出生率の激増するは、一般普通の事實なるに、佛國に於ては戦後なほ何等の特質なく、依然増加を見ざるのみならず、更に受胎制限に關する宣傳一層旺盛になつた。事態かくの如きため、一方之が對抗策として、反新マルサス主義協會を設立して頻りに人口増加の必要を高唱するもの生ずるに至つた。惟ふに、これは佛國ベルジョン博士の高唱せらるゝ「國家存続に關する國民の義務は、國家の防禦に關する義務と等しく國家存亡上缺ぐべからざるものなり」との標語に共鳴して起りたる

ものと解せらるゝ。なほ單に民間同志によつて反受胎制限協會を設立せらるゝのみならず、政府は遂に受胎制限の主張、宣傳を禁止するの法律を發布するに至つたと聞くやうになつた。政府は萬策盡き遂にかゝる禁止法の實施を餘儀なくせられたであらうが、斯かる法令に依て、普佛戰爭以來上下徹底的に普及したる慣習を、一時に破壊打破し得べしとは、到底信ずることは出来ぬ。佛國の現状の如きは、國家民族の立場からは、非常に憂慮すべき不幸の現象と謂はねばならぬ。然るに受胎制限論者中には佛國の如き現象に對しても、尙ほ其の効果を認容し、これ量に於ては増進せざるも、其の質に於ては、確かに改善せられたのであると云ふて居る。吾人はこの點に關しては到底贊同の意を表示することが出来ぬ。惟ふに佛國が斯る状態を依然として永續するに於ては、遂に民族自滅の不幸に逢遇すべしとは必ずしも一人の杞憂ではないと信ずる。

米國と受胎制限運動 米國に於けるこの種運動の起原は比較的近年の事に屬する。これは一面新興なると一面無限の富源を有するためであつたであらうが、この問題の世間の注意を喚起するに至つたのは、紐育市に於て多年看護婦として、其の事業に従事して居つたマーガレット・

サンガー夫人が、細民の家庭に多産者が多く、其の困厄見るに忍びざるものあるを目撃し、これを救濟せんとの目的を以て「叛逆婦人」と云ふ小冊子を印刷して、これを配布したことに始まる。同冊子は受胎制限の方法を記述したものであるので、法に觸れて所罰せられた。然るにこれが英米に於て、非常な問題を惹起し、遂に英國の同志より遙かに意見書を時の大統領ルーズベルト氏に提出したが、其の結果か、事實の再調となり、遂に無罪を宣告せらるゝに至つた。其の後夫人はその姉妹と共に紐育市ブリックリン區に受胎制限相談所を開始したが、之れ亦法の問ふ處となりて、所刑せられた。三十日の入獄の間、夫人は所謂絶食ストライキを行ひたるがため、紐育婦人團は大にこれに同情を寄せ、一面輿論に訴へ、一面州知事に請願したる結果これ亦遂に放免せらるゝに至つた。斯かる結果に依り、米國に於ては、同問題が急遽世人の注意を惹起し、政府の壓迫が却て普及、宣傳の機運を促進するに至つた。爾來新たに協會の設立續出し、目下受胎制限同盟會の數約二十に達し、一九一五年全國受胎制限同盟會の設置を見るに至つた。尤も受胎制限の方法を公示するは今尙ほ法の禁ずるところであれば公然これを表示し、又は論議するこ

とは出来ぬが、然し隱密の間には殆ど公示されて居る。サンガー夫人は「叛逆婦人」の刊行は禁止されたが、これに代ふるに同一内容を有する「家族制限」てふ小冊子は無限に郵送されて、今や何等法律の制裁を受くることがない。故に法律は全然死文同様ではあるが、未だこれを撒廢するには至らない。同盟會などが頻りに力説高唱して居るの點は、この法文の廢棄にあるのである。然らばその法文とは如何なるものであるかと云ふに、合衆國の郵便法を驗するに、受胎制限の法を記述する印刷物其他を郵送するものに對し、又配布の目的を知りつゝこれを受理するものに於ては、五千弗の罰金、五年の禁錮若くは以上兩者を併科せらる。又州法に依れば、紐育州法は受胎制限に關する、印刷物、器具、藥物等を販賣貸與し、又は其の場所又は物品等を口頭若くは書信等にて教ゆるものは、十日以上一年以下の輕禁錮五十弗以上千弗以下の罰金若くは之を並科す。法文それ自身は大分嚴重ではあるが、現に死文同様となつて、其の効力を消磨して居るのであるが、政府當局は尙ほ未だこれを廢棄しようとはしないで、時にこの法規に照して處分せんとし

て失敗を重ねて居る。サンガー夫人は「産兒制限」てふ雜誌を發行し、其の他各地に講演を試みなどして、頻りに宣傳に力めて居るが、近くは一九二二年末大平洋會議の華府に開催せらるゝを期とし、歐米の同志を會合して受胎制限大會を紐育に開催した。來會者は多く斯會の専門家に於て、無慮數百名に達したが、同夫人擧げられて大會議長となり、協議に、宣傳に、種々なる示威運動を試みたのであるが、其の際の如きも、夫人は一時官憲の拘引する所となり、法廷に出頭して審判を受くるに至つたが、幸に無罪の宣告を受け、無事に大會を終了するを得たのである。最近夫人は我邦に來朝されたが、政府當局は受胎制限の講演は、我邦善良の風俗を害するものとなし、上陸後一切これを公演せすとの條件の許に上陸を許可した。それで滞在二三週間一回もこれに關して公演するを得なかつたが、夫人は我官憲の態度を大に遺憾とし、又所謂新人等は政府當局の態度を以て、時代錯誤の甚だしきものとしてこれを冷嘲した。然しこれが却て徹底的宣傳となり、雜誌に著書に頻りに、これに關する論議を試みるもの續出した。公演は禁止するも、雜誌への寄稿はこれを差止めぬ、矛盾も亦甚だしとは衆評の歸着點であつた。我邦のことは姑らく

措き、米國は今後益々受胎制限實施の範圍が、擴大せらるべく、従つて其の利弊の及ぶ處、亦決して鮮少ではないと信ぜらるる。

我邦舊來の墮胎の弊風 我邦封建時代に於ては、今日の所謂受胎制度はなかつたが、墮胎の弊風は殆ど全國到る處に存在した。佐藤信淵先生の記述された「家事大要」の中に「十數屋の村、年々墮胎して赤子を陰殺するもの二三人を下らず、或は一國七八萬人に及ばん。況んや四海の大、擧げて數ふべからず」と以て墮胎の惡風如何に廣く且つ深く實行せられたかを推考するこゝが出来ぬ。されば俚諺にも「産科醫の藏の光るは墮し藥の奇特である」と、斯くの如き、不倫の事實が全國普遍的に行はれたのは、封建時代に於て、各藩皆その領土内にて自給自足の方策を樹立せねばならぬ状態なるのと、農家の多數は時々奇斂誅求に會ひ、直ちに生活難に陥るを以て、遂に已むなく非人道的行爲を敢てなし、人口の調節を計らねばならなかつたのである。その結果徳川時代三百年間殆ど人口の増加を見なかつた。徳川時代に於て人口の最高は二千七百萬人で最低は二千四百九十萬人であつた。これは時々襲來する饑饉疫病などの結果でもあら

うが、其の普遍的原因は佐藤信淵先生の言の如くに、確かに墮胎行爲の結果であつた。これは現在の受胎制限よりかは最も慘酷で、且つ最も非倫的行爲ではあるが、生存慾をも充たし能はぬ狀況に陥る場合、他の産兒制限の方法に對する知識の缺乏は、遂に四隣擧げて墮胎行爲をなすの已むなきに至つたものと解せらるる。依て時の君主や代官がこの弊風を矯正せんがため、乳兒保護の途を講じたるも容易に其の目的を到達し能はなかつた。然るに明治維新後に於ては絶對禁止の方針の下に嚴重に墮胎行爲を處分したがため、又墮胎を強要する社會事情に、一大革新を與へたため、次第にこの惡弊を剪除し、今や其の數極めて減殺せらるるに至つた。かゝる結果か、明治以後に於ける人口の激増實に驚くべきものであつて、徳川時代に何等の増加を見なかつた、而かもその最高二千七百萬人であつたのが、大正十年即ち五十五年間には五千五百萬人即ち二倍の激増を呈するに至つたのである。而して我邦の人口増加率は今や世界の問題となりつゝあり、事實上その耕地面積に當てはめたる人口密度よりせば、世界第二位に位するの狀態に達したのである。我邦に於ても、サンガー夫人の渡來を俟たずも早晚この問題の世間に重要視せらるべきは

明かである。我邦も結局この問題を等閑に附し能はずとせば、今よりこれが攻究を重ねて、其の方針を一定するを必要とする。徒らに一米國婦人の公演を嚴禁したりとて、それに依てこの問題が世間より遠ざかるものではなく、それが却つて宣傳の好資となる。

以上は受胎制限に關する各國の態度及び實狀で、單に事實として事實を語らしめた儘で、必ずしも乳幼児保護の立場よりのみではない。然らば受胎制限の可否に關し世上如何なる意見の存するかを紹介し、最後に我邦のこれに對する態度に就て、卑見を陳べて見んとする。

受胎制限を可とする理由

(イ)病的社會現象の豫防 現在の社會には種々不幸なる現象がある。即ち孤貧兒、私生兒、異常兒、不良少年、賣春婦、犯罪者、貧民等それで、これ等の發生には種々の原因はあるも、其の中一國若くは一地方に於ける人口の過剩が其の主因をなすがたあ、受胎を制限し、凡ての兒童を健全に發達させ、これに依つて國民の能率を増進し、又生活難を緩和し得ば、自然この病的社會現象を減少消滅せしむるを得。

(ロ)健康状態の改善 受胎を制限せば、自然産兒の哺育に充分手を盡すを得るがため、乳兒の死亡率を減少し、兒童の保護を徹底し、更に國民全體の健康を増進するを得。

(ハ)社會福祉の増進 受胎制限の結果生活の脅威より免れ、子女教育の徹底的普及を圖り家庭の福利を増進し得。

(ニ)國家關係の緩和 多産主義の國は自然帝國主義に陥り易く、少なくとも斯く認めらるる嫌あり、人口の増殖は徒らに列國の猜疑を大ならしめ、又は戰爭勃發の因をなし、ために國家關係を複雑且つ混亂せしむる虞れあり、これを緩和せんとせば、受胎を制限するを捷徑とする。

(ホ)母性の尊重 婦人を以て、單に種屬保存に必要な機關の如く思惟する時代は既に去つて、母性の人格と其の自由を尊重し、彼等をして男子と同様文化生活を味はしめねばならぬ時代となつて來た。而してこれを徹底せしめんとせば、其の受胎を制限するは、一大要件である。

以上はこれを是とすを主要の點である。

受胎制限を非とする論點

(イ)自然法に逆行す 男女交接の結果受胎するは、自然の道で、これを人為的に制限するは背理である。生理的にも有害で、これが爲め神經性の變化を起し、神經過敏に陥り遂に疾病となるの虞れあり。

(ロ)風俗の頽廢 受胎制限の實行は單に既婚者にのみ限るを得ず、未婚者又は寡婦に不正行爲を容易ならしめ、遂に男女間の風紀に甚大の悪影響を及ぼす憂あり。

(ハ)唯物主義の跋扈 受胎制限の根本觀念中には、唯物主義、自己主義の思想の流れを見ること多く、即ち自己の生活のために、他を犠牲にせんと考へて、他のために自己を犠牲にせんと宗教的信念の缺如を意味する。かくの如きは社會的に有害なる思潮と云はねばならぬ。

(ニ)高等民族の自滅 ルーズベルト一流の言を藉れば、「男子が額に汗するを厭ひ、女子が母たるの務を厭ふに至つては、斯る國家の將來は遂に滅亡あるのみ」と、即ち努力奮闘に代

ふるに、安逸享樂を以てせんとするもの、又佛國ハーガード判事の「受胎制限は今や西歐民族の危機となり、或は今後二世紀を出でずして、其の覇權は遂に東洋人に奪はるゝこと必然なり」と、之れ國家民族の立場よりして、極めて重大なる意義を有す。高等民族の自滅は遂に民族全體の破滅となるのである。

以上は之を非とするの要點と見做されて居る。

我邦の態度如何

第一案、徹底的社會政策の實行 現在産業組織の缺陷より發生せるあらゆる社會病を撲滅し、若くは最少限度の減少し得べき徹底的の社會政策を講ずべきは、受胎制限を是認するに先ちて、先づ充分考慮すべき問題であると確信する。即ち社會連帶責任の觀念に基く社會改良運動を第一とすべきである。目下佛國に於て研究論議せられ、又獨逸新憲法に於て實施せる、社會政策の如きは、亦以て大に參考の資となるのである。尤も特種の犯罪者、精神病者、精神異常者、高度のアルコール中毒者等の如きは、醫師の診断の結果、精系切除の方法に依て、受胎可能性を失

はしめ、又病弱者若くは特別の多産者は醫師の診断に依て、受胎制限を可とすべきも、其の他に對しては一般的に、機會均等を與へ得る程度に徹底せる社會政策を實行するを先決問題とする。斯くせば、無産者階級は勿論社會國家の中堅者たる中産も亦出産に依て、生活の脅威を受くることもなく、國家保護の下に、其の子女を充分に養育するを得ることとなる。然し斯くせば、自然二つの疑問が生ずる。一は國家はこれに對する充分の財力を有するや否や、他は斯くして増加せる過剩人口を如何に處分するかである。一に對しては、積極的には産業を盛にし、消極的には軍備を縮少して、その資源を見出すべく、二に對しては極力人種の平等の貫徹を圖るを至當とする。斯くせばこの問題の解決庶幾かるべしと思はる。なほ一事の言ふべきことがある。これに對しては、社會政策も容易に其の目的を達成することが出来ぬ。これは實際上困難の問題ではあるが、然し享樂主義のために受胎を制限するものに對しては、假令法律の力に依てはこれを如何ともする事が出来なくとも、輿論の鐵鎚を以て、これを懲罰することは、或る程度までは出来やうと思ふ。凡そ婦人として最も惡むべき行爲は、享樂主義のため、母たるを嫌ふことである。こ

れに對しては、何處までも撲滅策を講ずべきであると確信する。

第二案、寧ろ受胎制限を實行せよ 第一案の徹底的社會政策をも實行し能はず、又享樂主義よりする惡むべき行爲をも懲罰し能はずとせば、其の是非の如何に拘らず、受胎制限の益々盛なるべきは、最早疑ふべき餘地がない。政府はこれに對し徒らに壓迫を加へたりとて、社會は「避妊も亦餘儀なき必要の惡事なり」となし、平氣でこれを實行する以上、最早これを阻止するの力はなくなる。英米佛獨等皆同一の状態であつて、其の中この意味に於ける標本的國家は佛國である。國家は法律を以て、これを壓迫禁止せんとし、社會は必要と享樂との基礎の下に、無遠慮にこれを實行する。この時代が最も危險な時代と思はる。故に第一案を實行し能はねば寧ろ進んで和蘭やニーゼーランドのその如くに、これを公認するを得策とする。さすれば却つて自ら調節緩和されて、兒童は徹底的に保護せられ、和蘭や、ニーゼーランドの如き、良好の結果を齎らし得ると信ずる。政府は徒らに壓迫を以て能事となすが故に、却つて弊害を醸成する。國家と社會と家庭とが、同一歩調に出づれば、寧ろ其の弊害が少なくして、利益を受くる事が甚大であ

ると信ずる。

第三案、人口政策を樹立せよ 第一案、第二案共我邦としては、未だ實行不可能にして、當分机上の空論たるの虞あるならば、第三案として人口政策を樹立せよと絶叫する。我邦の人口問題は或る意味に於ては、勞働問題や其の他あらゆる社會問題の核子であり、焦點である。これ等を等閑に附して、他の問題を論議するは、其の本を修めずして末を整へんとするの論で、蓋し矛盾の大なるものである。故にこの際朝野の知識を集めて、是非に人口調査會を設けこれによつて人口政策の樹立を圖るべきである。特に最近所謂太平洋會議の結果海軍の緊縮を見、今又正に陸軍一掃され、若くは正に一掃せられんとして居る。この際人口政策を樹立して、國家百年の大策を劃するは最も當を得たることと信ぜらる。第三案たる人口政策を樹立せば其の結果第一案の必要を認め、又或は第二案を是認するに至るやも知れざるを以て、是非共第三案の成立を切望せざるを得ないのである。

受胎制限の是非論に來れば多々あるも、徒らに冗長に流るの虞あるを以て、今は姑らく茲にこれを擱筆する。受胎制限は必ずしも、兒童保護の立場よりのみ論究すべきではないが、重要な意義をこの方面に有するがためこゝに附記することとした。

第二章 乳幼兒保護施設

第一節 乳兒保護事業の必要

如何なる年齢に比するも、乳兒の時代程、高き死亡率を有するものはない。生後一ケ年の間に一割乃至一割七八分は死亡する。又全人口の死亡者總數二割乃至二割五分に達する。例へば我邦に於ては年々百八十萬内外の生産を有し、其の中三十萬人は一ケ年の内に死亡し、總死亡數百二十萬人中の四分の一は實に一歳未満の乳兒である。然るに既記の如く、出生率は各國何れも年々減少し、其の結果は極端の事例ではあるが、佛國のその如くに、時には人口絶對數が減少することすらある。この如きは實にこれ國家の消長盛衰にも甚大の影響を有するは瞭かである。國家觀念は假に之れを第二義とするも、既に出産したる兒童は出來得るだけの方法を盡して、哺育し

擁護すべきは、人道に然るべきことで、又洵に社會的義務である。それで各國何れも最近二三十年間驚くべき努力を以て、乳兒死亡率の減少に盡瘁して居る。其の動機は國家擁護の觀念にあるか、將た社會的義務の觀念に存するか、或は兩者に存するかは、今茲にこれを論究するを避け、事實上、其の努力奮勵には敬意を表する。其の努力の結果、乳兒死亡率が次第に減少したるは、次のにす表に依つて明かである。尤も戰事中は各國何れも乳兒死亡率に變調を來して居る。

國名	年次	一九〇一	一九〇六	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
獨逸		一九〇五	一九一〇(大正元年)	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
佛蘭西		一九〇九	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
英國		一九〇八	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
和蘭		一九〇六	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
伊太利		一九〇八	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
埃太利		一九〇二	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
日		一九〇四	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
本		一九〇四	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
日		一九〇四	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六
本		一九〇四	一九一〇	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六

第二編 各論

第二章

乳幼兒保護施設

叙上の表に依れば、戦時中はこれを戦前のそれに比すれば、乳兒死亡率の増加を示す國が多く、特に平時に於ても、其の高率を顯しつゝある奧太利に於ては、他の文明國中決して見る能はざる高率を示して居る。其他は假令幾分高率に達せるも、これを我邦に比すれば、尙ほ低率である。特に獨逸の如きは、一九一六年までは、戦時中と雖も、却て次第に減少を呈し、英國も亦一九一六年には九・一に減少し、一九一七及び其の翌一八年に於ても、戦前と大差なき九分七厘を上下するを見るのである。尙ほ最後まで中立國たりし和蘭又は戦争に關係なきニューゼランドの如き、何れも年々其の低減を示し、後者の如きは實に出産百中死亡僅かに四人八分に過ぎざるの狀態である。これを見ても、各國皆何れも乳兒死亡率の減殺に、最善の努力を盡しつゝあるの跡を窺ふことが出来る。然るに我邦は事實上、戦争の悪影響を受けざりしにも拘らず、其の死亡率は年々増加、然らざるも現状維持の狀態である。これ兒童保護の見地より見るも洵に遺憾の極みである。

然らば何が故に乳兒の死亡多きか、又如何にせば、これを低減するを得べきか、これ重大なる

問題である。而して其の方法幾多あるべきも、外界に對する抵抗力の薄弱なる乳兒に對しては、天然榮養を以て、これを哺育するを最良方法の一と稱せらる。天然榮養即ち母乳哺育と人口榮養即ち牛乳哺育とが、乳兒死亡率に如何なる影響を及ぼしてゐるかと云ふに、獨逸に於て、調査したる例によれば、母乳と牛乳による死亡率の差は一と八なりとなすが如き、又英國ヨーク市に於けるハンチンソン女史の調査に依れば、兩者の差異は實に一と十二なりとの如き、又我邦に於て、大原社會問題研究所が東京府下八王子市の乳兒死亡に關し特別調査をなしたるに、一と三との差を見出したのである。我邦と外國との調査の結果は其の差の可なり大なる懸隔を有するも、自然榮養は乳兒最善の榮養であることは最早疑問の餘地はない。乳兒死亡率の高きはそれ自身憂ふべき現象であるが、尙ほそれ以外に、國民保健上由々敷大事を惹起するものであると専門家は證言して居る。曾て獨逸の或地方に於ける調査に依れば、乳兒死亡の高率を示す地方は、即ち虛弱なる青年を多く出すの地方なるを發見したとのことである。英國斯界の權威であるサー・ニースホルム博士の證言に依れば、乳兒死亡率の高きは、壯者死亡率と相一致す。環境の悪影響を受け

たる結果、虛弱に陥りたる儘にて生存するものは、これに堪え得ずして死亡するものよりかは、一三倍多きに達するは見易き道理である。少くとも乳兒死亡率の高き地方はその低き地方に比して、病弱なる壯者多きは事實の能く證明する處である云々と。然らば乳兒死亡の多少は、獨り乳兒それ自身の問題ではなくして、國民全體の問題である。世間往々虛弱乳兒死亡は、強健なる乳幼兒のみを生有せしむる自然の配劑なりと唱ふるものもあるも、これは科學的立論よりは、全然價値なき一種獨斷と云はねばならぬ。

天然榮養は人工榮養に比し、著しく乳兒死亡率を減少するの事實は、内外の事例によつて知るを得たが、然らば我邦と泰西諸國との哺育方法如何と云ふに、我邦は古來よりの美習により、乳兒哺育に關し天下に誇るべき一特長を有することである。即ち天然榮養の廣く行はるゝの點に於て、世界其の比を見ざるのである。内務省の保健衛生調査會小兒部に於て、各醫學專門學校所在地の乳兒一萬人内外を調査せしに、其の七割は天然榮養、其の三割は人工榮養なるを發見した。又警視廳が客年日暮里及び其の附近の乳兒の榮養方法を調査せしに、其の九割以上は即ち母乳哺

育なるを見出したのである。然るに外國に於ては、これと全く反對の現象で、約三割は母乳哺育で、他の七割は獸乳哺育である。例へば獨逸は三割、殊に柏林は僅かに二割一分に過ぎない状態である。然らば茲に直ちに起る一疑問がある。母乳哺育の七割以上を有する我邦が、その三割内外を有する泰西諸國に比して、何が故に却つて死亡率の高きを示して居るかである。尙ほ他の一事がある。母親が其の子女を愛撫するのは、本能的で普遍的であるが、然し我邦の母親は事實上外國のそれよりも、子に對するの愛情が一層濃厚であるやうに思はるゝ。我邦には「親心」といふ熟語がある。富士川博士の説に依れば、斯る熟語の存するのは、日本以外にはないと、そして心理學的に「親心」を解剖すれば、普通の情緒などと稱するものよりも、極めて高い且つ意義深きものが含まれて居ることである。その親心が我母親に依て、最も多く表れて居る一理由は、母乳哺育であると云はれて居る。されば紀貫之の歌にも「世の中におもひあれども子をこふる思ひにまさる思あるかな」の如き、又吉田松陰の辭世の咏歌に「親を思ふ心にまさる親心今日のおとづれ何と聞くらん」とあるが如き、何れも能く子を思ふ慈母の至情を表はし、若くは想

像したもので、我國民性に適ふ名歌と云はねばならぬ。又讀人不知「別れてもやみに見に来る職かな」の如き、何れも能く其の境遇に於ける母の慈愛と沈痛とを云ひ表はして居る。既に其の七八割は母乳哺育であり、且つ斯る至純の慈愛を其の子女に濃ぎ得るとすれば、この二點だけでも、我邦乳兒の死亡率は確かに泰西諸國に比して、低率を示すべきであらうと思はる。現に三十四五年以前の明治二十年頃に於ては、特殊の事情を有するニーゼランド以外は日本の乳兒死亡率は一番低率であつたのである。左表は即ちそれである。

	普	佛	英	和	ニ ー ゼ ラ ン ド	日 本
一八八六年	二〇・八	一六・六	一四・五	一七・五	八・四	一一・七
一八九〇年						

これは自然の状態である。然るに三十四年後の今日に於て斯くの如くに、全く反對の現象を呈せるは、抑も何がためであらうか。これ充分攻究すべき問題であると思ふ。而してその中最大原因は無智と生活の脅威とではあるまいか。我邦の所謂慈母の大多數は、本能的・傳統的、原始的

態度を以て、其の子女を愛撫するの途を知るも、生理的、科學的にこれを鞠育するの途を知らないがためではあるまいか。この無智に加ふるに、我邦に於ては、未だ社會意識が發達しないため乳兒保護に對し、殆んど何等社會的設備を有して居らないといふことも、又かくの如き結果を誘致するのではあるまいか。況んや多數民は、農工商何れに於ても、生活の脅威を受けつゝあるがために、充分榮養を與ふことが出來ぬ等其の主なるものではあるまいか。無智や生活の脅威や社會的施設の缺如が、死亡率を多からしむる主因ではあらうが、然し他の理由は或は多産といふことにも原因はあらう。文明國中我邦程多産で、而かも多死の國はない。前項既に各國に於ける人口千に對する出生高を示したが、今試みにこれを我邦のそれと比較すれば、左の通りである。

人口千に對する生産率	英 國	佛 國	獨 國	伊 國	日 本
大正二年(一九一三年)	二四・一	一八・八	二七・五	三一・六	三三・二
大正三年(一九一四年)	二三・八	一八・〇	二六・八	三二・〇	三三・一
大正四年(一九一五年)	二二・〇	一一・三	二〇・四	三〇・五	三二・七

以上の如く、我邦は歐洲何れの國よりも、生産率が高いのである。尤も一九一四年以來世界大戰の教養を見たので、生産率も自ら減少した譯であるが、それでなくとも、次第に滅殺しつゝあるは明かである。然らば何故我邦のみ獨り出産率が増加若くは現狀維持で泰西諸國は減少するかと云ふに、泰西に於ては、幾多複雑した理由があるが、我邦に於ける多産の主原因は専門學者の説に依れば、母性の虚弱、榮養不良若くはそれに近い状態にあるがためである。これには多少反對の議論もあるが、然しそれが相當有力な説として信ぜられて居る。元來生物は滋養過多の場合には、繁殖力が少なく榮養不良に近き状態の場合、最も繁殖力が盛なものである。榮養過多なれば、生殖細胞に脂肪が多過ぎて受胎は困難である。例へば果樹に肥料が過剰なれば、枝葉が繁茂するも、果實は生質しない。故に多くの果實を得んとせば、幾分幹を傷めて滋養を取り去るの必要がある。動物に於ても同様で、雞の如きも滋養分を與へ過ぎれば、肥大するが産卵は少ない。又豚でも同様で、滋養過多は益々脂肪を多からしむるも多産はせぬ。故に多産を欲せば、滋養を多く與へざるを可とすと云ふて居る。人類に於ても、此の道理が當て嵌め得ると學者は云

つて居る。若しさうであるとすれば、我邦の多産は母性の榮養が可良ならざるか、又は虚弱の多きを意味するではなからうか。これを事實に徴するに、我邦程十五歳以上四十歳までの婦人の死亡率の多い國は、これ亦遺憾ながら、列國何れにもないのである。而して其多くは結核病に斃るのである。結局母體が虚弱であり、榮養不良であり、軽度の疾病に冒されて居れば、それだけ受胎數が多くなつて、そして又死亡率が高くなるといふ譯である。多産は日本固有の觀念よりは慶祝すべきことではあるが、これが多死と随伴するに於ては、朝に慶祝して夕に悲歎するの不幸の事實を見るのである。大正八年警視廳に於て、日暮里の細民生活状態を調査した。其の際母體の健康状態と出産及び死亡の關係を特査したが、左の結果を得たのである。

母性疾病の有無及び妊娠死亡關係の調査

疾病別	種別	人員	妊娠回数	一人平均妊娠數	死亡數	死亡率
健康者		四九	一八二	三・七	四八	二二・三%
結核患者		二二	九〇	四・一	二三	二五・五%

第二編 各論

第二章 乳幼児保護施設

一一七

兒童と社會

梅毒患者	一五	七一	四・七	一一八
結核と梅毒	六	三三	五・三	三五
其他の疾病	四	二二	五・七	一九
				四八・九%
				五九・四%
				二六・一%

これによれば、健康者よりも病弱者が受胎数多く、又結核と梅毒とを併有するものが、單獨の罹病者よりも出産数が多いのである。而して出産率の多いものは死亡率高いのである。これは單に百以上の小數であれば、統計資料としては貧弱なるを免れざるも、これが學者の理論と合致して居るの一事は、相當價値あるものとして認容するの資格を有する。この事實に照せば、多産は寧ろ憂慮すべきもので、多死を防止せんとせば、先づ第一義として母體健康増進を企圖せねばならぬことになる。要するに我邦乳兒死亡率の高率なるのは、種々複雑したる理由があるが、其の原因の如何に複雑なるにもせよ、既に出産したるものは如何なる方法を盡しても、これを保護し、養育せねばならぬ事だけは明かである。然らば如何にして徹底的に保護の途を講じ得るか云ふに、それには又種々の方法施設がある。以下それに就て些か記述を試みよう。

第二節 牛乳供給

母乳が乳兒哺育上、最適最良の自然榮養なることは、最早説明を要さないが、外國の如くに、多數が人工榮養の慣習を有し、それがため、乳兒死亡率を高からしめて居る國に於ては、これに對し、少くとも二つの緩和策がある。一は純良の牛乳を低廉に供給すること、他は母乳獎勵である。一時外國に於て可なり廣く且つ盛に、牛乳供給事業の起つたのはこれがためである。

牛乳供給事業は一八八九年獨逸漢堡の牧師が同市の一角に、乳兒用牛乳供給の目的を以て、一施設をなしたのを、今日の所謂牛乳調理所若くは供給所の嚆矢とする。尤もその二年以前ライプチヒ市に於て、調理及び消毒を施したる牛乳供給事業を起したるものがあつたが、それは單に貧民に對して、食料を施與するの目的に過ぎなかつた。其の後巴里に於ては、一八九三年に兒童保護事業家として、當時の權威者であつたヴァリオット博士が低廉なる牛乳を供給せんがため、同様の設備をなしたが、佛國に於ては大にこの舉に賛同し、十年後に於ては、佛國中約一百

の都會に同一の方法を採用し、最初は私設團體の經營に對し、公供團體がこゝに補助するの方針であつたが、次第に公共團體直營の増加を見るに至つた。佛國に於ては此の後全國重なる地方に普及して、其の數五六百に達するに至つた。

英國に於ては一八九九年始めてセントベレンスル牛乳供給所を設立し、次に一九〇〇年乃至一九〇五年に英國主なる都市に於て、同供給所を設けた。英國に於て、特筆すべき一事は、牛乳條例を規定して、人口五萬以上の都市には乳兒牛乳供給所を設くることとなしたることである。尙ほ單に牛乳を供給するのみならず、母親に對し乳兒取扱の方法を教ゆることに力めた。然し結局英國に於ては、同事業は餘り豫期の發達をなさなかつた。何故なれば、牛乳供給事業を獎勵すれば假令それが純乳であつても、兎に角人工榮養を勸誘し獎勵するやうに見えて、却つて乳兒の發達に悪影響を及ぼす虞あるからである。

米國其他に於ても、一時は同供給事業が盛であつたが、今や次第に衰頽に傾いて居る。

一九〇七年ドレスデン市に開催せられた自然科學大會に於て「乳兒保護事業としての牛乳調査

所及乳兒診察所に就て、某權威者が陳べられたものを見るに、「單に牛乳を交附するのみで、小兒の發育及小兒に與ふる好影響を監督せざる牛乳調査所の設置は、何等の價値なきものなり、寧ろ人工榮養を世人に知らしめ、これに頼らしめ、母乳哺育の風を滅殺せしむる虞がある。故に醫師の注意監督が最も必要である。それで牛乳調理所の大多數は中止せられつゝあり、數年前までは乳兒死亡に對する最良の方法として、歡迎せられたる牛乳調理所は、現在に於ては價値なきものとせられつゝあると云つて居る。それで一時は乳兒の月齡に應じて、牛乳と水とを調理したるものを壘に入れ、一日分何百瓦と定めて、これを嚴守せしめ、これによつて乳兒死亡を滅殺せんとしたのであるが、これが次第に衰へ母乳獎勵と更に兒童健康相談所がこれに代るに至つたのである。

然らばこれに對し、我邦に於ては、如何になすべきかと云ふに、我邦は古來よりの美風に基き母乳榮養を主とし、細民の家庭に於ては九割四五分が母乳で、たゞ僅かに五六分のみが人工榮養である。それでこれは大した問題ではないが、然し人工榮養の分を驗するに、主に煉乳、粥、重

湯、乳粉及び牛乳等であつて、煉乳が割合に多い。煉乳の乳兒哺育に不適當なるは、最早既定の事實であるが、比較的低廉なると、携帶などに便利のため、多くこれを使用するのである。又牛乳にしても、純乳を得ること困難で、時には不純不良なるものを求むる場合もある。それで假令其の割合は少なりとも、これが保護の方法を講ずるの必要がある。尙ほ又假令多數が母乳を飲ましても、凡ては健全なる母乳ではない。母乳は便利なのと買品でないで、其の適否に拘らざるべきである。それが遂に却つて病毒の感染となり、死亡の因か然らざるも病弱者とならしむて來たが、我邦に於ては却つてこれと反對に、純乳を廉價に供給する社會的施設が或る程度まで必要であるといふ。これなくば己むなく不良なる母乳、牛乳若くは煉乳を使用して、乳兒の健康を害し、虚弱者を多からしむのである。この點は特に留意の必要があると信ずる。

第三節 授乳獎勵

授乳獎勵は各國共に、今や極力盡瘁しつゝある。各國に於て、工場授乳室を設けて、時を定め、法親をして授乳せしむるが如きも、その傾向の一端を示して居るのである。巴里に於ては、一八九六年母乳榮養をなすものに對し、賞與を與ふることにした。其の金額は地方に依て相違あるが、巴里では一週十二法と定めた。其の成績が大變良好であつたので、今では各地にこれを實施するに至つた。獨逸の如きは、大戰一年前の一九一三年に於て、三百有餘の大都市に於てこれを實行し、一ヶ年の賞與支出金額約百萬馬克に及び、これによつて、兒童の死亡率を減少しつゝあるのである。母乳獎勵は我邦に於ては、賞與金まで下附する必要は無論認められていないが外國に於ては、斯る多額の支出までしても、獎勵するの必要あるのである。

この二つは、兎に角、乳兒死亡率の減殺に、相當効果のあるものと認められたが、そのみでは、素より不充分であり、且つ徹底的でない。其の目的を徹底せしめんとすれば、先づ母親に育児の方法と、母親自身の保健の方法等を教示するの機關が必要である。この機關は一は牛乳供給所の經驗から、又一は産院に於ける出産後の初生兒保護の必要から、遂に今日の所謂兒童健康相

談所を設置するに至つたのである。この施設が實行せらるゝやうになつて、乳兒保護に關する幾多の施設、例へば牛乳供給事業も、授乳獎勵も、多くは皆この事業の一部分となるやうになつたのである。

第四節 兒童保健相談所

乳兒死亡率の減少を企圖した施設は、幾多設置せられたが、兒童保健相談事業の如くに、有効な方法と認められ、又この結果による程、事實上其の死亡率を減殺すべき實力あるものはないと思ふ。これは健康乳兒の健康を保持し、更に其の健康を増進せんとするの事業で、その手段としては、哺育又は養育方法に關する適應の方法を一定の場所で、一定時に専門醫師が其の個々の母親に教示して、日々これを實行せしむるのである。元來、醫師が兒童を診察する場合は、東西共に疾病の際に限るを原則として居る。故に無病健全なる兒童を、時を定めて診察するが如きは、舊慣には全然見出し得ない。然るにこの事業は健康兒を診察して、その健康を持続せしめ、尙ほ増

進せしむべく、注意を與へるのである。母親にして、能くこれを遵守すれば、兒童の疾病に罹ることは、極めて少ないのである。事實上、其の罹病數死亡數の極減を見るのである。これに依りて、兒童保護上、乳兒死亡率減少に關する一新機軸を出したのである。故にこれが起原沿革及び其の現狀に對し、筆を染むるは適當のことと信ずる。

兒童健康相談所は、一八九〇年エルコット教授が佛國ナンシー市に於て、自己の經營せる産院にて分娩せる母親に對して、生後一ヶ月後に其の初生兒の診察をなすこととなしたのが、この事業の監觸である。其の後、一八九二年にヒーレー・ビーデン教授が巴里に於て、其の經營の産院内に分娩せるものに對し、二歳に達するまで、その健康増進方法に關し、注意教示を與ふべく同産院内に相談所を設けたが、これが組織的の相談所としての始めである。同教授の死後、友人及び門弟等が其の遺志を貫徹せしむべく、基金を募集し、これをビーデン財團と稱したのである。爾來獨英を始め、歐洲諸國は勿論米國に於ても、盛に佛國に倣ふて同相談所を設置するに至つた。英國に於ては、一九〇四年牛乳供給所に對抗して、相談所を開始した。爾來非常な勢を以て、各

地に設立せられた。而して英國に於ける相談所は、單に兒童保健に關する直接相談をなし、注意を與ふるのみならず、所謂母親學校と稱すべき事柄を同時に行つて居る。尤もこれは英國だけではないが、英國に於て、特にその方面に重きを置いて居る。それで同相談所に於ては、母親に對し、母親及び兒童の衛生や乳兒教育に關する實際的方法や又裁縫及び料理などを教授するのである。英國では同相談所を一名母親學校と稱するは、これがためである。英國に於ては、一九一八年母性及び乳兒保護法が制定されたが、それ以來、この事業が一層旺盛に赴むいたのである。一九一七年には、英威に於て、八百五十の相談所を有したが、翌一九一八年には千二百七十五となり、其の中七百は公立で五百七十八は私設である。斯の如くに、英威中殆ど如何なる都市にも、其の必要な場所には設置されないのはなく、且つ其の距離の如きも、亦母親が容易に相談所に往來するを得る程度に分布せらるゝに至つた。

同相談所は健康兒童の相談所であるが、英國に於ては多少其の趣を異にして居る。病兒又は虚弱兒を相談所に於て、取扱ふた場合、如何にこれを處置するかと云ふに、病兒は、

れを病院に送り、虚弱兒は相談所の傍に極めて小規模の保養所の如き設備をなし、數個の寢臺を設けてこゝに收容する。即ち左記の状態である。

- (一) 病兒を取扱ふた場合、直ちに病院に送致すべし。特に傳染病に注意を要する。相談所は兒童病院若くは一般病院と協定して、何時にても病兒を送致し得るの準備を要する。
- (二) 保養室は小規模にて、二室を限度とし、一室に四個の寢臺位を配置し、其の設備の簡單なるを可とする。

(三) 看護婦は専屬を必要とする。晝夜交替看護を要する。

(四) 醫師の宿直なき場合、何時にても往診し得るの準備を要する。

以上は他の相談所と其の趣を異にして居るが、大戦中は醫師や看護婦等の缺乏のため、多くはこれが實施を見るに至らなかつたやうである。

佛國は約五百、獨逸は七百八十二、白耳義は戦前六十であつたが、戦後七百の多きを算するに至つた。

紐育の兒童保護相談所 相談所は如何なる設備を必要とするかと云ふに、それは大體に於て簡單である。待合室、準備室、診察室の三室あれば、先づ充分である。而して待合室は母子の休憩室、準備室は看護婦が各兒童の体重を測つて、これを帳簿に記入する場所、診察室は醫師が一週二回相談所に來て、時を定めて、乳兒の診断をなし、これに適應したる注意と教示とを、母親に與ふの場所である。尙ほ看護婦は毎日午後其の相談所擔當區域の家庭を一週間に一巡する程度に訪問し、兒童の健康状態を査察して、醫師の注意せる事項を實際に行ひ居るや否やを訪ね、その他、必要なる注意を母親に與ふるを以て、其の任務として居る。而してこれが一般の状態であるが、米國に於ては、同相談所にては、如何なる場合と雖も、病兒を取扱はざるを原則として居る。病兒は直ちにこれを病院に送附することになつてゐる。

今、其の中一例として、紐育に於ける同相談所に就て記述して見やう。同市に於ては、市立六十ヶ所、私立二十ヶ所、合計八十ヶ所内外の相談所を有し、其中市立は一九一三年に創立して以來、急激な發達を見るに至つた。相談所は大抵午前八時より午後一時まで開所し、看護婦は

其の間相談所に住し、母親が牛乳の供給を受けんがため、若くは其の他の用向にて、來訪したる際に何等かの質問に應じる事になつて居る。而して醫師は一週二回同所に出張して診断をなすを常とする。尙ほ夏期は醫師が毎朝同所に出張して、執務するの義務を負ふて居る。又、各相談所には、看護婦と助手との二名を置き、午前は同所内に、午後は家庭の訪問に依つて、診察を受けたる兒童の母親に、必要の注意を與ふるに力めてゐる。尙ほ夏期は各相談所に、更に一名の看護婦を加ふるのである。それは夏期に於ては、乳兒の死亡率が特に高度に達するを以て、これが防止の方法を講じ、尙ほ各家庭に就て、親しく保健状態を調査し、必要なる指教をなすがためである。而して市立相談所に於て、相談を受ける兒童實數は一ヶ年六萬人の多きに達し、尙ほ私立團體は約一萬五千乃至二萬人を診察するを以て合計七萬五千乃至八萬の實數に達するのである。この中約一割は一歳以上の幼兒なるを以て、これを控除するも乳兒の數尙ほ六萬四五千乃至七萬一三千に達する。紐育に於ける一ヶ年の出生兒約十三四萬人なるを以て、少なくとも其の半數が相談所の診察を受くるの實況である。而して一相談所に於ては、大抵五百乃至七百の兒童を取扱

ふ譯であるが、規模狭小なるがため、一日に斯く多數を取扱ふことが出来なければ、相談所に於ては、乳兒の年齢、強弱等に應じて、一週間乃至三週間に一回診察することに定めて居る。原則としては、一週一回を最適とするけれども、事實上、三四週間に一回診察を受くるも健康兒にして母親の注意周到であるならば、敢て異状を來すことがないとのことである。而して其の成績に就て、これを見るに、市立相談所に於ては一九一四年に、兒童の實數五万人を診察せしに、同年中其の死亡數僅かに三百に過ぎず、即ち百八十人に對して一人の死亡の割合である。これを見ても、其の成績の顯著なる洵に驚歎に價するのである。單に市立のもののみならず、他の私設團體に於ても、七千の乳兒中七十人の死亡を出したのみであるから、百人に就て一人死亡の割合となる。尤も同所に診察を乞ふ乳兒は、二三週未滿の者割合に少ないのと、病兒は全然診察せざるを原則として居るので、其の死亡の少なきは、固よりその然るべき譯ではあるが、然かも百人若くはそれ以上に一人の死亡者を出すのみなりとは、其の效果の如何に大なるかに驚ろかざるを得ない。而してこれに獨り紐育市に於ける特殊現象ではなくして、佛蘭西に於ても、受診兒百に

對し死亡二、〇六乃至一、四二を超えざるの狀況に在るのを見る。又、其の成績の稍々低下せるものとは云へ、伯林の百中四、二市俄古の百中三、一乃至三、四を出づるに過ぎざる如き、何れもこの事業開始以來、全市の乳兒死亡の著しく減少するを見たのである。紐育市に於ては、一九〇七年に生産百に對し、乳兒死亡一五、六であつたのが一九一八年に於ては、特殊事情のため死亡率の増加せるにも拘らず、尙ほ九・一を出でなかつた。又市俄古市に於ても、逐年減少して百分の十一の乳兒死亡を見るのみである。紐育市、市俄古市の如きは、乳兒のためには最も不健康地と云はなければならぬが、それにも拘らず、かくの如き乳兒死亡率の遞下を見るは、米國の社會的施設の充實によるのであらうが、同相談所の普遍的設置と、徹底的活動に因ることが其の主なる原因であると考へざるを得ないのである。

近々十ヶ年の間に、如何にして、斯く普及したかと云ふに、これは種々の理由がある。先づ相談所開始以前より牛乳供給所が紐育にも多數あつたが、その多くは相談所に變化したのである。そして現在でも各相談所では、市營ではないが、必ず純乳の廉價販賣を行つて居る。それで純

乳を得るの必要上、相談所に来るものが多い。それが第一の理由である。尙ほ公共團體が被救乳兒を家庭依托となすの場合、其の里親に對し相談所にて毎週診察と教示とを受くべき條件として居ることや、巡回看護婦や、産婆などが、乳兒を取扱ふ場合、相談所に診察を受くべきを勧誘するとか、又更に、同市に在る乳兒福祉協會は年一万内外の乳兒處分の方法を取扱ふて居るが、必要の場合、すべて診察を受くべきを奨励して居る。斯く各種の方面より勧誘し、又從來よりの牛乳供給所を相談所に變更した等が、その發達の主なる原因である。而して現在では、市内に公私八十ヶ所もあるので、各家庭に於て、其の存在を周知し、且つ其の成績佳良なるがため、益々この事業の徹底を見るに至つたのである。

兒童健康相談所が一八九〇年に佛國の一角に設立せられて以來、未だ漸く三十年の星霜を経たに過ぎないに拘らず、其の發達の迅速にして、其の成效の顯著なる、世人の皆均しく驚歎する處である。ニーゼランドの乳兒死亡率が出生百に對し、四若くは五を示すに過ぎざるが如きも、一は自然の天恵に俟つべきではあるが、又相談所の普及これが因をなしてゐることは、明瞭である。

兒童健康相談所が一九一九年に米國華府に於て、開催せられたる兒童保護大會に於ても、乳兒保護の最低標準として、左の事項を議決して居る。

別に個人的に醫師の注意の許に在らざる乳兒及び幼兒のためには、幾千かの兒童健康相談所を設け、兒童保育に關して、母親に訓誨を與ふべし。斯る訓誨は第一年間は少なくとも月一回、以後は兒童の學齡に達するまで、一定の時間を定めて與ふべきものとす。

(この相談所には營養診察所を含むべきものとす。)

兒童健康相談所には、特に看護婦を置くか、又は公職看護婦と連絡を通じ、乳兒及び就學以前の兒童を家毎に訪問せしむべし。人口約二千名に對し、一名の公職看護婦を要す。

と、以て如何に、この事業に重きを置くかを想像することが出来る。

第五節 我邦の相談所

我邦に於ては、會て或る外國人が明治四十四年頃、東京で相談所を開始したとのことであつた

が、遺憾ながら、當時世間がその事業の性質を審かにしないため、結局不成功に終りを告げた。我邦では、今尙ほ健康乳兒の保持増進を計らんがために、一定時に一定の場所に於て、醫師の診斷と教示を受け、注意を乞ふが如き慣習を有ないがため、相談所を設置しても不振に終るか、然らずば病兒の診察を乞ふ者が多いので、其の處置に困難すると云ふ場合が少なくないものである。それでその趣旨に關しては、充分の宣傳を必要とする。宣傳が徹底し、事業の性質が明かになれば、兒童愛護の精神に富んだ、我邦の家庭に於ては進んで、健康兒童の健康診斷を乞ひに来るであらうと信ぜらる。故に、先づ各種の方面より、其の宣傳が必要である。最初の事業は不幸にして、間もなく閉鎖の己むなきに至つたが、其の後の狀況如何と云ふに、假令未だ其の趣旨の徹底せざる遺憾はあるが、今や相談所設置の地方も大分増加し、其の事業が次第に民衆一般に周知せられんとしつゝあるから、今後數年後には急激の進展を見るではなからうかと思はる。然らば我邦の現状如何、今少しくこれに就て記述しよう。

我邦の兒童健康相談所

識者、専門家の間には同事業設置の必要を相當長く唱道されてゐる。

だが、これが世間に、多少にても、注意を惹くやうになつたのは、内務省衛生局に於て、大正九年十月廿三日から同十一月廿二日に至る一ヶ月間、文部省主管東京教育博物館を會場として、兒童衛生展覽會を開催した。同展覽會は我邦初めての試みであつた。非常な盛會で、入場者二十一万以上に達した。其の展覽會の一部事業として、兒童身體検査を六歳未満の兒童に對し、其の希望に依り、毎日午後これを實施した。頭圍、身長、體重、齒牙、その他一般健康状態の検査を施し、育兒上の注意を與へた。これが恰も臨時兒童健康相談所の觀を呈し、検査を施した兒童總數二千三百有餘名に達した。これが少なからずこの種事業の宣傳となつた。其の後同展覽會の資料は、多數府縣の要望に依て貸付したが、展覽會開催の重なる府縣に於ては、矢張り兒童身體検査を試みて、何れも相當の効果を奏した。又大阪市に於ては、大正八年以降大阪市立兒童相談所を設立して、胎兒より滿二十歳に至る期間の兒童に對し、健康及び教育の相談をなすこととして居る。胎兒、乳兒の健康相談に對しては、云ふまでもなく、これに適應する忠告、指導を與ふるので、普通の相談所と同一の方法を講じて居る。これは常識的のものとして、現存中、我邦最先

のものであるが、其の範圍の廣汎に涉り過ぎるの嫌はある。然し我邦としては、餘り其の事業の範圍を限定しては、成功却つて至難である點もあるから、或は已むを得ぬかも知れない。若し乳幼兒の健康相談に對して、豫期の効果を得なかつたとすれば、健康兒の健康保持増進のために、醫師の指導教訓を受けんとするの習慣が、一般家庭にないからであると信ぜられる。何れにしても、同所に於ては、その徹底を期すべく、一般の努力奮闘を要することである。更に愛國婦人會が近來社會的活動に、大に覺醒しつゝあるが、其の活動の第一着手として、大正十年三月より兒童健康相談所を本部に於て開始した。この範に倣ふて、支部に於ても常設的のもの十一ヶ所、府縣臨時施設四ヶ所に及んで居る。一ヶ年中に斯くも各地に施設せられたるは、一は愛國婦人會の活動振の如何にも目醒めたるを證するが、一は確かに時代要求の反映であると思惟せらるゝ。而して本部に於ては、毎週三回午後相談所を開き、顧問一名、醫師二名、看護婦二名、書記一名を以て、これに當つて居る。其の仕事の内容は滿六歳以下の兒童の身體検査を行ひ、育兒上の相談に應じ、兒童の支障のない限りは、身長、體重、胸圍、頭圍等を測り、診察の結果、發育状態の不

良のもの、或は疾病のものには、これに適應の注意を與へ、母親には其の兒童の發育狀況調査の複寫を與へてゐる。斯くて大正十年三月より十二月に至る十一ヶ月間の成績を見るに、一歳以下四百四十九名一歳以上七百七名で、合計千百六十一名に達して居る。其中單に一回のみのものが八百八十二人、二回乃至十回の者約百名であれば、其の大部分は一回のみである。第一年目としては相當の成績を收めたと云ふ事が出来る。

其の他は横濱市、神戸市、又は近く東京市に於ても、近く相談所を設立するに至つた。其の中前二者は其の地域も餘り廣からざると、當事者其の人を得たるためか、活動大に見るべきものがある。これ等は其の主なるものと云ふことが出来るが、この他にも段々設立されたものがある。斯業に對する將來は如何と云ふに私は其の將來の、成功を信じ、少なくとも、是非成功をなし得るやう、最善の努力を必要とすと信ずる。若しこれが發達に難關があるとすれば、健康兒の健康増進に關する習慣を有せざること、病弱兒の診察を乞ふ場合、如何に取扱ふべきかと云ふこと、如何にして繼續的に診察を乞ふだけの汲引力を得せしむるかと云ふこと等である。第一の習

慣打破は宣傳に依るを捷徑とすべく、第二の病弱兒中病兒は他の病院と聯絡を保つて、直ちに其所に送致すべく、虚弱兒に對しては、林間學校か保養園の如き、機關と聯絡を執ること、若し斯る機關がなければこれが設置を府縣に迫り、然らずば輿論を喚起し、同志相畫つて保養機關を設置すること、第三の繼續的診察を乞ふの方法は、外國の如くに看護婦をして、一度來所せる兒童の家庭を時を定めて訪問し、成るだけ繼續的に、少なくとも生後一ケ年間來所すべきを勧誘すること、又兒童若くは母性必要な何物かを低廉に販賣することなどが、緊要事であると思はるゝ。尙ほ附屬事業として、母親學校を開設し、育兒、裁縫、調理の方法などを教ゆることが、又極めて緊要事と思はるゝのである。

第六節 少さき母の會

乳幼兒保護に關する他の施設は、少さき母の會と云ふのである。これは一九〇八年（明治四十四年）紐育に起つたのが最初であるが、十二歳から十三四歳の少女に對し、乳兒取扱方を學校

内で放課後に教授するのである。これは勿論、自由課目であるが、十二三回で終了する程度の範圍に於て、乳兒の取扱方を科學的に醫師若くは看護婦が教ゆるのである。これに依て、少女が其の家庭に於て、乳幼兒を實際に取扱ふ場合若くは將來母となつた際に、多大の利益を得るは勿論であるが、これと共に、現在の母親を啓發せしめ、母親をして自ら進んで、乳幼兒の哺育養護の方法に關し、母親相談所なり、母親學校なり、其の他に於て、より徹底的の教示を受けやうとするの氣分を起さしむるに至るのである。この會が非常な歡迎を受け、今や紐育市内のみで、二百内外の學校に於て採用し、一九一五年には米國七十三の都市の多數小學校に採用されて居る。獨り米國のみならず、英國に於ても、最近即ち一九一四年より一九一八年の間に、この施設が廣く承認せられ、小學校内に於て十二歳より十四歳までの少女に、これを教育するもの多數に上つて來た。そして其の實習のため、看護婦指導の許に、晝間、乳兒保育所を時折り訪問して、直接乳兒の保育を手傳ふのである。更に佛國に於ては、これを米國に比すれば、其の實施は一八九七年に溯り得るのであるが、然しこれは其の規模小にして、且つ學校内ではなく、母親學校内の一

部で行つたのであつた。其の後この事業が世人の注意を喚起して、小學校及び高等女學校内に於て採用することにしたのである。

我邦に於ては、未だ殆ど斯る實際的教育の小學校若くは高等女學校等に採用されぬのを遺憾である。補育に關する知識の極めて幼稚にして、其の方法は多く傳統的、原始的とも云ふべき我邦に於て特に小學校上級の少女に、普遍的に教育指導するを緊要事と認むる。當局者の一考を特に切望する。

第七節 乳兒週間運動

乳兒週間運動とは、或る一週日を期して、全市若くは全國的に乳兒保護必要の宣傳をなすの運動である。凡そ團結と集中とは、偉大なる力を形成する。乳兒週間運動は團結の力を以て、集中運動をなすもので、其の宣傳宜しきを得ば、効果の甚大なるものあるは、瞭かである。乳兒週間運動は一九一四年（大正三年）市俄古市に起つたのを嚆矢とする。その當初の目的は、乳兒保護

のために、特別募金をなすのであつた。それはそれで成功したが、同年紐育に於て、開催したのは、乳兒保護に關する社會的教育であつた。これが非常に世界に歡迎され、遂に都鄙到るところ乳兒週間運動を施行するやうになつた。それより更に一躍して、一九一六年には全國乳兒週間を實施するに至つた。これに賛同したる都市實に二千の多きに達し、これが宣傳に参加したる婦人が二百萬人に上つた。その外幾多の社會事業團體の加入を得、公私相協力して、舉國一致、これを實施した。而してその執行の方法に至つては、各々素より一様ではないが、今其中よりボストン市の状態を略述すれば、同市に於ては、同年三月四日より十一日迄の一週間ボストン婦人同盟俱樂部を中心とし、百内外の社會事業がこれに協同し、その中より二百五十人の委員を選定して、同運動を開始した。而してその宣傳方法は素より多種あるが、其の主なるものは、左の數種であつた。

一、兒童展覽會、市内三ヶ所の有名なる百貨店に展覽會を催ふし、説明委員を附して、其の内容を説明せしめ、公衆一般の質問は喜んで應答することとした。尙ほ時々之に關する實寫的幻

燈を使用して、參觀者の興味を添へた。

一、公演會、ボストン圖書館其他市内有數なる集會場二ヶ所に於て、毎日公演會を開催し、兒童保護の必要なる所以を懇切に説明した。

一、活動寫眞、市内多數の活動寫眞館を利用して、兒童保護及公衆保健に關する活動寫眞を映寫し、無料縦覽に供した。

一、乳兒鈕販賣、街頭、旅館及び商店等に於て、婦人の手に依て、一般通行人及び旅客等に販賣したが、其の賣行最も盛であつた。

一、ポスター、其他、ポスター、旗及び印刷物を、各地に配布して、徹底的に宣傳の資となした。

一、店頭裝飾、百貨店及び賣藥店に特別裝飾を施設し、一般通行人の注意を喚起せしめた。

一、乳兒保護日曜講壇、市内各教會に於て、一切に兒童保護に關する特別説教を試みた。

一、新聞の應援、新聞社と交渉し、市内各新聞の應援により、週間運動開催以前より、連日各

種報告 掲載を得て、宣傳上多大の便宜を得た。 百七回。

一、其他の集會、以上の各種の方法の外、尙ほ種々の集會を催ふること 百七回。

一、經費、以上の如き運動を繼續せしも、何れも篤志家の篤志行爲より成るもの多きがため、

其の經費極めて少なく、單に七六四弗を費すに過ぎなかつた。

かくの如くにして、この一週間の全國的大宣傳は一般民衆に對して徹底的に、兒童保護の必要を周知せしむるに至つた。

獨り米國に於てのみならず、英國に於ても、亦一九一七年に首相を會頭に、地方政務院總裁を議長に推載して、全國乳兒週間を開催し、全國民に乳兒保護の必要を宣傳し、又越えて一九一八年に更に第二回全國乳兒週間を開催し、其の目標はこれに依つて、毎週一千の乳兒死亡を防止せんとするにあつたのである。

我邦に於ては、大正十年日本幼稚園協會が主催となり、東京に乳兒保護宣傳デーを企て、市内各地小學校に公演會を開催し、又大阪に於ても、更に東京市に於ても、大正十年度中に何れも乳

児保護宣傳會を開催し、主として講演會に依て、宣傳デーの目的を到達せしめんとした。翌一年も亦東京其の他主なる都市に於て、五月上旬を期し三日間に渡る児童愛護宣傳デーを開催した。斯くして我邦も次第に児童愛護の精神と其の科學的方法の宣傳に努力するに至つたことは慶祝すべきことであるが、進んで宣傳週間を樞要の地に開催して、其の精神の一層普及するに至らんとを切望して已まないものである。

第八節 児童保護年

米國が大戦参加の後に於ける社會的 活動は各方面に亘つて、實に目醒しきものであつたが、其の中の一は「児童保護年」を實行したことである。これは一ヶ年間全國を舉げて、児童保護に關する特別宣傳をなし、且つ或る特定の事項に對し、充分なる基礎調査をなさんとするにあつた。この運動は一九一八年四月六日より一ヶ年間を定めたが、これは米國が大戦に参加したる滿一ヶ年目に該當する。それでその日を記念せんがため、四月六日より開始することとした。而し

て同運動は誰人の手に依て、經營されたかと云ふに、中央政府の児童保護局と戰爭のため、新たに設置された國防協會婦人部との聯合に依つたのである。米國児童局員は漸く二百四五十人を出でないが、國防協會婦人部は全國の婦人を認羅するを以て、全國に同支部委員を設けることが出来た。斯くて、これに参加したる婦人は、總數實に一千一百万人で、其中より一萬七千の委員を選定し、舉國この壯舉に呼應して、遺憾なきを期したのである。尙ほ婦人以外に、多數の社會事業家、全國の圖書館等が殆ど舉げて、この運動に賛同した。児童局に於ては、其の準備行爲の一として、児童保護に關する幾多の印刷物を刊行して、無數にこれを配布した。特にこれに賛同したる四千の圖書館に配布するは、勿論新聞の後援を得て、紙上に紹介せられ、又一萬七千の委員は云ふまでもなく、苟くもこれを要求するものには、及ぶ限りこれを配給した。

然らば「児童年」は如何なる範圍に於て、如何なる児童を保護せんと企圖したかと云ふに、第一乳兒死亡率の減少、第二家庭に於ける児童保護標準の維持、第三児童労働の制限及び特に大戦の結果、學童に労働を強要する惡傾向の防止、第四戶外運動及び休養、娛樂設備の整齊、第五

孤食兒遺棄等特殊兒童の保護、これ等の五大項目を掲げ、一ヶ年間に大宣傳を試みんとしたのである。然しこの中最も重きを置いたのは、乳兒死亡率の遞減運動である。米國に於ては、年々の生産約二十五萬人であるが、其中二十五萬人即ち一割は一ヶ年以内に死亡する。尙ほ一歳以上五歳以下の兒童が、五萬人程死亡するので、合計三十萬人の死亡を見る。然るに専門醫師の證明する處に依れば、乳幼兒に對する家庭的社會的保護が其の宜しきを得ば、理論上其の二分の一即ち十五萬人の死亡を減少することが出来る。然しそれは實際上至難なことであるけれども、其の三分の一なる十萬人の死亡を減少するは、敢て難事ではないと。故にこの「兒童年」に於て、少くも十萬人の乳兒死亡遞減を目標として、運動を開始したのである。尤も其の目的を達成せんがためには、これに關する基本調査を必要とする。即ち五歳以下の乳幼兒の身長、體量、生年月日男女別及び父母の姓名その牛國等を調査したのである。而してその調査に従事した者は、主として各地に居住する有志婦人であつて、其の調査の方法は調査上必要な注意書並に調査の事項を記入すべき記録用カードを印刷し、これを一般に配布したが、其のカードの半分は兒童の父母に

與ふるもので、其の裏面には、各年齢に對する平均の身長並に體量を印刷してあり、その表面にはこれを施行すべき調査の事項を記入するものである。而して其の幾分はこれ兒童保護局に返還することとなつて居る。兒童保護局に於ては、其の返還されたカードに依て、小兒の身長、體量等の平均表を製作するのである。斯くて同年四月八日より六月七日に至る二ヶ月間に、全國一萬六千八百十一の市町村に於て、全然篤志者の手に依りて、五歳以下の乳兒千百萬人中合計七百六十萬餘人を完全に調査したのである。斯る幾多の項目をば、強制力を有せざる、而かも主として婦人の手に依て完成されたとは、實に驚くの外はない。そして調査の結果、病弱若くは榮養不良狀態の兒童多數あるを發見した場合には、成るだけ急速に兒童保護施設を新設すべきを勧誘する。西部の或州の如きは、調査兒童の四割は健康不良の狀態に陥つて居るのを發見した。其の一例として、麻州の狀況を舉ぐれば、同州に於ては、五歳以下總兒童の九割二分を調査したが、其の結果、これに關する設備の未だ大に足らざるものあるを發見し、直ちに新設したるものは、兒童健康相談所三十ヶ所、妊産婦保護所八ヶ所、巡回看護婦の増加五十一名に及んだ。これ

は單に一局部の事例であるが、全體としてこれを見れば一八一八年には、米國全州に児童保護課を設置せるもの僅かに九州に過ぎなかつたが、一九二〇年には一躍して三十二州に及んだ。尙ほ四十八州中の三十八州は「児童年」を一ケ年に留めず、これを繼續事業として、其の翌年も亦實施するに至つた。この二事に依ても、米國朝野一般が如何に児童保護に熱心であるかの一端を窺ふことが出来る。

尙ほ乳童保護以外に同児童年に於て、計畫したる事項は既記の如く、他に四項目であつたが、何れも一ケ年間に其の計畫を實行したのである。然しこれは乳幼児保護とは、其の範圍を異にするがため茲にはこれを抄略する。

この「児童年」の企圖が、如何に緊要視せられたるかは、當時の大統領ウィルソンの言によつても證することが出来る。曰く

「正義と邦家のために、一身を挺して、戦争に立つ勇悍なる軍人に對し、舉國最善を盡すを第一義となすが、これを外にして、現時尤も愛國的なる行爲は國民の約三分の一を占むる児童を

徹底的に保護せんとするの企圖に在るを確信する。而して今や其の目的を達成せんがために、「児童年」を企劃し、乳幼児十萬人の生命を救助せんとし、尙ほ進んで米國全州の児童のために健康、教育、及び労働に關する最低標準を制定するに至らんことを、期待しつゝあるのである。」云々。

斯くして児童年は何れの部門に於ても、偉大なる奏効をなすを得て、児童保護の施設はその後益々普遍的徹底的になり來つたのである。

以上の外、乳兒保護の施設尙ほ他に幾多あるも、其の重なる部分は先づこれに盡たと信ずるを以て、次に乳幼児保護の事業として、晝間幼児保育事業を記述しよう。

第九節 晝間幼児保育事業

保育事業設置の二大理由は、(一)母親保護、(二)児童保護である。前者は母親が内職又は屋外労働に従事する場合、子女の纏綿より免れ、安んじて労働に従事し、且つこれに依て、労働能率

を増進して、収入の増加を計るため、後者は乳兒及び幼兒を、晝間一定の場所に收容し、母親の勞働中、これに代つて適當なる保護教養を與ふるためである。

保育所の起原

保育所の起原は一八四四年巴里に於て、フルマン・マルポーと稱する一小學校

教員が其の必要を痛感して、市内の工場内に設置したるを嚆矢と稱せられて居つたが、最近の新たなる調査に依れば、佛國一農村の牧師が一七六九年其の住居中に生後十五日以上三歳以下の乳幼兒を一女子に托して保育せしめたのが濫觴であると云ふに一致して居る。又獨逸側では一八〇二年パウリー子爵夫人が職工の兒童を頂かり、衛生的に保育したのを起原とすと云ふて居る。併し其の何れが最先なるにもせよ、其の能く世界の注意を喚起し、其の必要を是認せられて事業の普及を見るに至つたのは、何れも一八四四年以後である。而して當時この事業が非常なる世間の歡迎を得、曰くこれ天使の事業なり、曰くこれ未だ曾て見るを得ざりし事業なりとの讚辭を得たのである。亦以てこの事業が當時如何に必要視せられたかを窺ひ知ることが出来る。

内外に於ける保育所の近況

内外に於ける保育所の狀況は最前幾多の方法によつて、世に紹

介せられて居るので、今改めてこれを詳述するの必要を認めない。故に其の近況に就て、記述を試みよう。今や歐米何れも保育所の設置を見ざるはなく、これによつて、母子共に甚大なる利益を享有するは周知の事實であるが、其の實際に徴すれば、佛蘭西に於ては、目下四百二十六の保育所を有し、其の中巴里は其の近郊を加ふれば百内外に達する。而して其の收容年限は生後數週間より二ヶ年半までを限度とし、最初は多く私設團體の經費にて、國家はこれに對し相當の補助を與へつゝあつたが、今や次第に公立を主とするに至つた。これは一は戰時中私設團體の經營困難に陥り、閉鎖の已むなきに至つたのも原因をなして居る。又乳兒に對し母乳養を獎勵するの目的を以て、一九一三年以來法律を制定し、乳兒を托する母親に對し、一日二回特別休憩時間を與へて、授乳せしむることにして居る。又英國は其の數五十内外、倫敦にては約七十と稱せらる。一九〇八年に設立せられた中央保育協會は、保育事業の宣傳及び新設事業に對し、助成に力めつゝあると共に、文部省は年々特別獎勵費五六萬を支出して、これが増設發達を促がしつゝある。保育年金は三歳までを限度とするも、尙ほ時に三歳以上を收容することがあり、保育時間一

日九時間、一週五日間以上を原則として居る。又米國に於ては、最初一八五四年紐育市内に設立せられ、今や全國七百の保育所に保育兒童三萬ありと稱せられて居る。其の中紐育市には、百有餘、收容兒童六千人、これに要する一ケ年經費八十萬圓に達することである。其の中設備の特に完整せるは、聖イグノスアス保育所である。同所は某富豪百萬圓の遺言寄附に依て、一五年に設立されたものだが、その構造は六階の高層にして、屋上庭園もあり、各室防火設備が完整して居る。部室の區別は、乳兒室、匍匐兒室、幼稚兒室、晝寢室、食堂、健康診斷室、隔離室、遊戲室、浴室等の外、會て收容兒たりし學童のために、特に學齡兒童室等に區別されて居る。其の設備の齊齊せる未だ會て見ざるところである。而かも米國に於ける保育所は年々増加の傾向を有し、一九〇〇年には百七十五、一九一〇年には二百八十、一九一五年には四百五十となつたが、一九二〇年には七百有餘を數ふに至つた。紐育も亦同様であつて、一九一〇年には八十五であつたのが、一九一九年には百〇五に達して居る。又重なる都市には其の地方の同盟會を設け、更に全國保育事業同盟會を組織し、年一回總會を開き、時々印刷物等を發行して、相互の連絡と健全な

る發達を企圖しつゝある。而して斯く多數の施設を有するの都市に於ては、紐育市を初め、其の他の都市に於て、特に監督規定を設けて、衛生的に監督をなして居る。紐育の如きは其の適例である。保育所に必要な即ち衛生的設備として左の數項が要求されて居る。

- (イ) 適當なる空氣の流通、光線及暖室の設備。
- (ロ) 傳染病の疑ある者に對する特別室。
- (ハ) 通風よき更衣室
- (ニ) 室内の容積は兒童一人に對し、二百立方呎以上。
- (ホ) 乳兒用の寢臺は金屬性のものにして、一人一個たること。
- (ヘ) 寢臺は各二呎の間隔を保たしめ、臺上には蒲團を用ひず、金屬網の上に一枚の毛布を敷くこと。
- (ト) 手拭、櫛の類は各自使用を定め、共用を禁ずること。
- (チ) 清潔なる上衣を着用すること。

以上の外、幾多の設備すべき事項があるが、各月一回衛生監督醫を派遣して、衛生状態を審査せしめ、尙ほ保育所經營に關する許否は衛生的設備に對し、周到なる調査を遂げた結果に依つて決定し、而して其の許可の期限は一ヶ年を限度とし、毎年これを更新するのである。其の收容兒童の保護上用意の透徹する驚嘆に餘りあるのである。

我邦の保育所は大正八年末にして、七十六を有して居るが、明治二十五年に新潟市に施設せられたるを最初とする。爾來其の進歩極めて遅々としてゐたが、三十七八年戰役の際軍人遺家族後援の目的を以て、各地に設置せられた保育所の數は神戸婦人奉公會の設立になる現在の戰役紀念保育會を始め、一時二萬内外に上つたのである。然しこれ等は戰役の終熄と共に多く閉鎖せられ、その内今尙ほ繼續するもの漸く七八ヶ所に過ぎない。斯くて明治四十四年に於ては保育所の數全國を通じて、僅かに十八を算したのみだが、大正に入つてより、比較的其の増設を見、大正元年より同八年に至る八ヶ年間に五十八ヶ所の新設を見るに至つた。而して今や逐次其の數を増加するの状況に在る。併しながら、我邦の保育所は乳兒を收容すること稀で、三歳以上の幼兒を收容

するものが頗る多い。乳兒をも收容する保育所は全數の中漸く十三四ヶ所に過ぎぬ。即ち其の年齢別は左の通りである。

一歳未満	二〇二	一歳以上	九二七
三歳以上	三、〇七三	三歳未満	一、〇五一
六歳未満	五、二五三	六歳以上	
計			

故に、我邦に於ける保育事業はこの點に於て、歐米に於けるそれと大に趣を異にして居る。三種の保育事業 外國に於ける保育事業は、少なくともこれを三種に分ち得る。一は主として乳兒を保育するもの、二は乳兒及び幼兒を收容するもの、三は三歳以上の幼兒のみを收容するもの、即ち之である。第一はこれを乳兒保育所と稱し、搖籃と云ふ意義である。第二は乳幼兒保育所とでも稱すべきもので、通常これを晝間保育所と稱し、更に第三は幼稚學校と稱し、主として三歳以上學齡までこれを收容する。而して外國では少なくとも第一に屬するもの割合に多く、米國は第二を主とし、英獨二ヶ國は第三に重きを置くが如く思はる。我邦は寧ろ混亂の状態であつ

て、何等劃然たる區別はないが、其の實質より云へば、第三に屬するものが比較的多数を占めて居る。幼稚學校の起原は、保育所のそれよりも古く、そして其の數も亦多いのである。例へば英國の如きは、一八〇〇年に社會改良家ロバート・オーウエンが自己經營の蘇國紡績會社に初めて、二歳以上の幼兒を收容して、斯業の端を披いた。而してそれが、一八七〇年の教育法によつて、公共團體が父母の請求に基いて、三歳以上五歳以下の幼兒のために、幼稚學校設立の義務を負ふこととした。其の結果、一時に約六十萬の幼兒が在籍するに至つた。尤もこれは幼稚園に近いものに變じた。又獨逸に於ては、保育所の數は僅かに百三四十に過ぎないのに、幼兒預所の方は一八二〇年にデトモンド王妃がデトモンドに開設したのを嚆矢とし、今や全國二千有餘に達し、伯林のみでさへ百内外に及んで居る。尙ほ米國はこゝに所謂幼稚學校に該當するものは、英獨のそれの如くには多くないやうである。そして保育所は必ず乳兒を收容し、それ以上學齡に達するまでを收容するのを、大體の方針として居るやうである。我邦は今後如何なる方針を採るべきかと云ふに、米國式を最良と信ずる。保育所には乳兒とも收容するやうにすることが適當と

思はるゝ。尤も乳兒は母親の手許にあるのが、大體に於て、最も安全で、且つ最も必要である。

然し夫婦共働きをする家庭に於ては、乳兒の哺育が一番困難である。これを信用ある而かも保育の方法を充分會得してゐる婦人に依託するは、容易の事ではない。それで矢張り斯かる乳兒を保育所に托するのが最も安全で、且つ最も賢良の策と信ぜらるゝ。吾人は現在社會の状態を總合して考ふる時に、結局夫婦共働きを必要とする家庭の乳兒は、これを保育所に收容するを最良と信ずる。この意味に於て乳兒をも收容する、保育所の増設を希望せざるを得ない。

我邦保育所に對する注意

保育所經營に關し注意すべき要點は、衛生上及び教育上の事である。

外國に於ては、前者に對し、特に周到なる注意を見るも、我邦に於ては、甚だ不完全の状態にあるを遺憾とする。紐育市に於ける監督の方法に就ては、既に其の一端を紹介したが、それによつても、其の一斑を知ることが出来る。斯かる嚴重なる監督の下に、保育所を置く所以は、全く兒童の衛生を重んずるがために外たらぬ。乳幼兒の最も恐るべきは疾病、特に傳染病の感染といふことにある。若し衛生上の注意を怠るに於ては、容易く疾病に罹り、傳染病に感染するの

虞がある。これ實に重大事である。外國がこの方面に、特別の注意を怠らないのは、正に當然である。然るに我保育所に於ては、衛生上の設備に關して、何等特殊の監督醫もなく、従つて自然非衛生的に陥り、且つ傳染病に冒され易い。故に、この點に關しては、將來特に注意を要し、又各府縣に於ても、時々官公吏を派して、衛生的の設備を奨勵し、且つ監督するの必要を認むる。尙ほ保育所に於て缺陷と認めらるゝ一事は教育の點である。保育所は幼稚園とは其の選を異にして居るので、教育系統のものではないが、併し乳兒以外乳兒を終日收容するの場所としては、この間に適當の教育を施さすべきは、極めて大切である。然るに我邦に於ては、この點に關し、未だ適當なる教育を施し居るとは信じられぬ。これは獨り我邦のみではなく、外國に於てもこの非難の聲は往々聞く所である。兎に角、晝間母親特に家庭全體に代つて、晝間乳兒を保育せんとするには、教育に關しても、亦其の年齢に適應したる教育を授くることが緊切である。今後心身に健全なる發達を得させるやう努力せられんことを切望して已まぬ。最近英國の施設を見るに特にこの方面に重きを置くに至つたのを認むるのである。英國にては保育學校なるものを起して

一歳より五歳までの乳幼兒を收容し、主としてモンテソリーの教育法に基いて教育して居る。尤もこれは普通の幼稚園ではなく、大體、今日までの保育所と同型ではあるが、單に晝間母親に代つて、これを保育し、保護すると云ふのみでなく教育的遊戯、自動的精神、簡易なる作業等、其の年齢に應じて、適應の訓練を與へんとするに在る。邦邦に於ても、亦この點に關し、特に充分留意するの必要を認むるのである。今左にこれを列記して参考に資せよう。

一、保育事業の特長

(一) 客觀的方面

- (イ) 乳兒死亡の減少
- (ロ) 幼兒健康の増進
- (ハ) 幼兒知識の開發
- (ニ) 主觀的方面
- (イ) 母子恩愛の持續

児童と社會

- (ロ) 好學心の助長
- (ハ) 獨立心の維持
- (三) 家庭的方面
 - (イ) 家庭收入増加
 - (ロ) 家庭の改善
- (四) 事業的方面
 - (イ) 少額の経費
 - (ロ) 育兒院收容兒童の減少、經營上注意すべき事項
- (二) 保母に關する方面
 - (イ) 適當なる保母を得ること
 - (ロ) 相當俸給を支給すること

- (ハ) 必要なる休養を與ふること
- (二) 兒童に關する方面
 - (イ) 年齢の制限 (二三ヶ月以上學齡までを可とすべし)
 - (ロ) 年齢による室の區別
 - (ハ) 兒童と保母との割合 (乳兒四五人に一人、幼兒十五乃至二十人に一人の保母を適當とすべし)
- (ニ) 入所以前の家庭調査と診斷
- (ホ) 哺乳及び給食の度數 (哺乳度數は醫師との相談を要す、給食は晝食一回)
- (三) 家庭に關する方面
 - (イ) 母親の監督
 - (ロ) 貯金の奨勵
 - (ハ) 職業紹介

(四) 一般施設に關する方面

醫師を招聘して衛生上周到の注意を得るの外、被服、搖籃、遊

戲場、病室、浴室等

一、保母に對する注意

(一) 研究に關する事項

(イ) 兒童生理及び兒童心理の研究

(ロ) 兒童教育學の研究

(ハ) 育兒方法の研究

(ニ) 修養に關する方面

(イ) 兒童愛好心の養成

(ロ) 同情心、親切、忍耐等の諸徳の養成

保育事業に對する最近の思潮

保育所の設立は母親保護と兒童保護とを目的とするは、既記の如くであるけれども、輓近これに對し、その設立を無用視し若くは更にこれを有害視するの思

潮亦これなきにあらざるの狀況である。これを無用視する議論は、主として米國に行はれて居るが、それは近來米國各州殆ど母子扶助法を制定するに至つた結果、保育所に收容を必要とする兒童の大部分は、今や同扶助法に依て、母子共に其の家庭に於て、適當の保護を受け得るに至つたため、これを保育所に託するの必要なきに至つた。故に現時に於ては、最早保育所存在の必要なしと云ふにある。これ素より一理なきにあらざるも、これを事實に徴するに、生活不如意のため、保護を要すべき母親の總てが、母子扶助法に該當さるではなく、況んや同法は例によつて扶助を受くる主體が必ずしも、一様でないが、主として寡婦若くはこれに準ずる者で、子女を有するものに限るを通則として居るが故に、これに該當せざるものにて保累の過多、賃銀低廉等のために母親の出でて勞働しなければならぬ者に對しては、依然として其の子女を保育すべき適當の機關が必要なのである。

又有害説の主張者は、保育所は勞働者の賃銀増額運動をなさずして、徒らに母親の勞働それ自身を默認し、これによる生活の脅威を緩和せしめんとする事業であるから、勞働者保護の根本

精神に背反し、保育所の増設を奨励することは、結局、資本家に加擔して、夫婦共働きの不幸な状態を繼續せしむるの運動と同一意義に歸するので、これ却つて社會に害毒を流布する事業であるとの主張である。これは前者に比すれば、根本的で、相當傾聽に價すべき問題である。即ち既婚の女子は、其の生活の脅威より免れんがために其の子女を棄て、労働に従事すべきでは無い。宜しく主働者の賃銀を増加し、各家庭をして、其の身分に應じ、體面を維持せしむべき程度に進めさせねばならぬとの意見は、今や多くの識者の一致する所見である。即ち労働問題の旺盛なる泰西諸國に於ては、正に適當の所論となされて居るやうである。故に、最近に於ける保育所設立理由の中には、前述の二大理由の外尙ほ將來の方針としては、保育事業は現在の産業制度より發生する缺陷を改良し、これを矯正して、竟に現在の意味に於ける保育所の存在を無用となさしむる方針を採用せねばならぬと云ふに一致して居るやうである。それで現在に於ては、一方保育所を設立して、現下直接の必要に應ずると共に、他方賃銀問題に對しても、これが徹底的解決に努力せねばならぬと結論されて居る。

然らば我邦に於ては、これに對し、將來如何なる態度を採るべきかと云ふに、我邦に於ても、今や労働者に對する最低賃銀法の制定を必要とすべく、従つて一家の主婦が生活の脅威を免かれんがために、出で、労働に従事するが如きことなきに至るべきは、切望に堪えざるところなるのみならず、これに向つて、最善の努力を盡すべきではあるが、然かも事實問題として、今直ちに其の實現を期することは、極めて至難であるから、かゝる時代の到達するまでは、依然として保育所の設立が緊要である。従つて我邦では、今尙ほこれが増設を必要とするの時代である。若しこれこれが爲めに、賃銀の必要なる増額を妨ぐるが如きことあらば、宜しくその奨励を中止すべきであるが、全國七八十の保育所に五千人内外の兒童を保護するに過ぎない現狀に於て、斯かる大問題の解決に、一障礙を來して居るとは、微塵だに信ずることが出来ぬ。尙ほ我保育事業は隣保事業の少なき我邦に於ては、保育所直接利益以外、尙ほ個々の家庭を改善し、更に進んで、其の隣保を改善するの副産的利益を享有し得るが故に、この點より考察するも、其の存在は依然として極めて必要である。

第三章 學童保護

乳幼兒保護問題に亞いで起るものは、學童保護の問題である。學童保護は多方面より考察するを要する。従つて其の保護の方法も亦、多岐に涉らざるを得ない。少なくとも國民教育普及の問題、學校衛生問題、劣等兒教育問題、虛弱兒保護問題及び放課後の保護問題等に區別するを要する。以下これ等の諸問題に對し、彼我設の状態を記述せんとする。

第一節 國民教育普及の問題

國民教育の要は國民として、必要なる最少限度の教育を國民全體に普及せしむるに在る。これ即ち法律を以て、教育を強制する所以である。而して事實上國民教育を強制するに、最も必要なる對象物は細民の子女である。これ等の子女は家庭に於ても、將た社會に於ても、殆ど善良な

る意味に於ける教育を受ける機會を得ないので、若し組織的の教育を受くべき機會ありとせば、そは即ち小學校教育のみである。故に、若しこれ等の兒童が學校教育を受くるの途を失はば、其の生涯中何等善導教化の恩澤に浴するの場合を得ざることになる。國民教育は總ての兒童に、均等に必要である。然し細民の子女には、殊更に必要である。

我邦に於ては、明治五年學制を發布して、國民教育の基を開き、明治十九年學校令を制定して強制教育となし、其の後數回の改竄を経て、現行小學校令に及んで居る。然るに小學校令中國民教育普及上最も遺憾とする一事がある。それは不具兒、貧困兒に對して、今尚ほ依然として猶豫若くは免除の除外例を設くることである。これは文化未だ遍からざる時代に於ては、幾分寛恕すべき餘地あるとなすが、國民齊しく文化的生活に浴すべき權利を有すとなし、且つ教育の機會均等さへ高調せらるゝの今日に於て、猶ほ依然として國民の最弱者たる不具者、貧窮兒に對し、國家が特別の保護を如ふべき何等の施設をなさずして、漫然とこれを教育の恩澤、寧ろ權利より除外するの制度を維持して、平然たるは、單に兒童擁護の見地よりするも、一大痛恨事たるを失は

ぬのである。小學校令第三十三條に左の如き規定を有する。

小學校令

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又はハ不具癱疾ノ爲メ就學スルコト能ハズト認メタルトキハ市町

村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノタメ就學セシムルノ時期ニ於テ就學スルコト能ハズト認メタル
トキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學を猶豫スルコトヲ得

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧困ノ爲メ其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハズト認メタル
亦前二項ニ準ズ

右の中病弱 又は發育不完全のものは、其の狀態に在るの間其の就學を猶豫すべきは已むを得ざるの適法なるも、不具兒精神薄弱兒又は貧窮兒に對し、國家が國民教育の機關よりこれを除外して、何等特殊の教育保護の途を講ぜざるに至つては、實に沙汰の限りと云はざるを得ない。我邦の小學校令は單に普通及びそれ以上の家庭に於ける普通兒のみを教育し、其他は放棄して顧

ざるの法規である。斯くの如きは國民教育の根本精神に背反し、時代錯誤の甚だしきものと謂はざるを得ない。而してこの法令發布當時に於ては、これに該當するもの實に七十七萬六千人の多きを占めて居つたが、其の後、公私團體に於て、特殊教育を施行し、若しくは生活補助をなすの故を以て、次第に其の數を減少して、大正九年三月末の調査に依れば、未就學者及び半途退學者を加へて、其の數九萬三千六百四十九人に過ぎざるに至つたは、一面愁眉を披くに似たるも、然かも目下教育令より猶豫せられたる兒童中特殊教育の名の下に、特に貧兒として差別的教育を受けつゝある者一萬五六千に達するのと、尙ほ全國七十有餘の盲啞學校に多數の盲啞兒と特殊保護機關の下に收容するの實狀に對しては、兒童の權利擁護の立場よりして、其の不條理を難詰せざるを得ない。況んや、彼等十萬内外の不具兒、貧窮兒は單に學籍簿に記入せられたるものに就ての調査にて、貧窮兒若くは不具の故を以て學籍簿に記入なきもの、亦更に多數に上るべきは想像するに難くない。現に大正九年三月末の學齡兒童數は、男四百五十七萬六千九百九十五人にして、女四百三十萬八千七百三十五人なるを以て、兩者の差は二十二萬内外に達するが、國勢調査の結果

を見るに、全國に於ける男女の差は僅かに十二萬四千餘人に過ぎない。然らば少なくとも女子のみに於て、十萬以上が學籍簿に記入漏れなるを證すべく、男子とても記入漏れなしと爲し得ざるを以て、不就學兒十萬内外と稱する以外に尙ほ十數萬の不就學兒が全然教育機關より除外されて居るを認めざるを得ない。かくの如きは益々以て大正の聖代に於ける一大恨事と謂はざるを得ない。故にこれに對しては、一日も早く小學校令第三十三條を撤廢して、公共團體若くは國家に於て、普通兒と同様、これに國民教育を施すの途を講ぜられんことを要望せざるを得ない。内務省に於ては、事態容易ならざるを認められ、大正十年社會事業調査會(當時の救濟事業調査會)に、これが保護方法を諮問したるが、審議の結果、これに對する徹底的の保護の必要を認め、其の方法を文部省に一任することとなし、同省に於ては、これが撤廢に先だち不就學兒童の就學を可能ならしむべく、三百萬圓の補助費を要求したけれども、經費節減のためか、まだ其の成立を見るを得ざる遺憾の状態に在る。

外國の施設 泰西友邦に於ては、貧兒又は不具兒たるの故を以て、就學を猶豫若くは免除せら

るゝの規定はこれを見るを得ない。國民一般に課すべき最低限度の教育に對しては、國家は方法を講じて、其の徹底を期しつゝある。それで授業料の徴收なきは勿論、一切の學用品は公費給與若くは貸與を通例とし、必要ある場合には、一日一兩回の給食をなすものも少なくない。又貧困にして、就學せしむる能はざるが如きものに對しては、救貧法に依て、救助し若くは私設社會事業に於て、これを給與するを常とする。又不具兒、精神薄弱兒等の教育の如く、特殊の設備を要し、又經營上比較的多額の經費を要するものに對しては、官營か然らざるも、政府より多額の補助を支給するを通則とする。これ等の施設に對照すると、我邦のそれは甚だ貧弱で前途頗る遠達の觀はあるが、最善の努力を盡してこの種兒童保護の徹底を期せねばならぬ次第である。

第二節 學校衛生

學童の衛生問題は學童全體に關する大問題である。乳幼兒の健康良否如何が其の生涯に長く影響を及ぼすは勿論であるが、國家は法律を以て、國民全體に強到教育を施行する以上、單に其の

知識の啓發にのみ重きを置くべきではなく、所謂智育、德育、體育の三者を、徹底的、普遍的に育成せしむべきである。健全なる精神は健全なる身體に宿るの古語を改めて引用するまでもない。我邦に於ては、智育德育方面には、相當重きを置くの實相を観るも、體育特に衛生方面に於ては、未だ甚しく不完全の状態にありと云はざるを得ない。學校醫職務規定を按ずるに、

第二條 學校醫ハ毎日少クモ一回教授時間ニ於テ當該學校ニ至リ衛生上ノ事項ヲ視察スベシ。

學年ノ終リ及ビ學期ノ初メニ於テハ殊ニ當該學校ニ至リ視察スルヲ要ス。

第四條 學校醫ハ學校視察ノ際疾病ニ罹レル兒童を發見シタルトキハ其ノ疾病ノ結果休業又ハ治療ヲ爲サシムルコトヲ學校長ニ申告スベシ。

第五條 學校醫ハ學生生徒身體檢査規定ニ依リ生徒ノ身體ヲ檢査シ身體檢査表を調整スベシ云々

其他尙ほ二三の規定を有して居る。これによれば、學童に對する保健方法は相當具備し得るやうであるが、事の實際は遺憾ながら、大部分有名無實の状態にあると云はねばならぬ。尤も學校醫

を採用して居る學校は全國二萬七百有餘の中、五千餘で、即ちその四分の三はこれを採用して居る。而してこの中には相當の俸給を支給し、毎週一二回學校醫の登校執務するところもないではないが、それは寧ろ稀有の現象で、大部分は單に名目のみで、其の手當の如きは、一ヶ年漸く三四十圓を支給するに過ぎないのが多數を占めて居るやうである。我邦の法律には外觀上整備して居ても、其の實際に於て、空文死法に屬するものが尠なくないやうであるから、學校衛生に關するものみに完整を期待するは、或は酷に失するの嫌はあるが、然し學童保護問題は將來強健なる心身を有する國民の造成に至大の影響を及ぼすものであるから、この見地よりするも、社會は到底これを等閑に附し去ることの出来ぬ大問題である。

學童保健上、第一に注意すべきは榮養問題である。榮養不良の儘で登校させ、授業しても、教育の効果を充分ならしむることの出来ぬのは、今更説明の必要はない。故に學校醫は單に學童の疾病に注意するのみならず、榮養不良、若くは缺食兒童に對しても、充分の注意を拂ふを必要とする。然るに我邦に於ては、學童保健の見地から、この點に注意するの學校は事實極めて僅少た

るのである。却つて我邦八百萬の學童中榮養不良若くは缺食状態にある兒童が幾割を占めてゐるか、又其の主因は何處にあるか、これが保護方法を如何にすべきかを研究し、實施しつゝあるは、寥寥々曉星の如しである。外國ではこの方面の調査を大分重要視して居る。英國に於ては、一九一七年に調査せる結果に依り、學童の一割は榮養不良の状態に在るを發見した。又、ドクトル・ウードは米國學童の一割五分乃至二割五分即ち三百萬人乃至五百萬人の學童は榮養不良の状態に在ると報告して居る。又、紐育市兒童保健局長の調査報告に依れば、一九一五年には單に六分であつたが、一九一七年には二割一分即ち紐育市學童中二十萬人は、斯かる状態に置かれて居るとのことである。それで紐育市に於ては、これが原因を調査して、極力其の防止若くは根治策を改究しつゝある。而して其の調査の結果によれば、其の主因は貧困と無智とである。貧困の結果は缺食又は減食等により、所要の滋養食料を攝取し得ざるのと、無智の結果は食物調理法を知らざるのため、睡眠不足、疲勞回復等に留意せざるのため、又は疾病に心附かざるのため等に歸して居る。食物に關しては、不充分食物と不完全食物とによつて、榮養不良に陥るのである。

而して不充分食物に就ては、敢て言ふ必要はないが、不完全食物とは、榮養價値や時間等には何等頓着なしに、徒らに不良若くは多量の食物を不規則に與ふ等のことで、これは無智の結果である。それで兎に角、この方面の知識普及の方法を講ずることが、極めて緊切である。而して榮養不良は如何なる結果を兒童に及ぼすかと云ふと、遂には疾病其他に對する抵抗力の薄弱、居動の不活潑特に流行性疾患に陥り易く、又、學校内に於て、劣等兒として取扱るゝに至るのである。然らばこれを如何にして、改復せしむべきかと云ふに、それには種々あるも、紐育市に於て試みつゝある數項を掲ぐれば、左の通りである。

(1) 各學童の體量を測り、平均兒童の體重より七分以上輕減して居る場合には、保健科に出席せしむべきこと

(2) 鵜香の習慣、飲料水の多量の飲用、過度の疲勞の際又は不規則の食事等は改善すべきこと

(8) 茶又は咖啡の如き刺激物は飲用せざるべし

(4) 鼻口等の疾病には常に注意して、速かにこれが治療に力むること

(5) 絶へず食物の分量に注意すること

一七六

(6) 休息と食事とは、適宜數時間を與ふること、午前中一回の中間食事を必要とする。

(7) 保健料に於て、児童生理及保健的生活の慣習を教育馴致するを必要とする。

生活の脅威より來るものは別として、主に無智より來るものに對しては、是非とも以上の數項に注意して、斯る状態より榮養不良に陥るものを事前に防止するを必要とする。紐育市に於ては、最近夏期保健學校を十ヶ所に開催して、榮養不良兒の改復に努めたが、其の成績は極めて良好であつた。それは小學校に於て、榮養不良と認めたるものより、七校に於て收容力を有するだけを選択し、毎日朝九時より午後五時までの八時間、児童を保護するのである。然し保護の目的は、榮養不良状態の回復に在るを以て、素より斯る長時間學課を課するのではなく、食事、休息、遊戯、入浴及び作業等に分類して、適宜にこれを按排して居る。而して児童をして、愉快に快活に終日を送らしむるやう、常に最善の努力をなして居る。尙ほ二週間に一回保健講座を設けて如何にせば、健康を維持すべきかを教へ、又其の際母親をして、同校に出席すべきを勧誘

する。其の成績は設立日尙ほ淺きの故を以て、未だ積極的にこれを公示するまでには達して居らないが、收容された學童は、其の體重及び身長の平均以上に達せるものは、少ないとのことである。又更に數年前、紐育市内に児童保健協會なるもの設置されたが、設立日尙ほ淺きに拘らず児童健康増進のためには、あらゆる方法を講じて居る。其の一端を記述せば、児童の榮養不良に陥るは食事の方法を知らざるに基因するもの尠ならずとの故を以て、學童中より二十五名の有志を選択し、これを食事少年團と稱し、一般兒童が中食の際、適當に各少年團員を配給して、食事の方法を實際的に教育するのである。斯くして一般學童をして、食事は各自の保健及び生育のため有効に攝取すべきものなるを自覺せしむるのである。其の結果著しく榮養状態を回復して、體重の増加したるものあるを認むるに至つたのである。斯くの如くにして、紐育其他に於ては各種の方法を通じて、兒童特に學童の保健に最善の努力をなしつつあるを認むるのである。尙ほ榮養不良を回復せしめんがために、給食制度を實施するもの、今や殆ど歐米各國に及んで居るは、周知の事である。従つて今改めて、これを詳説するの必要はないやうであるけれども、

然かも其の概要を記述するは、必要事たるを信するを以て、少しく記述せんとする。

凡そ學童が欠食するに至るの原因は、大凡これを四つに區別するを得る。即ち

第一は貧困にして充分なる榮養物を給するの資なき場合、

第二は母親が生業のため、早朝より外出して食物を給するの違なき場合、

第三は學校の遠距離なるがため途中にて空腹に陥る場合、

第四は親が勞働を嫌惡して子弟教育の義務を蔑にする場合、

等これである。故にその保護の方法も亦一様ではない。然し今主として、第一即ち貧困に原因する場合に就て、これを考案するに、公共團體若くは社會事業の中に於て、學童給食の實施を見たるは、約半世紀の以前に遡り得るも、法律制定の下にこれを強制するに至つたのは、一八八二年佛國を以て嚆矢とする。英國、瑞西及び獨逸等に於ても、其の後相續いて、これに倣ふに至つたが、英國が學校食物公給條例を發布するに至つたのは一九〇六年であつた。而して英國に於ては、一九一六年に於て、十一萬七千餘人に三千萬食を給食し、これが經費百五十九萬九千餘圓

に達したが、政府は其の半額を補助して居る。同條例の英國議會に提出せらるゝや「若し國家の力で飢ゑつゝあつたと云ふ人間を無くすることが出来れば、相當の働きを爲し得るだけの人間と成り得る。然らば今日國家が監獄、救貧院、慈善病院等に要しつゝある設備及びその經費の大部分は最早必要を見ざることになる」云々と説明して居るが、必ずしもこれのみに依て、監獄や救貧院を大部分不要ならしむることは出来ないとするも、飢ゑつゝある兒童を國家が、その儘の生長に任せて顧みないと云ふのは、單に兒童保護の立場よりするも、極めて殘酷の處置と云はざるを得ない。それで英國議會は大多數を以て、その通過を見るを得たが、獨り英國に於てのみならず、獨逸、佛蘭西等に於ても、亦皆盛にこれを實施して居る。而して給食實施に關して、少なくとも二つの特に注意を要することがある。一は給食には、有料無料の二種あるが、貧兒を無料で給食するの故を以て、彼等として卑屈に陥らしめ、又一般學童より蔑視せられざるやう注意すること、他は其の父母をして、無料給食制度を有するの故を以て、父母の尊き義務心を弛緩して、殊更に其の兒童を欠食せしむることなきやうに細心の注意を拂ふことである。若しこれ等に注意を

缺ぐところから、以上の弊害を發生するとしたならば、兒童教育上、容易ならざる悪結果を醸成するに至るのである。巴里市の如きは有料無料の二種に分つても、何れも切符制度にして、有料のものは家庭に於て、これを支拂ふがため、學童各自は其の何れに屬するかを知らぬのである。又能く其の家庭の生計状態を調査して、有料無料を決定するが故に、所謂濫給に陥るの弊と父母の義務心とを弛緩せしむるが如き害毒を招來することが無いのである。少なくとも斯る弊害に陥らざるやうに力めつゝあるのである。

然らば我邦の状態如何と云ふに、これが施設は絶無ではないが、貧困家庭に對しては、其の子女の就學を猶豫若くは免除し得るの規定を有するがため、貧困のため、缺食するが如き學童は自然就學しないので給食制度實施は事實上、存在の場合が少ないと見ることが出来る、然し皆無ではない。これを實際に徴するに、貧困の故を以て、公費給與を受くる者は、大正九年三月の調査に依ると、

現在保護狀況 (文部省調査)

	兒童數	保護費	一人宛均
教科書及學用品の給與	一四九、四二一人	一三四、五七三圓	〇・九〇圓
被服給與	六、〇七三	一一、〇二九	一・八三
食事給與	四、三七七	二五、二五四	五・七八
生活費給與	五、九六五	二八、〇二二	四・七一
計	一六五、八三六	一九八、八七九	一・二〇

これによると、兒童總數は十六萬五千人で、其の給與總額は二十萬圓に過ぎないのである。如何にも其の貧弱な状態を想像することが出来る。而して其中の食事給與は四千餘人、其の金額二萬五千餘圓に過ぎない。然らば貧學童保護上極めて緊要なるものとして、盛に實施せらるるこの給食制度も、一は貧窮兒の就學を猶豫するがため、一は我邦の習慣が外國のそれと其の赴を異にする等のため、殆ど何等の施設なしと云ふに均しき状態であるが、其の主因は我社會は飢ゑつゝ生長する多數の貧兒に對しては、これに適當の榮養を給與せねばならぬとの社會意識が、未だ其の萌芽すら發せざるの状態に在るためと云はざるを得ないのである。

外國に於ける學童衛生

一八二

外國に於ける學童衛生の狀態を知らんとせば、學校醫と學校看護婦の實狀を記述するを必要とする。歐米何れに於ても、今や學校醫を設けて居るが、白國の如きは各學校に學校醫を有し、特に首府ブラツセルの如きは、十日毎に必ず各小學生徒の健康診斷を爲すが如き、其の一例である。

幾多の事實の中に就て、紐育又は市俄古に於ける狀況の記述を試みんとするが、それに先だちて米國二千二百萬の學童は如何なる健康狀態にあるか、ウード博士によつて公にせられたるを見るに、全學童中の四分の三即ち千六百五十萬人は身體的何等かの缺陷を有し、其の中、少なくとも百分の一なる二十萬人は精神異常者、二十五萬人は、心臟疾患、全學童の五分即ち百萬人は結核若くは會て結核疾患に陥りたるもの、尙ほ百萬人は聽官に異常を有する者、二割の四百五十萬人は榮養不足、一割五分乃至二割五分なる三百萬人乃至五百萬人は扁桃腺、腺病質、更に五割乃至七割なる千百萬人乃至千六百萬人は齒牙に異常を有するものとのことである、と。惟ふに醫學上より、充分なる診斷を下せば、殆ど完全に發育したる兒童を見出すことは困難なるべきも

要は家庭なり、社會なりが、それを覺醒して、出來得るだけ、これを回復すべく努力するのと、何等これに對する覺醒もなく、その儘に放棄するのとの差が、即ち將來に於ける國民健否の分水嶺である。米國に於ては、兎に角健康兒と其の然らざるものとを識別して、出來得るだけ、これが保護回復に方あつゝあるの一事は、敬服の外はないのである。其の一方法として、學校醫と學校看護婦に就て一言しよう。紐育市は公私七百二十の小學校を有し、生徒數約二百萬人に達するが、これに對し目下校醫百五十名を置いて居るが、校醫は毎日午前九時より十二時まで、受持學校で執務し、學童の健康狀態を診斷して居る。校醫は平均六校を受持つて、以て一週一回は必ず同一學校を巡回して、二三時間宛學童を診察するの割合となる。又茲日間無斷缺席の場合、其の家庭を訪問して、自ら其の理由を糺す事をも、其の任務の中に含んで居る。而して校醫の俸給は一年二千圓乃至四千圓なるを以て、敢て高給と云ふ能はざるも、午後と夜間とは任意開業し得るの故を以て、斯る程度の俸給を以てしても、猶ほ相當の醫師を招聘し得るのである。

この外尙ほ學校看護婦二百數十名を有する。看護婦は終日學童の保護に従事し、午前中は一週

二回位の割を以て、學校を巡回し、虛弱兒童を簡拔して、特殊の注意を與へ、醫師の治療を要する場合は、家庭に同道して、其の旨を家庭に告げ、必要ある場合には、醫師を紹介して、治療に遺憾なからしめ、又午後は主として受持區域内に於けるこの種兒童の家庭を訪問して、病弱兒童の古市に於ては、一九二八年の報告に依るに、主婦に注意を與ふるに力めて居る。又市俄十四校區に小分し、一區毎に一人の校醫と看護婦とを置き、四校乃至七校にて平均四千人の學童を受持たしむ。以上は單に一二例に過ぎないが、以て學童衛生に如何に重きを置くかの一端を窺ふことが出来る。之を我邦に於ける實況に比すれば、其の間雲泥の差あるに痛嘆せざるを得ない。

學童の疾病と林間學校 學童の疾病中特に注意すべき一は、結核病である。結核は文明病で如何なる文明國にも、一時其の蔓延を呈したが、豫防方法の徹底せる國は、次第に其の減少を見て居る。我邦は未だ減少の曙光を見る能はざるのみならず、却つて年々増加の傾向を有し居るやうである。特に死亡年齢を驗すれば、實に慄然たらざるを得ない。全國死亡千人中結核死亡百

人即ち一割に相當する。十五歳乃至二十歳に於て、同年齡全死亡の四割六分を、二十歳乃至二十五歳に於て、全死亡の四割四分を、十歳乃至十五歳にて三割五分を占むるの如き、即ちこれである。かくの如く早年にして、結核病に斃るゝものゝ多き國は、我邦の外他に類例を見ない。獨逸、英國等に於ては、結核死亡者年齢は比較的高齡者である。然るに我邦に於てのみ、かゝる状態を呈するは、抑も如何なる理由であるかといふに、其の一主因は學童中に於ける保護方法の不良なるに歸せざるを得ないと信ぜらる。結核には、其の程度に依て、潜伏結核と開放結核とに分ち得る。醫師の言に依れば結核の初期より死亡までに、十年内外の星霜を要すと。然らば二十四五歳までに、死亡するものゝ多數は學童中既に結核に感染したるものと、斷定することが出来る。然し兒童は運動慾最も旺盛して、これに伴ふ身體の發育亦頗る盛なるの時代なれば、新陳代謝の盛なる結果、假令一時結核に感染せるも、開放結核に至らずして、多くは潜伏結核の状態にあるのである。然るにこの際其の兒童が榮養不良か、虛弱かにして、これが治療の徹底せざる場合、該結核菌が遂に開放結核となるのである。元來外國の調査に依るも、將た我邦一部の調査に依るも、學

童中の五割内外は、潜伏結核に罹つて居るを證明し得るとのことである。身體が強健なれば、其の儘結核菌が死滅するか、潜伏するかであるが、虛弱なれば發生し易い。更に近來の學說に依れば、身體強健にして、潜伏結核を保有するは却て免疫性を有して、他より侵入せる結核菌の繁殖を防止するの力があるが、身體虛弱なれば、内外よりの繁殖を便利ならしむるとのことである。これ等の理由より考慮すれば、幼兒特に學童時代に於て、その健康保持に力むることの如何に緊要事なるかを明かにすることが出来る。

然らば虛弱兒を如何に取扱ふべきかと云ふに、これには種々の方法があるが、其の中の主なものは、林間學校である。林間學校の目的は、不健康なる學童に對し、保養と教育とを同時に行ふもので、一種の特殊學校である。これが濫觴は現在大柏林市の一區なるシャロットテンブルヒに於て、一八九五年に開始したるものである。其の後一九〇七年には佛國里昂と英京倫敦とに開設せられ、其の翌一九〇八年には米國の一都市に開校するに至つた。而して其の成績何れも顯著にして、到る處廣く一般の歡迎するところとなつたのである。同校は其の名稱の如くに郊外に於け

る森林中、主に雨中用として三四棟のバラックを建つるの外は、凡て天蓋其の儘を利用して、授業睡眠又は食事等、一切を屋外に於て、行ふのである。毎日の開校時間は氣節に依て、相違はあるも、大抵十時間内外である。而して其の多くの時間は、授業よりも休憩、遊戯、睡眠、食事等より特に空氣浴、日光浴及び溫浴等に時間を費し、醫師は毎日診斷して、衛生上の注意を與ふのである。而して開校期間は主に四五月頃より九月頃までの五六ヶ月間である。斯かる状態なので健康の回復さるべきは想像に難くない。而してこれを今尙ほ林間學校と稱するのは、最初主として森林中に設置したためであるが、現在米國に於ては、これを屋外學校と稱して居る。それは紐育、市俄古の如きは、郊外森林中にこれを求むることが困難なるが故に、多くは屋上に適當の設備をなして、こゝに開校するのである。一九一八年に於ける紐育市の報告に依れば、同市の七十五校に百〇二の屋外學級を設け、三千餘名の兒童を教育しつゝあるのである。然るに我邦の状態を見るに、これ亦殆ど何等の施設なく、單に近來赤十字社がこの方面にも重きを置き、夏期これを實施するもの數ヶ所の外は、白十字會が大正六年神奈川縣下に九十名を收容すべき林間學校